

平成19年度 事後評価書

平成20年2月

政策名	5. エネルギー・環境政策		
施策名	28. 原子力の推進・電力基盤の高度化		
施策主管課名	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課	施策主管課長名	政策課長 後藤 収
施策開始時期 ～終了時期	平成18年度～	総投入コスト (予算執行額)	1,406.97(億円) (※平成18年度執行額)

1. 施策の目的・目標及びその達成状況	
施策目的	「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分考慮した上での「市場原理の活用」というエネルギー政策における基本方針の下、供給安定性に優れ、発電過程において二酸化炭素を排出しない原子力を基幹電源として推進するとともに、「安定的な供給の確保」、「環境への適合」を効率的に達成するための電力政策を着実に推進する。
施策目標・指標	エネルギー情勢は大きく構造変化しており、安定供給の確保、環境への適合の必要性が高まっている。これを実現するため、以下の目標を達成する。 - 発電分野において、供給安定性に優れ、発電過程において二酸化炭素を排出しない原子力の推進が重要であり、2030年以降においても、発電電力量に占める比率を30%～40%程度以上とする。 ➤ 関連項目・・・原子力利用等の着実な推進(①原子力利用の推進、②電源立地地域対策、③負荷平準化対策) - 電力分野に係る技術開発を推進することにより、発電分野においては原子力利用等を着実に推進する。また、送配電分野においては、発電された電力を安定的かつ効率的に需要家へ届けるため、瞬時電圧低下や需要変動時等に系統を適正に制御し、電力供給を安定化させるための技術開発や、発電電力を無駄なく輸送するための技術開発などにより、現状以上の供給信頼性を実現する。 ➤ 関連項目・・・電力分野における技術開発(①原子力利用等の推進に係る技術開発、②安定的かつ効率的な電力の供給

に資する技術開発等)

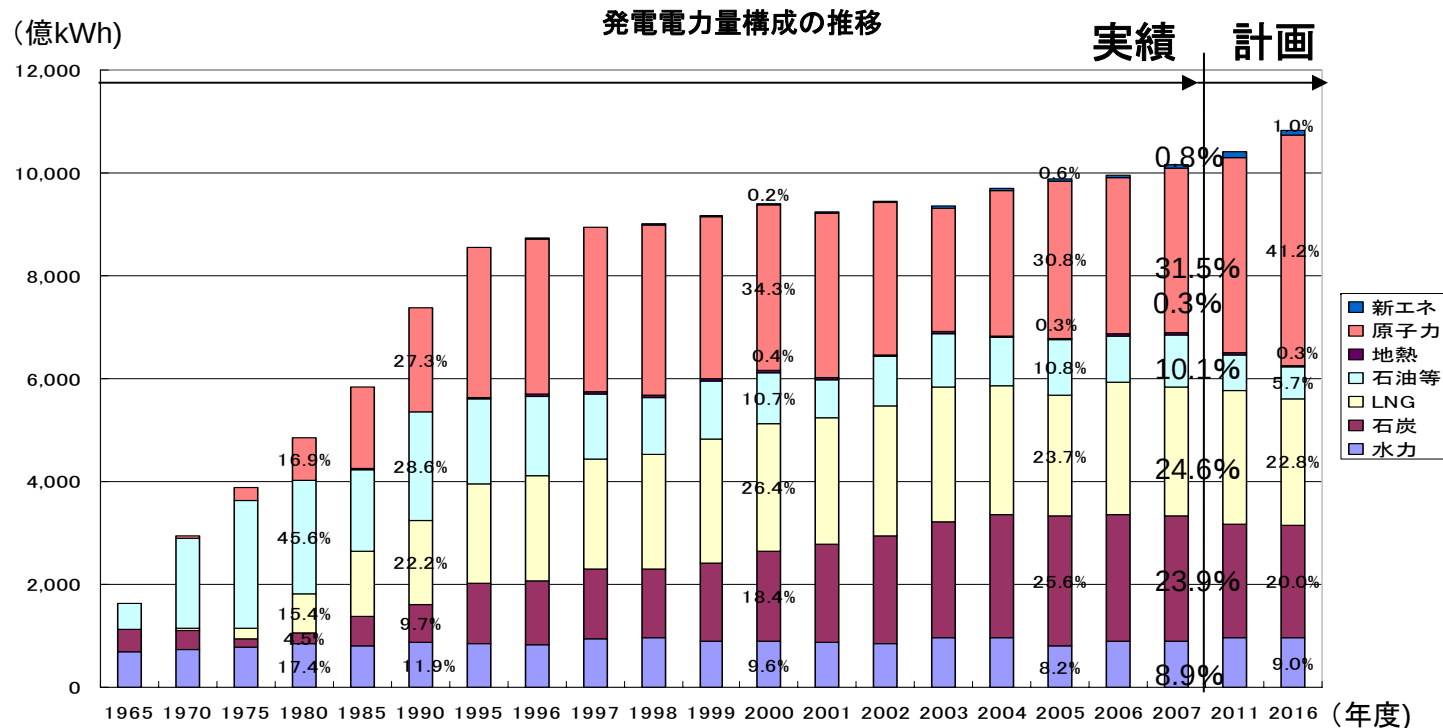
3. 市場環境整備(電気事業制度改革)を行うことにより、電気事業における「安定供給」「環境適合」「競争・効率的」を同時達成する。
- 関連項目・・・市場環境整備(電気事業制度改革)

施策の実績、効果
目的・目標の
達成状況
＜インパクト、アウト
カムの検証＞

≪目標達成状況・指標の推移≫

1. 発電電力量に占める原子力発電比率の推移

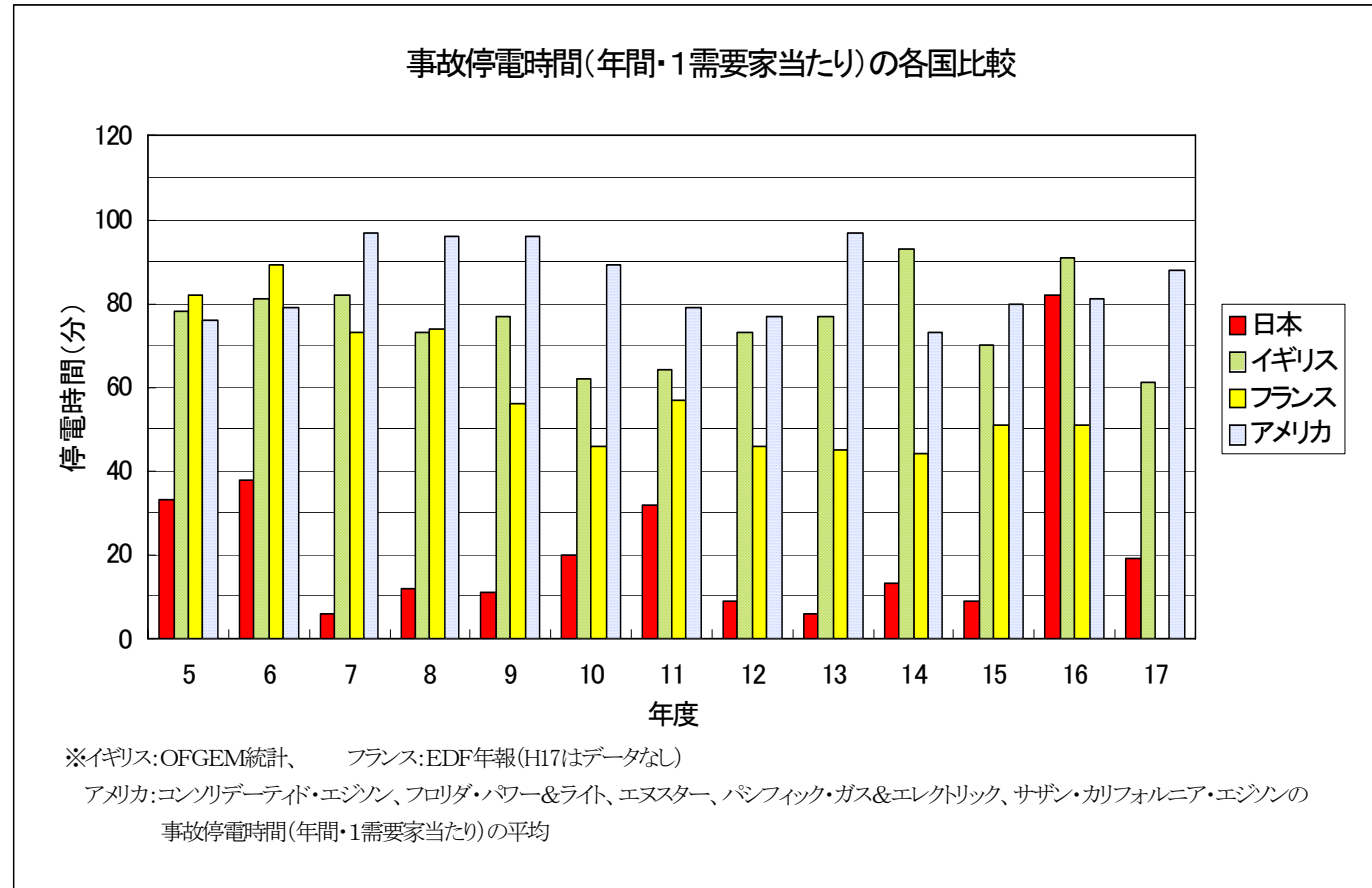
- 発電電力量に占める原子力発電比率は第一次石油ショック時の3%から、平成17年度には約31%まで増加。
- これまでのところ、将来的な目標達成に向けて着実に推進が図られてきているものの引き続き推進が必要。



出典：電源開発の概要、平成19年度電力供給計画の概要

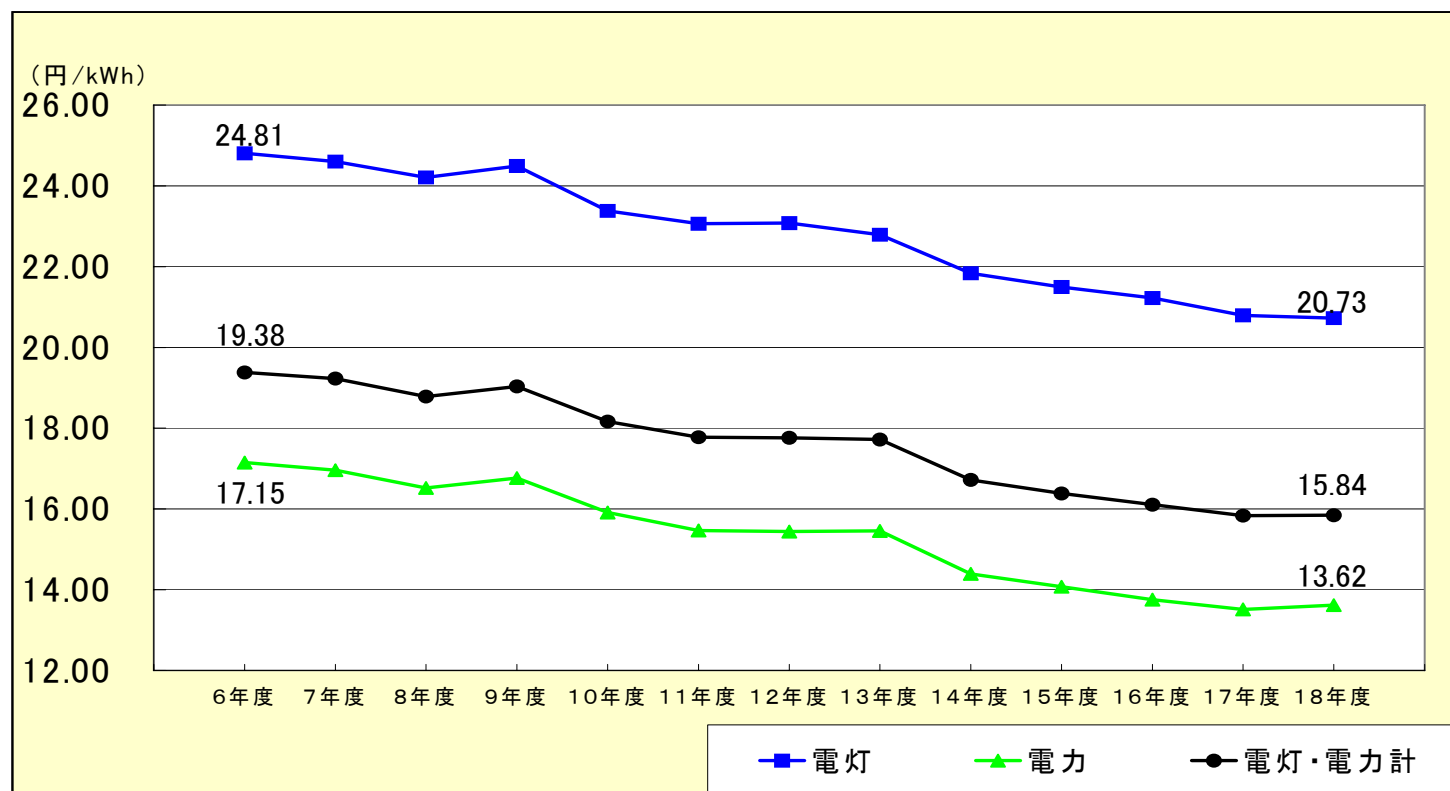
2. 供給信頼性の実現

- 電気の供給途絶等による停電時間の推移は、災害等の多い年を除き、これまでのところ供給信頼度の低下は見られないが、引き続き注視が必要。



3. 市場環境整備の効果

- 電気料金については、これまでの間に約2割の低下を実現。



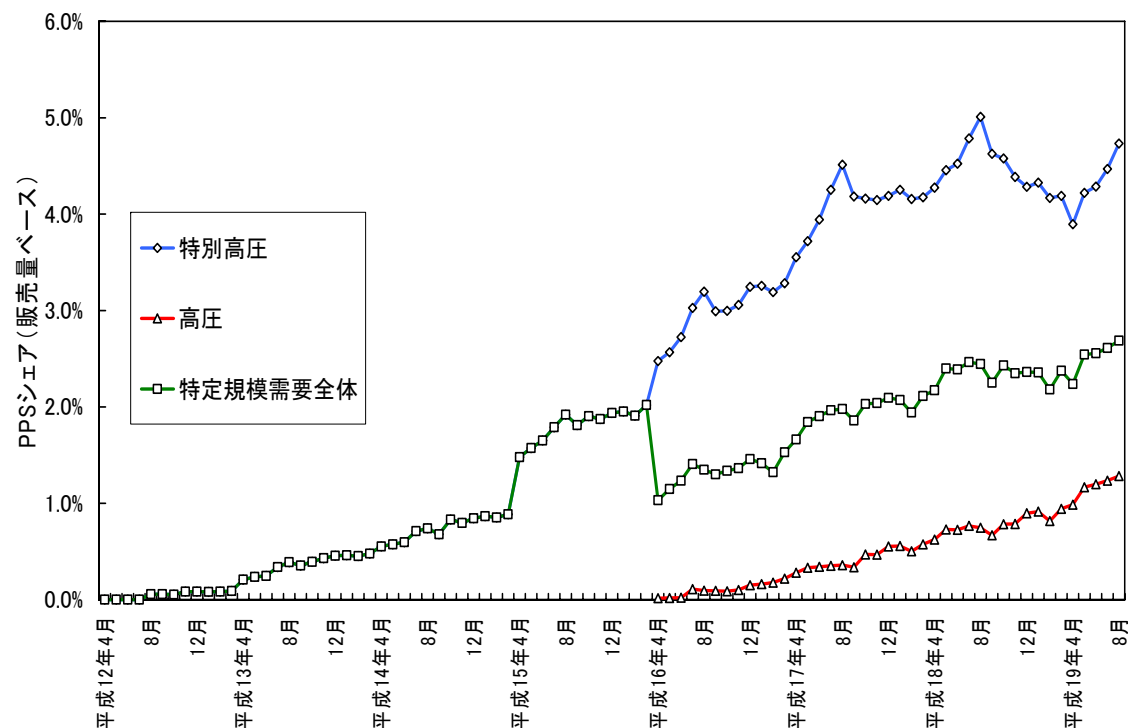
※電灯料金は、主に一般家庭部門における電気料金の平均単価で、電力料金は、自由化対象需要分を含み、主に工場、オフィス等に対する電気料金の平均単価。

※平均単価の算定方法は、電灯料収入、電力料収入をそれぞれ電灯、電力の販売電力量(kWh)で除したもの。

出所:電力需要実績(確報)、各電力会社決算資料

- 新規参入者(PPS)の販売電力量シェアは増加しているものの、未だ低水準であり直近では伸び悩む傾向。

PPSの販売電力量シェア(全国)



H19年8月現在のPPSシェア
 特定規模需要全体: 2.69%
 (規制範囲を含む総需要: 1.50%)
 特別高圧: 4.73%
 高圧: 1.28%

	電力量
全PPS電力量	1,465GWh
特定規模需要電力量	54,528GWh
総需要*電力量	97,742GWh

※平成16年度のシェアは平成17年度と同様、高圧50kW以上の需要に対するシェアを記載。(統計の制約から、高圧50kW以上の需要には、選択約款の対象需要をすべて計上。)

出所: 発受電月報

《投入コスト》 ※H16～18年度は執行額、H19年度は予算額。独立行政法人運営交付金は含まず。

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
総予算執行額(億円)	-	1, 163	1, 222	1, 407	1, 583

上記の目標を達成するため、平成19年度までの間に以下の具体的な施策を行った。

1. 原子力利用等の着実な推進

(1) 原子力利用の推進

① 高速増殖炉(FBR)サイクル技術の開発

- ・「高速増殖炉サイクル実用化研究開発事業」を平成19年度より開始。
- ・研究開発段階から実証・実用段階に円滑に移行するため、五者協議会(経済産業省、文部科学省、電気事業連合会、日本電機工業会、日本原子力研究開発機構)を設置。実証炉開発に向けた開発ロードマップの策定等を進める一方、第二再処理工場に関する平成22年頃からの検討に向けた準備に着手する旨合意。
- ・高速炉の世界標準獲得に向けて、米エネルギー省による国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)提案公募(FOA)への日仏連合での応募を支援した(平成19年6月)。

② ウラン資源の安定供給確保

我が国のウラン資源安定供給の実現に資するため、以下の取組を実施。

- ・積極的な資源外交(カザフスタン、ウズベキスタン、オーストラリア)を展開。
- ・我が国企業による探鉱開発活動や関連投資活動に対する支援(リスクマネー供給、政策金融)等の制度を新設。

③ 原子力発電における技術・人材の維持、発展

○官民一体での次世代軽水炉開発プロジェクトの着手

2030年前後に見込まれる大規模な代替炉建設需要への対応や、海外の新型軽水炉の開発、新規建設等の動向等を踏まえ、我が国原子力産業の技術・人材の厚みを維持・発展させるとともに、安全性、経済性、信頼性等に優れ、世界標準を獲得し得る次

世代軽水炉の技術開発に官民一体となって取り組むことにした。これまで以下の取組を実施。

- ・平成18年度から「次世代軽水炉開発戦略調査事業」(フィージビリティ・スタディ)を開始し、これまで次世代軽水炉開発の技術的検討項目を始めとする開発戦略を検討。
- ・平成19年9月、次世代軽水炉開発計画の中間とりまとめ、関係者間での共有。

○原子力を支える人材の育成・確保

- ・人材育成・確保に向けて、平成18年度よりメンテナンス現場を担う人材の育成について個別企業の枠を超えた地域の取組の支援を開始。
- ・原子力分野に優秀な人材を確保するため、大学等が行う原子力分野の教育及び研究に関して、産業界のニーズと大学等の実態を踏まえた検討を行い、平成19年度より「原子力人材育成プログラム」事業を開始。
- ・人材育成の中長期的課題について議論する場として(社)日本原子力産業協会に「原子力人材育成関係者協議会」を設置し、平成19年9月より産官学で議論を開始。

④ 軽水炉サイクルの推進

軽水炉サイクルの国内における確立のため、以下の取組を実施。

○ウラン濃縮

- ・日本原燃における新型遠心分離機の技術開発に対する支援(政府補助事業)を継続。引き続き技術開発を実施しており、平成22年度頃からの六ヶ所ウラン濃縮工場への新型遠心分離機のリプレイスに向け、着実に進展。

○軽水炉MOX燃料加工

- ・日本原燃の六ヶ所MOX燃料工場の技術的確証試験の支援(政府補助事業)を継続。引き続き技術的確証試験を実施し、平成19年度末をもって必要な確証試験を終了。

○全炉心MOX原子炉の技術開発

- ・全炉心MOX原子炉に係る技術開発については、平成24年度運転開始予定の大間原子力発電所への適用を目指し、発電所の計画と整合性を取りつつ着実に進捗。

⑤ 放射性廃棄物対策の着実な推進

放射性廃棄物対策の着実な推進のため、以下の取組を実施。

- 最終処分候補地の選定に向け、各地域でのシンポジウムの開催、地層処分模型の展示や広報テレビ番組の放映等、重点的な広報活動を展開。

- 2030年代半ば頃の最終処分開始を目指し、高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る技術開発を着実に実施するとともに、今年度制度化した長半減期低発熱放射性廃棄物の地層処分に係る技術開発を強化。

○地域振興や産業振興の支援等に資する補助金や都道府県向けの交付金等、最終処分候補地への地域支援を充実。

⑥ 原子力広聴・広報活動

○核燃料サイクルの必要性についての理解促進及び六ヶ所再処理工場の本格操業開始に向けた広聴・広報

○プルサーマル実施(予定)地域における広聴・広報

○経済産業大臣による原子力推進の考え方の表明

○その他の取組

- ・原子力発電の新・増設に対応した広聴・広報活動
- ・原子力関係施設立地自治体の幅広い理解を得るための広聴・広報活動
- ・立地地域の住民を含めた広く国民との相互理解を深めるためのきめ細かい広聴・広報活動
- ・「原子力立国計画」の周知のための立地自治体での説明会等の実施

⑦ 国際社会への対応

○日米原子力エネルギー共同行動計画の策定及び日米協力の実施

- ・平成19年4月、米国エネルギー省長官、甘利経産大臣、伊吹文科大臣及び麻生外務大臣が、日米原子力エネルギー共同行動計画に署名。同月の安倍－ブッシュ日米首脳会談においても歓迎された。
- ・共同行動計画では、①国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)構想に基づく研究開発、②米国内の原子力発電所新規建設支援、③信頼できる核燃料供給保障メカニズムの構築、④第3国での原子力導入・拡大支援、について、日米が協調して取り組むこととした。
- ・共同行動計画に基づき、分野毎のWGを開催し、日米協力を実施中。

○アジア各国への原子力発電導入支援

今後新たに原子力発電を導入しようとするアジアの国を対象とした、原子力発電導入に必要な法制度整備等の支援を継続、各国原子力分野における我が国のプレゼンス向上に繋がった。

(ベトナム)

- ・人材育成ロードマップを作成・提案、日越人材育成ワークショップの開催(平成18年6月)
- ・日越首脳会談で「今後の日越原子力協定に関する意見交換も視野に入れ、原子力の平和利用に関する協力を進める」ことに合意(平成18年10月)
- ・日越エネルギーフォーラム開催し、日越原子力について意見交換(平成19年3月)
- ・ベトナム電力公社向け研修の実施(平成19年5月～)

(インドネシア)

- ・日尼首脳会談で原子力発電導入のための制度整備支援への協力を表明(平成18年11月)
- ・経済産業大臣とエネルギー・鉱物資源大臣が会談し「エネルギー・鉱物資源協力に関する共同声明」で原子力発電導入促進への協力を表明(平成18年11月)
- ・原子力安全セミナー、広報セミナーの開催(平成19年2月)
- ・INDONUCLEAR2007セミナーの開催(平成19年4月)
- ・日尼原子力協力意図表明文書に西山電力・ガス事業部長とプルウォノ鉱物資源省電力エネルギー利用総局長が署名(平成19年11月)

(2) 電源立地地域対策(発電用施設等立地対策の推進)

発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備や、見学会・講習会などの調査広報、地域住民の福祉向上のための事業や企業導入促進対策等の地域振興調査、電源地域立地企業に対する低利融資や電気料金の割引等により、地域住民の福祉の向上に繋がるとともに、電源立地を契機とした地域の自立的・持続的な発展に結びつき、新規発電用施設の立地の円滑化、既存発電用施設による電力供給の安定確保が図られている。

《平成14年度～平成18年度実績》

- 立地企業約650事業所、新規雇用者数約15,000名〔原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金〕
- 雇用創出効果約15,000人増〔電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金〕
- 産業育成、地域振興に資する人材育成研修、開催件数延べ約140件、約5,000名の参加〔電源地域産業育成支援補助金〕等

(3) 電力負荷平準化対策

《電力負荷平準化対策》

- ・電力負荷を電力需要の多い時期(夏季平日昼間等)から少ない時期(夜間、休日等)に移行させる「ピークシフト」、あるいは需給の逼迫した時間・時期における電力を削減する「ピークカット」などにより、最大需要電力の抑制を図る対策。
- ・電力負荷平準化は、電力安定供給確保への寄与、原子力の推進、電力供給コストを中長期的に低減する基盤の確立、省エネルギー・CO2の排出抑制効果の地球環境問題への寄与などの意義がある。

《年負荷率》

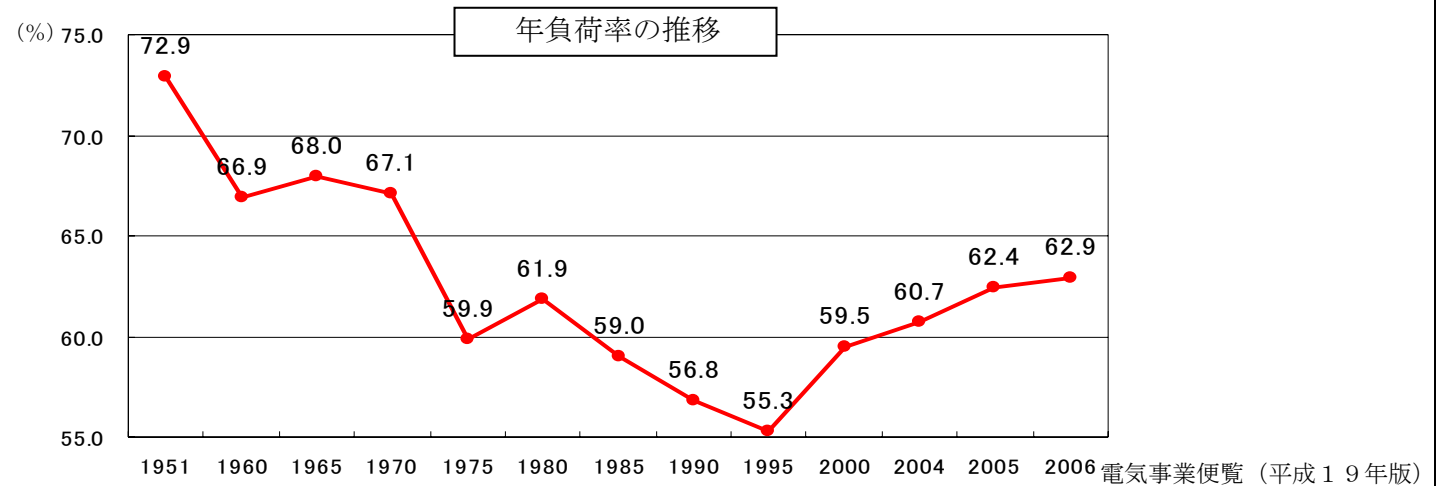
- ・1年間の最大需要電力に対する平均電力の比率をいい、発電設備、送配電設備をどの程度効率的に使用しているかの目安になる。年負荷率が高いことは、発電設備、送配電設備を有効に使用していることを意味する。

《施策目標を実現するための主な措置》

- ①蓄電池や高効率の蓄熱式空調システム等の先導的負荷平準化機器により、高い負荷平準化効果を示すとともに、PR効果の高い事業者に対し、設備の導入に必要な経費等の一部を補助した。
- ②先導的負荷平準化機器導入普及モデル事業に係る評価等を実施するとともに、負荷平準化の重要性及び負荷平準化機器の有用性を広くPRした。

<目標達成状況>

指標	H2年度	H7年度	H12年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標値 (H22年度)
年負荷率(%)	56.8	55.3	59.5	60.7	62.4	62.9	—
ピークシフト電力(万kW)	32	59	112	161	173	182	250
電気事業における二酸化炭素排出原単位 (kg-二酸化炭素/kWh)	0.417	0.389	0.376	0.418	0.423	0.410	0.340



エネルギー技術 一俯瞰図一



①原子力利用等の推進にかかる技術開発

＜原子力発電関連＞

○軽水炉関係の技術開発及び調査

- ・ 次世代軽水炉開発戦略調査事業(19年度終了):電気事業者、メーカー、国、有識者で構成された研究会を設置し、世界標準を獲得し得る次世代軽水炉のコンセプト作り等のフィージビリティ・スタディ調査を行った。(技術戦略マップの「④原子力利用の推進とその大前提となる安全の確保」の「軽水炉」に主に位置付けられる。)
- ・ 全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発(継続中):全炉心に混合酸化物燃料(MOX燃料)を装荷することに必要な、原子炉系、原子炉冷却系、燃料取扱設備等の原子炉施設の設計、解析、試験等を行う。(技術戦略マップの「④原子力利用の推進とその大前提となる安全の確保」の「軽水炉核燃料サイクル」に位置付けられる。)

＜高速増殖炉サイクル関連＞

○高速増殖炉サイクル関係の技術開発

- ・ 発電用新型炉等技術開発(継続中):高速増殖炉等の実証施設の概念検討調査及び実証炉に必要な要素技術のうち、設計・建設段階において必要となる実プラント技術として、格納容器設計技術、耐震性評価技術、高温材料設計技術、保守技術の試験等を実施した。(技術戦略マップの「④原子力利用の推進とその大前提となる安全の確保」の「高速増殖炉サイクル」に位置付けられる。)
- ・ 高速炉再処理回収ウラン等除染技術開発(継続中):平成22年頃から開始される第二再処理工場の在り方に関する検討に際し、再処理プロセスの選定に必要なデータを提供するため、次世代再処理技術と調和可能な回収ウラン等の除染技術の確立を目指した基礎研究を実施。(技術戦略マップ「④原子力利用の推進とその大前提となる安全の確保」の「軽水炉サイクルから高速増殖炉サイクルへの円滑な移行のために必要な技術」に位置付けられる。)

＜核燃料サイクル関連＞

○核燃料サイクル関係の技術開発

- ・ 遠心法ウラン濃縮技術開発(継続中):現在実用化している金属胴遠心分離機の設計値の約5倍という高い分離性能や同遠心分離機の設計値を上回る寿命など国際的に比肩しうる経済性と性能を有する新型遠心分離器の開発を行う。(技術戦略マップ「④原子力利用の推進とその大前提となる安全の確保」の「軽水炉核燃料サイクル」に位置付けられる。)
- ・ MOX燃料加工技術確証試験(19年度終了):我が国初の民間MOX燃料工場の円滑な設計、建設、操業に資するため、同工場で採用する各種技術の適合性の確証等のための試験を行った。特に、我が国独特のMH-MOX粉末を用いることから、安定操業のための運転条件の確立等において最も重要な粉末混合工程に関して、日本原子力研究開発機構の経験などを踏まえて「実規模MOX試験」を実施した。(技術戦略マップ「④原子力利用の推進とその大前提となる安全の確保」の「軽水炉核燃料サイクル」に位置付けられる。)

＜放射性廃棄物処分関連＞

○放射性廃棄物処分関係の技術開発

- ・ 地層処分技術調査(継続中): 深地層の地質及び地下水流動に関する地表からの調査・評価基準、高レベル放射性廃棄物処分に必要な人工バリア等の長期健全性の評価基準、遠隔操作による人工バリア等の溶接・搬送・定置等の技術、さらにTRU廃棄物に係るヨウ素129の固定化技術等について高度化を行う。(技術戦略マップ「④原子力利用の推進とその大前提となる安全の確保」の「放射性廃棄物処理処分」に位置付けられる。)
- ・ 管理型処分技術調査等(19年度終了): ウラン廃棄物処分に向けた除染技術や検認技術の開発、及び余裕深度処分(例えば50～100m程度の深度への処分)に係る空洞型処分の施工性・性能確認試験等を実施した。(技術戦略マップ「④原子力利用の推進とその大前提となる安全の確保」の「放射性廃棄物処理処分」に位置付けられる。)
- ・ 放射性廃棄物共通技術調査等(継続中): 放射性廃棄物処分の安全評価に共通的な基盤情報として、日本の風土を考慮した生物圏核種移行パラメータモデルを整備する。(技術戦略マップ「④原子力利用の推進とその大前提となる安全の確保」の「放射性廃棄物処理処分」に位置付けられる。)

＜革新的実用原子力技術開発＞

○革新的実用原子力の技術開発

- ・ 革新的実用原子力技術開発(継続中): 提案公募方式による競争環境下において優れた技術シーズの発掘・育成と、将来の原子力技術の多様化を図る観点から、原子力発電及び核燃料サイクルの安全性・経済性を向上させるための技術開発テーマについて補助を行った。また、大学等における原子力の人材育成の充実を図るため、近年、希薄化が懸念される原子力を支える基盤技術分野(構造強度、材料強度、腐食性等)において、産業界の参画やニーズ提示のもと、大学等で行われる研究開発を支援した。(技術戦略マップの「④原子力利用の推進とその大前提となる安全の確保」の「軽水炉」、「軽水炉核燃料サイクル」、「その他革新炉」、「放射性廃棄物処理処分」に位置付けられる。)

②安定的かつ効率的な電力の供給に資する技術開発等

＜電力技術開発＞

○瞬時電圧低下や大きな需要変動時等においても電力供給を安定化させる技術及び高効率の送電技術の確立

- ・ 交流超電導電力機器基盤技術研究開発(16年度終了): ビスマス系の線材を用いた、超電導ケーブル、超電導変圧器、超電導限流器の基盤技術を確立した。(技術戦略マップの「①総合エネルギー効率の向上」の「高効率送変電」に位置付けられる。)
- ・ フライホイール電力貯蔵用超電導軸受技術研究開発(16年度終了): 100kWh級フライホイールの早期実用化を目指し、10kWh級のシステムを製作・運転し、今後の課題を明らかにした。(技術戦略マップの「①総合エネルギー効率の向上」の「電力貯蔵」に位置付けられる。)

蔵」に位置付けられる。)

- ・ 超電導電力ネットワーク制御技術開発(19年度終了):高性能電力変換器、冷却システム等電力ネットワーク制御システムを構成する個別要素の技術開発、性能確認を行った。(技術戦略マップの「①総合エネルギー効率の向上」の「電力貯蔵」に位置付けられる。)
- ・ 電源利用対策発電システム技術開発(19年度終了):システムの実証試験を開始し、周波数変動抑制の解析に必要な基礎データを取得した。(技術戦略マップの「①総合エネルギー効率の向上」の「電力系統制御」に位置付けられる。)
- ・ 超電導応用基盤技術研究開発(19年度終了):線材長さ500m以上、臨界電流300A/cm幅以上の最終目標に対し、215m長、220A/cmの性能を確認した。(技術戦略マップの「①総合エネルギー効率の向上」の「高効率送変電」、「電力貯蔵」に位置付けられる。)

○多数の分散型電源の発電電力を有効に系統に供給し、系統電力と調和した電力供給の実現

- ・ 新電力ネットワークシステム実証研究(19年度終了):配電線容量に対する、分散型電源導入率100%までの電圧適性維持対策について、事前シミュレーションによる目標達成見込の確認等を行った。(技術戦略マップの「①総合エネルギー効率の向上」の「電力系統制御」に位置付けられる。)

○高性能・高信頼性の電力供給システムを構築する技術

- ・ 発電プラント用高純度金属材料の開発(21年度終了):超高純度金属材料溶解専用の100kg溶解炉及びるつぼの開発に成功し、インゴット作成とその特性評価および量産炉建設への技術的課題抽出が可能となった。(技術戦略マップの位置付けは特になし。)

＜送配電設備の高度化＞

送配電設備の多重化・地中化事業に対する支援を実施。平成18年度末時点で、約7,000km弱の地中化が達成され、電力系統の安定化に寄与している。

3. 市場環境の整備(電気事業制度改革)

(1)過去3次の制度改革の概要

○第1次電気事業制度改革(平成7年)

昭和から平成に移行し、日本の経済構造や国民生活が変化していったことに伴い、電力需要が徐々に増大していったため、電力需給の逼迫化の傾向が強まってきた。また、電力供給コストにおける内外価格差なども問題視されたことにより、大幅な電気事業法の改正が実施された。

＜主な制度改革の内容＞

- ①発電部門への競争原理の導入(卸電気事業の参入許可の撤廃、電源調達入札制度の導入)
- ②特定の供給地点における電力小売事業の制度化(特定電気事業制度)

③料金規制の見直し(選択約款の導入)

○第2次電気事業制度改革(平成11年)

平成7年改正以降、世界経済のグローバル化が進展し、国際的な大競争時代の到来を迎える中、電気事業についても、高コスト構造の是正に向けた経済構想改革の主要課題の一つとして、国際的に遜色のないコスト水準とすることを目指して見直しが行われることとなった。

<主な制度改革の内容>

- ①小売部門において、部分自由化を導入(自由化の範囲は段階的に拡大)
- ②規制料金の引き下げ時において届出制の導入
- ③選択約款の設定の柔軟化

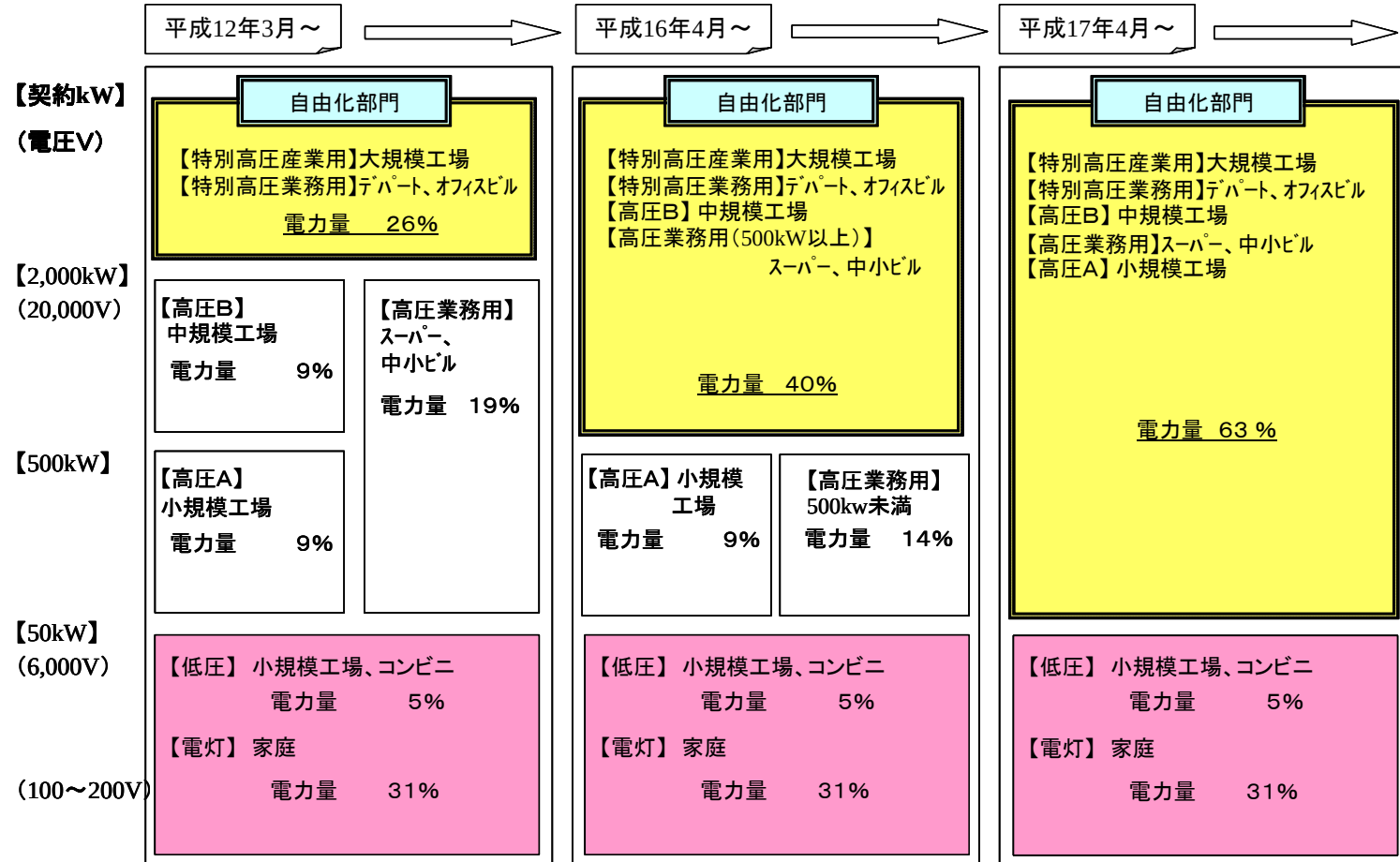
○第3次電気事業制度改革(平成15年)

平成12年改正以降開始した電力小売部分自由化の自由化範囲をさらに拡大するとともに、ネットワーク部門の公平性・透明性確保のための措置を法的に担保するため、電気事業制度の大幅な見直しを実施。

<主な制度改革の内容>

- ①ネットワーク運用の監視を行う中立機関(送配電等業務支援機関)制度の創設
- ②電力会社のネットワーク部門の情報遮断・内部相互補助禁止等の担保
- ③ネットワーク間での電力をやり取りする際の手数料(振替供給料金)の廃止
- ④卸電力取引市場の創設

電力小売部分自由化の自由化範囲の拡大について



(注) 沖縄電力の自由化の範囲は20,000 kW、60,000V 以上から、16年4月に特別高圧需要家(原則2000kW以上)に拡大。

	(2) 制度改革の評価 前回の第3次電気事業制度改革がもたらした影響を評価し、当該評価を踏まえた上で、平成19年より電気事業制度改革を検討するべく、総合エネルギー調査会電気事業分科会に「制度改革評価小委員会」を設置し、制度改革に関する評価検証を行い、平成18年5月に報告書を取りまとめた。 当該報告書では、①効率化、安定供給、環境保全などのマクロ的な政策目標がどのように達成されているかについて評価検証を行うとともに、②振替供給料金制度の廃止、中立機関(送配電等業務支援機関)の設立、卸電力取引所の設立、行為規制の導入などの個々の制度改革が、それぞれどのような結果をもたらしているかについて評価検証を行った。 また、当該報告書に基づく当面の措置事項として、①振替インバランス負担の軽減、②市場分断解消のための連系設備等の改修、③連系線マージンの見直し、④卸電力取引所の週間商品の追加、⑤適正取引ガイドラインの改定、が実施された。
--	--

制度改革評価小委員会の報告書について

制度改革評価小委員会の評価結果

1. 効率化

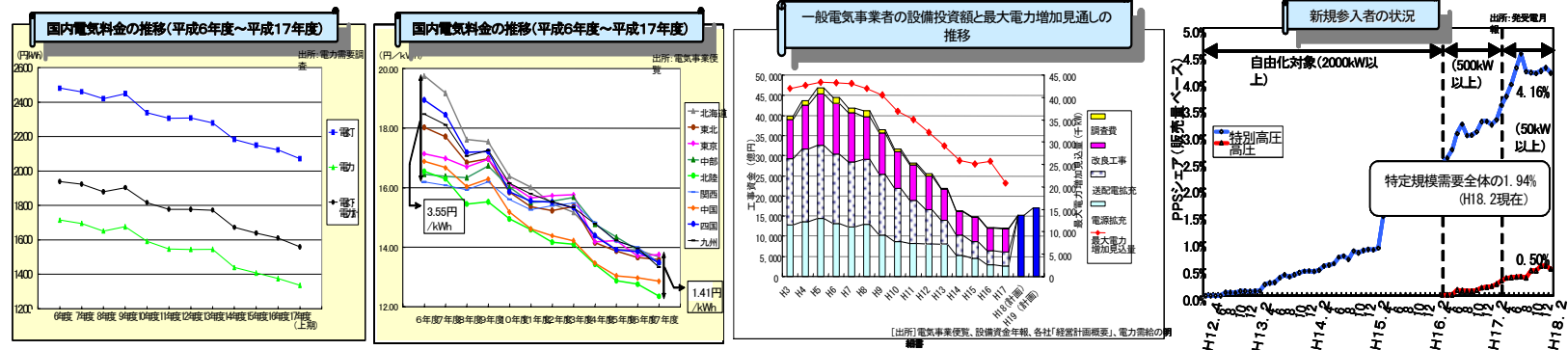
- ・自由化分野の電気料金の低下に加え、規制分野においても効率化の効果が均てんされるなど着実に成果をあげている。
- ・PPSのシェアは未だ小さく、電力間競争はほとんど生じていないが、電力会社間の料金格差縮小など潜在的な競争圧力あり。

2. 安定供給

- ・設備投資額はピーク時の3割に低下したが、最大電力の伸びの見通し自体も低下。これまでのところ停電時間等の指標で見る限り、供給信頼度の低下はない。
- ・今後供給計画通りに設備形成が行われれば、向こう10年間安定供給が確保される見通し。

3. 環境保全

- ・CO2排出量及びCO2排出原単位は増加傾向だが、原子力発電所の長期停止の影響を除くと大きく増加しているわけではない。
- ・PPSの自主電源は、現状ではシェアが極めて小さく全体に大きな影響を与えるに至っていないとも言えるが、今後大規模な電源建設計画予定があるのは事実。



4. 今後の制度改革を検討するに当たって留意すべき事項

- ・一般電気事業者だけでなくPPS等も含めて、どのように安定供給を確保する仕組みを構築するか
- ・PPSも含め電気事業者のCO2排出量の削減に向け、どのように取り組んでいくのか
- ・安定供給の確保や環境保全との両立という課題を踏まえ、PPSの電源調達のあり方について検討を行うことが必要ではないか

原因・外部要因 ・今後の課題	1. 原子力利用等の着実な推進 (1) 原子力利用の推進 ① 高速増殖炉(FBR)サイクル技術の開発 高速増殖炉の早期実用化に向け、実証炉及び関連サイクル施設の2025年頃までの実現及び2050年より前に商業ベースでの高速増殖炉導入を目指し、引き続き「高速増殖炉サイクル技術開発事業」を、文部科学省等の関連機関と一体となって着実に実施していくことが必要である。このためには、五者協議会で取りまとめた「高速増殖炉の実証ステップとそれに至るまでの研究開発の在り方に関する中間論点整理」等を踏まえ、実証炉開発体制の確立、世界標準の獲得に向けた取組、第二再処理工場に向けた検討等に取り組むことが重要である。 ② ウラン資源の安定供給確保 制度の運用開始が今年度(平成19年度)からであり、今年度の実績等を踏まえから制度の拡大及び見直しについての検討が必要。 ③ 原子力発電における技術・人材の維持、発展 ○官民一体での次世代軽水炉開発プロジェクトの着手 2030年頃に世界標準を獲得し得る高い性能を有すること、原子炉メーカーが一体となって取り組める共通基盤技術を有していること、2030年頃以降の代替炉建設時代に保持すべき技術・人材の維持・発展に寄与するものであること等の観点から、官民一体となって開発戦略を構築・共有することが重要。 また、新技術の導入に際しては規制制度の高度化を図る必要があることから、開発研究と安全研究を一体的に進め、技術開発の成果に応じた新しい規制制度を検討していくことが必要である。 ○原子力を支える人材の育成・確保 原子力関連施設を安全・安定に運転していくためには、現場技能者の技能レベルの維持・向上や技能継承にむけた取組と、それに対する支援が必要。また、大学等が行う原子力分野の教育への支援に対して、産業界のニーズと大学等の実態を踏まえた検討の中で、中長期的課題が提案されたため、「原子力人材育成プログラム」への反映に向け、原子力分野の人材需給及び就職状況

等に係る定量分析について調査を開始(平成19年9月)。

④ 軽水炉サイクルの推進

研究開発については着実に進展しており、今後も適時適切に、審議会等での進捗状況の確認や提言について反映していくことが必要。

⑤ 放射性廃棄物対策の着実な推進

高レベル放射性廃棄物の最終処分については、実施主体である原子力発電環境整備機構(NUMO)が、平成14年12月から、全国の市町村を対象に候補地を公募しており、国や電気事業者等と一体となって応募の獲得に向けた取組を行っており、これまでも「原子力政策大綱」(平成17年10月閣議決定)及び「原子力立国計画」(総合資源エネルギー調査会原子力部会報告書2006年8月取りまとめ)における提言等を踏まえ、理解促進活動及び地域支援措置等の取組を強化してきている。

しかしながら、文献調査への応募を経て、実際に文献調査に入るまでには至っていない状況あり、高知県東洋町を始めとする、本事業に関心を示してきた地域における経緯等を踏まえれば、これまで以上の、国がより一層踏み込んだ取組が必要。

⑥ 原子力広聴・広報活動

核燃料サイクルを含む原子力発電の必要性及び安全性に関する理解促進・意識の醸成については、今後も継続的に実施していく必要があり、一層の効率的・効果的なものとなるような工夫が必要。

⑦ 国際社会への対応

○日米原子力エネルギー共同行動計画

日米原子力エネルギー共同行動計画を着実に実施していくためには、日米協力の進捗を定期的にフォローアップするとともに、具体的成果イメージを日米で共有しながら取り組むことが重要。

研究開発協力において、よりよい成果を得るためには、民間企業との連携や、第3国との協力が重要となる分野がある。このため、今後、必要に応じて民間企業の参画や第3国との連携を一層進めていく必要がある。

具体的協力の成果を出していくため、互恵的な研究開発ができる分野について、我が国から積極的に研究開発を提案していく必要がある。

○アジア各国への原子力発電導入支援

今後原子力発電所を新たに導入しようとしている国については、まず、長期的に政情が安定していることが重要である。その上で原子力安全規制体系の導入、核不拡散体制の整備、原子力損害賠償制度の整備等の課題が克服されていることが重要である。これらの国がこのような諸課題を克服していく過程で、我が国が有する知見・ノウハウ等を適宜提供していく等、各種制度作りへの支

援を行うことが必要である。導入初期段階では、国としての支援を前面に出し、各種支援政策を実行し、実プロジェクト段階では民間事業者主体の活動を展開する。

(2) 電源立地地域対策(発電用施設等立地対策の推進)

交付金制度は、発電用施設等周辺地域の地元住民の福祉等の向上を図るために、公共用施設の整備や地元住民の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進するものであり、引き続き、発電用施設等の立地の利益を地元へ還元し、もって、発電用施設の立地及び運転の円滑化を図ることが必要。

また、補助金についても、電源立地地域における企業立地を促進し、雇用創出する等、電源地域の自立的・持続的な発展を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため、引き続き効果的な実施を検討。

(3) 電力負荷平準化対策

電力負荷平準化普及啓発の効果もあってピークシフト電力は着実に増加しており、電力負荷率についても改善傾向にある。

今後とも電力負荷率の改善については、電力の安定供給の確保等を目的に、常に向上させることが重要であるため、引き続き負荷平準化機器の普及状況及び普及効果の調査を行い、普及広報事業を展開することで、電力負荷平準化の重要性、負荷平準化機器の有用性を広くPRすることが課題である。

2. 電力分野における技術開発

①原子力利用等の推進にかかる技術開発

原子力分野の研究開発は、研究開発から実用化までのリードタイムが極めて長期に亘る上、核不拡散の議論動向等、政治的・国際的な情勢の影響を強く受けるという特徴がある。

平成12年度頃においては、原子力に係る国内外の見通しが不透明で、官民が戦略的に目標を共有することが困難であり、こうした環境下においても、原子力分野の技術基盤を確保し、技術シーズを蓄積していくためには、提案公募方式による技術開発推進が適切な方策であると考えられた。

しかしながら、近年、エネルギー安定供給や地球環境問題への対応の必要性に対する認識の高まりから、国内外で原子力の見直しの機運が高まり、原子力分野を巡る環境は大きく変化しつつある。こうした中、海外諸国は官民一体となって、原子力分野の技術開発や新規建設を強力に推進しようとしている。こうした中で、我が国の原子力技術が競争力を確保していく観点から、官民一体となって技術開発を戦略的に推進していく必要性が高まっている。

一方、原子力プラントの開発・建設・運営には、原子力工学のみならず、機械・電気・材料・化学等、多くの基盤技術分野の知見が不可欠であり、安全規制に係る議論やトラブル対応等においては、幅広い基盤分野の大学研究者の参画を得てきた。しかしながら、こう

	した分野は極めて地味であることから、近年、IT、ナノテク等の先端分野へ研究者が移行し、基盤分野の研究者の厚みの低下や、大学等における知見蓄積の希薄化が懸念されている状況であり、基盤技術分野の研究活動の活性化や、研究者の人材育成への対応が急務となっている。 ②安定的かつ効率的な電力の供給に資する技術開発等 現在、経済活動が大都市に集中しており、大都市での電力供給支障事故は日本全体の経済活動に大きな影響を及ぼすことになる。また、大都市での電源立地が困難な状況において、ますます遠距離化する電源立地点からの長距離送電の安定性の確保を図ることも今後の重要な課題となっている。 3. 市場環境の整備（電気事業制度改革） 制度改革評価小委員会報告書において、制度改革の継続的な検証を行いうる仕組みの構築について問題提起がなされたことを受け、現在、当該検証に必要な代表的指標について承認統計の申請手続きを行っており、平成20年度から調査実施予定。 また、当該報告書において、「今後の制度改革を検討するに当たって留意すべき事項」として、電力自由化と安定供給・環境保全の両立、PPSの電源調達の在り方といった指摘があり、当該指摘等を踏まえつつ、平成19年4月より、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会にて、小売り全面自由化に関する検討を始めとした電気事業制度改革の審議を開始し、電力市場における競争環境整備や電力の安定供給及び環境適合について検討を実施中。
--	--

2. 今後の施策の見直し・改善策	
今後の方向性	【継続】 「安定的な供給の確保」、「環境への適合」を効率的に達成するための電力政策を着実に推進し、電力基盤を高度化していくため、以下の3点を軸として取り組む。 (1)原子力利用等の着実な推進 原子力発電関係、核燃料サイクル関係、放射性廃棄物関係等、基幹電源としての原子力発電にかかる技術開発に取り組むとともに、電源立地地域とのより一層の相互理解を図るため、電源地域の振興、広聴・広報活動などを通じた電源立地地域対策に取り組む。

む。また、電力負荷平準化対策により電力負荷率の改善等を通じて、電力コストの低減等を図っていく。これらの施策を実現していくため、予算や税制などを組み合わせた多重的な支援を行っていく。

(2) 電力分野における技術開発等

①原子力利用等の推進にかかる技術開発

近年のエネルギー安定供給や地球環境問題への対応の必要性に対する認識の高まりなど、原子力分野を巡る環境の大きな変化を受け、我が国の原子力技術が競争力を確保していく観点から、官民一体となって技術開発を戦略的に推進していく必要性が高まっている一方、原子力プラントの開発・建設・運営に不可欠な基盤技術分野の研究活動の活性化や、研究者の人材育成への対応も急務となっている。以上のような環境変化を踏まえ、限られた政策資源をより有効に配分する観点から、今後、官民一体のプロジェクト方式による技術開発への資源配分の重点化を図るとともに、提案公募方式による革新的実用原子力技術開発については、基盤技術分野における技術蓄積・人材育成への対応等、新たな政策課題への対応に対象を絞込んでいく予定としている。

②安定的かつ効率的な電力の供給に資する技術開発等

規制緩和に伴う電力自由化が進展する我が国において、社会を支える重要なエネルギーである電力の一層の安定供給を実現するため、分散型電源の有効活用、安定的かつ高効率な電力供給に資する技術開発等を行い、系統電力と分散型電源との調和の取れた円滑な電力供給を実現するとともに、さらに、2020年以降増大する大都市の地下ケーブルのリプレイス需要や長距離・大容量送電に合わせ、事故や災害に強く、電力需要の増大や新エネ導入による系統への影響にも柔軟に対応できるよう、大都市の電力供給信頼度の向上を図る。

(3) 市場環境の整備(電気事業制度改革)

電気事業分科会において平成19年度中にとりまとめられる基本答申において、小売自由化範囲の拡大の検討結果として、「現時点において、既自由化範囲での需要家選択肢が十分確保されているとは評価できず、小売自由化範囲を拡大するに当たっての前提条件が未だ整っていない。(略)このような中で小売自由化範囲を拡大することは、家庭部門の需要家にメリットがもたらされない可能性があるにとどまらず、現時点においては必然的に生じる移行コストが社会全体の便益を上回るおそれ強いことから望ましくない。(略)現時点において小売自由化範囲の拡大を行うことは適切ではなく、まずは既自由化範囲において、競争環境整備に資する制度改革を実施することが適当である。」との方針が決定される見込み。

さらに、発電・卸電力市場の競争環境整備、同時同量・インバランス制度、託送供給料金制度、安定供給の確保、電力分野の環境適合についての検討結果として、具体的改善策が決定される見込み。

当該基本答申を踏まえて、平成19年度末から平成20年度にかけて制度の詳細設計を検討するとともに、検討結果を着実に実施していく。

また、制度改革の効果について定期的に検証を行うとともに、その結果を踏まえて、改革した制度が期待どおりに機能するよう不断

	の見直しを行う。
具体的改善策	(1)原子力利用等の着実な推進 ① 高速増殖炉(FBR)サイクル技術の開発 ○研究開発の着実な実施 大規模な研究開発投資を要する活動を開始する時期(平成22年頃の実証炉の出力規模及び炉の基数、全システム試験の要否・仕様の判断や平成27年頃の機器・構造実寸試作の要否・仕様の決定)が到来する前に五者協議会等の場を活用して関係者間で認識の共有を図るとともに、これらの判断に必要となる技術的知見を提供するべく、研究開発を効率的かつ着実に実施する。 ○実証炉開発体制の確立 実証・実用化への円滑な移行のため、中核メーカーは原子力機構等の関係者と密接に連携・協力して、枢要技術の知的財産の適切な管理・活用を図りつつ、FBR実証炉開発におけるエンジニアリング機能の涵養を図る。 ○世界標準の獲得 欧米等原子力先進国が高速炉のプロトタイプ開発に取り組む姿勢を示す中で、タイミングを逸することなく国際協力の在り方を検討し、戦略的互惠関係の構築とともに世界標準の獲得を目指す。 ○第二再処理工場に向けた検討 実証プロセス研究会等において、第二再処理工場に関する平成22年頃からの検討に向けた準備を着実に進める。(軽水炉からFBRへの移行期に位置付けられる第二再処理工場の在り方につき、技術的、国際的知見に基づく客観的議論を進める。) ② ウラン資源の安定供給確保 制度の運用開始が今年度(平成19年度)からであり、今年度の実績等を踏まえ、から制度の拡大及び見直しについて検討する。 ③ 原子力発電における技術・人材の維持、発展 ○官民一体での次世代軽水炉開発プロジェクトの着手 - 平成18年度からの「日本型次世代軽水炉開発戦略調査事業」を平成19年度中に結論を得て終了し、平成20年度より次世代軽水炉開発に着手。本格開発を進めるにあたっては、技術開発が円滑かつ着実に実施されるよう、官民一体となった体制を整備しつつ、世界標準を目指した規格基準の整備や規制高度化等、技術開発と整合的な戦略を構築し共有する。 - 将来の原子力技術の多様化を図るために提案公募方式で実施してきた「革新的実用原子力技術開発事業」の成果の一部を活用して、次世代軽水炉開発を進めることを検討するとともに、当該事業の一部については初期の目的を達成したことから、今後、「原子力を支える基盤技術分野(人材育成)」や「国際協力技術分野」に特化していく。

○原子力を支える人材の育成・確保

現場技能者については、引き続き座学・実技等研修を実施し、メンテナンス作業の質の維持・向上を図っていく。また、大学等における人材育成については、実施状況等の評価を着実に実施し、「原子力分野の人材需給及び就職状況等に係る定量分析調査」の結果を事業に反映する等の見直しを行いつつ、継続的に実施する。

④ 軽水炉サイクルの推進

引き続き、審議会等での進捗状況の確認や提言について反映していく。

⑤ 放射性廃棄物対策の着実な推進

総合資源エネルギー調査会原子力部会放射性廃棄物小委員会にて、平成19年6～11月まで4回にわたり集中的な審議を行い、以下のとおり、最終処分事業を推進するための強化策を取りまとめた。今後、この強化策を具体化していく。

○広報活動の強化

- ・最終処分事業の必要性等に関する国民全般への広報の拡充
- ・最終処分の安全性・処分地選定手続き・地域振興等に関する地域広報の充実

○国が前面に立った取組

- ・地域の意向を十分に尊重した、国による文献調査の実施申入れの追加

○応募地域に対する都道府県まで含めた広域的な地域振興構想の提示

⑥ 原子力広聴・広報活動

広聴・広報事業の一層の効率的・効果的な展開については、PDCAサイクルの導入や、一般競争入札結果の適切な反映等により、効率性を追求していくとともに、「原子力立国計画」(総合資源エネルギー調査会原子力部会報告書平成18年8月取りまとめ)に示された方向性に沿った取組を進め、従来型の事業だけでなく、NPOとの連携・活用等の新機軸を打ち出しつつ、より効果的なものとなるようにする。

⑦ 国際社会への対応

○日米原子力エネルギー共同行動計画

日米原子力エネルギー共同行動計画を着実に実施していくため、来年度の早い時期に、日米で技術レビュー会合及び運営委員会を開催し、具体的協力の方向性について議論する予定。

研究開発協力において、必要に応じて民間企業の参画や第3国との連携を加速する。

民間企業が、日米協力の枠組みの下、投資リスクが高くスピルオーバーの大きい研究開発に積極的に取り組めるよう、来年度より

提案公募方式による補助事業(国際協力技術分野)を行う予定。

○アジア各国への原子力発電導入支援

- ・ 原子力発電導入を検討している国において核不拡散、原子力安全等の制度整備などが確実になされることを確保するため、「国際原子力機関原子力発電導入基盤整備拠出金」を新規要求
- ・ ベトナム、インドネシアについては、平成18年度の調査の結果明らかとなった未整備の点について、引き続き基本的な制度を整備するための支援を行うとともに、カザフスタンに対しては原子力発電導入のための国内法・各種条約などについて未整備の点を明らかにし、人材育成事業等を実施する。

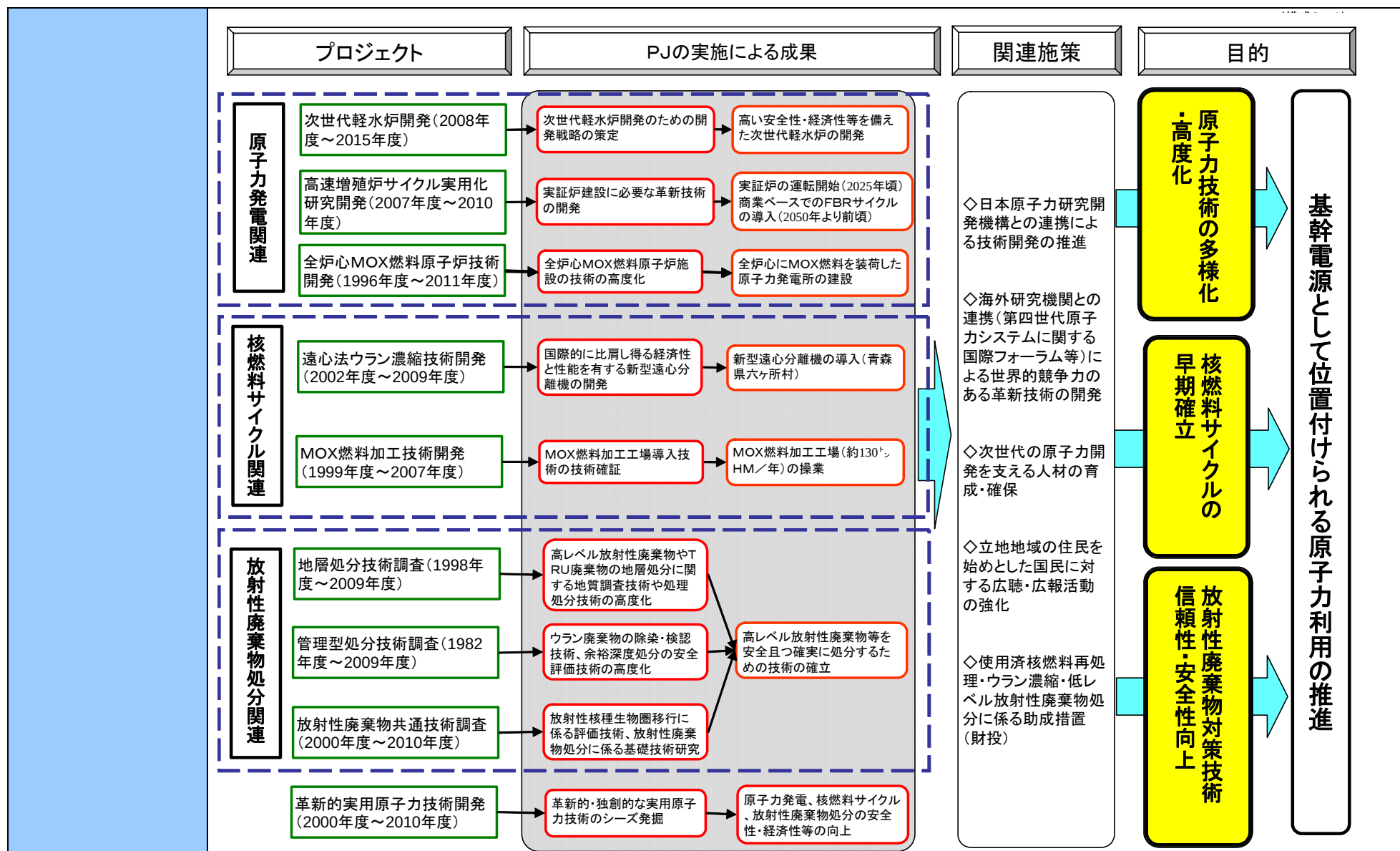
(2) 電力分野における技術開発等

① 原子力利用等の推進にかかる技術開発

経済産業省においては、エネルギーに関する分野毎に関連事業が体系化された「エネルギー関連研究開発プログラム」という枠組みがある。これは技術開発の目標や克服すべき課題、実用化に向けた道筋等を明示し、戦略的かつ重点的に技術開発に取り組むことを目的とするものであるが、それを構成する1つの事業として位置付けられている「原子力技術開発プログラム(核燃料サイクルの推進)」とあるように、原子力発電関連、核燃料サイクル関連、放射性廃棄物関連に区分し、プロジェクトとして実施する事業を引き続き推進する一方、それとは別に同分野全てに渡り提案公募という競走原理の下で革新的、実用的な原子力分野における技術開発テーマを発掘し、その技術開発を促進する革新的実用原子力技術開発については、その事業の一部について、今後、「原子力を支える基盤技術分野(人材育成)」や「国際協力技術分野」に特化していく。

なお、19年度より、「高速増殖炉サイクル実用化研究開発事業」を開始した。具体的には、発電用新型炉等技術開発と高速炉再処理回収ウラン等除染技術開発からなり、ともに高速増殖炉実証炉及び関連サイクル実証施設の早期実現を図るため、文部科学省と連携し、「高速増殖炉サイクル実用化研究開発」を推進するものであるが、前者は原子力発電関連として、後者は原子力発電関連及び、核燃料サイクル関連として位置付けることができる。また、先述の通り、平成18年度からの「次世代軽水炉開発戦略調査事業」を平成19年度中に結論を得て終了し、平成20年度より約20年ぶりのナショナルプロジェクトとなる次世代軽水炉開発に官民一体となり着手する他、「革新的実用原子力技術開発事業」の成果の一部も活用し、次世代軽水炉開発を進めることを検討する。以上は、原子力発電関連として位置付けることができる

以下に、参考までに原子力分野におけるプロジェクト全体の位置付けを明らかにする。



②安定的かつ効率的な電力の供給に資する技術開発等

平成19年度から、実証試験を通じて総合的な信頼性を評価するとともに、超電導ケーブルシステム運用方法の確立を図るべく、高温超電導ケーブル実証プロジェクトを開始した。また、超電導応用基盤技術研究開発で得られた、低コスト・大容量の電力供給が期待できるイットリウム系線材の技術開発の成果や、超電導電力ネットワーク制御技術開発で得られた SMES の技術開発の成果を活用し、大都市の電力供給信頼度の向上を図るイットリウム系線材を用いた超電導電力機器の技術開発を新たに開始する。

(3) 市場環境の整備(電気事業制度改革)

平成19年度中にとりまとめられる電気事業分科会の基本答申において、具体的改善策として、次の事項についての制度改革の方針が決定される見込み。(平成20年1月30日より30日間の意見募集を経た後、3月10日に開催予定の第32回電気事業分科会にて決定予定)

当該基本答申を踏まえて、平成19年度末から平成20年度にかけて制度の詳細設計を検討するとともに、検討結果を着実に実施していく。

また、制度改革の効果について定期的に検証を行うとともに、その結果を踏まえて、改革した制度が期待どおりに機能するよう不断の見直しを行う。

<競争環境整備>

○発電・卸電力市場の競争環境整備

卸電力市場における流動性向上・競争活性化が、小売市場の活性化にも資する他、全国規模での供給力の有効活用となり、安定供給にも資するという点も踏まえ、取引所取引の活性化に向けた方策を実施する。

○同時同量・インバランス制度

一般電気事業者とPPSとの間でイコールフットイングを図るとともに、系統利用者の同時同量を達成する上でのモラルハザード防止やPPS及び発電事業者にとっての事業遂行上の負担・リスク低減の必要性の観点にも十分留意しつつ、インバランス料金制度の改革を行う。また、PPSのインバランス発生・負担実態等も踏まえ、PPSや発電事業者にとってのインバランスに係る事業リスクの低減策についても併せて実施する。

○託送供給料金制度

託送制度利用者であるPPSから、高圧を中心とした料金水準の一層の低廉化と透明性向上への期待が表明されていること等も踏まえ、託送供給料金に求められる公平性・透明性を一層確保する観点から改革を実施する。

	<安定供給> ○非常時も含めた安定供給の確保 新潟県中越沖地震により柏崎刈羽原子力発電所が運転を停止したように、発生確率は低いながら設備容量の激減を招く事象が発生した場合、現行の供給予備力の水準で安定供給を確保できる限界を超える可能性があるため、このような事象への対応するための所要の方策を講じる。 ○自由化された市場における安定供給確保について 自由化された市場における安定供給の確保を図るため、需要に見合った供給力の確保状況の確認や、バランスの取れた電源構成の確保等を実現する所要の方策を講じる。 <環境適合> 自主行動計画を基本としつつも、事業者の地球温暖化対策に係る取組を更に円滑に実施していくという観点から所要の方策を講じる。
次回評価時期	事後評価:平成24年度

3. 施策の概要	
施策の必要性 ※施策の背景、 行政関与の必要性	電気は国民生活・産業活動の基盤的なインフラであり、豊かな国民生活を実施するために欠かせないものである。このため、我が国の経済活動及び国民生活の基盤となる電力の安定供給及び環境適合を効率的に達成すべく当該施策を行うものである。具体的には以下の通り。 ①原子力利用等の着実な推進 ■原子力発電は我が国エネルギー安全保障と地球温暖化問題への対応の観点から、今後とも基幹電源と位置付け、国として安定的な運転のために核燃料サイクルを含め全面的に推進することが必要。また、原子力分野は、技術開発から事業化まで相当な期間を要し、技術上の不確実性も高く、多額の費用を要する他、世界的な核不拡散体制等の国際的動向も踏まえた政策対応を図ることが必要。加えて、原子力発電の必要性及び安全性に関する国民の理解が十分ではないため、民間のみで取組を求めることは困難であ

	り、国が適切に技術開発の推進や事業環境の整備を図ることが必要。 ■発電用施設等の設置及び運転の円滑化は事業者が行うべきであるが、電力需給の逼迫が国民生活及び経済活動に重大な支障を及ぼすこと、電源立地を推進するために必要な地元の理解促進は事業者の力のみでは克服できないことから国の積極的な関与が必要不可欠。 ■安定供給の確保及び地球温暖化問題に伴う温室効果ガスの削減等の公益的課題に対しては、国の関与による継続的な支援が必要。 ②電力分野における技術開発等 ＜原子力利用等の推進にかかる技術開発＞ ■原子力発電については、我が国エネルギー安定保障と地球環境問題への対応の観点から、今後とも基幹電源と位置付け、原子力発電所の安定的な運転のために核燃料サイクルを含め全面的に推進していくことが必要であるが、原子力発電は、技術開発から事業化まで相当な期間を要し、技術上の不確実性も高く、事業実施に多額の費用を要するため、技術開発等に国が適切に関与することが必要である。 ＜安定的かつ効率的な電力の供給に資する技術開発等＞ ■これまでの我が国の電力品質等は非常に高いレベルに確保されてきたが、電力市場の自由化や分散型電源の導入拡大等により、多様な電源構成が想定されるなかで、電力の品質や供給信頼度への影響が懸念されている。このため、分散型電源と系統電力が調和しつつ、多様な電力供給を行うことが可能となる柔軟性の高い電力供給設備の構築の実現が求められている。社会を支える重要なエネルギーである電力の一層の安定供給を確保し、電力の品質や供給信頼度を維持していくためには、技術開発等に国の関与が必要。 ③市場環境の整備 ■電力の安定供給及び環境適合を効率的に達成するシステムを構築するため、一次エネルギー価格の高騰や環境問題などの情勢変化を踏まえつつ、電気事業制度改革に取り組むことが必要。
施策の全体像	効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進し、電力基盤を高度化していくため、以下の3点を軸として取り組む。 (1)原子力利用等の着実な推進 原子力発電関係、核燃料サイクル関係、放射性廃棄物関係等、基幹電源としての原子力発電にかかる技術開発に取り組むとともに

に、電源立地地域とのより一層の相互理解を図るため、電源地域の振興、広聴・広報活動などを通じた電源立地地域対策に取り組む。また、電力負荷平準化対策により電力負荷率の改善等を通じて、電力コストの低減等を図っていく。これらの施策を実現していくため、予算や税制などを組み合わせた多重的な支援を行っていく。

(2) 安定的かつ効率的な電力の供給に資する技術開発等

高性能で高信頼性の電力供給システムを構築する技術や分散型電源と系統電力の調和に資する技術開発などを進めることにより、安定的かつ効率的な電力の供給に資する技術開発等を実施するため、予算措置などを通じて重点的に取り組む。

(3) 市場環境の整備

電気事業の経営効率化、基盤強化を通じた市場環境の整備を行うため、電気事業制度改革の実施、税制などによる支援を行う。

具体的な取組内容は以下のとおり。

1. 原子力利用等の着実な推進

(1) 原子力利用の推進

超長期の原子力推進体制を確固たるものとする観点から、①原子力発電関連技術の開発、②燃料サイクル(燃料確保、上流整備も含め)、③これを担う人材育成、技術・産業の維持・強化、④受け入れる社会を実現するための広報等、⑤国際社会への対応の充実を行う。

➤ 高速増殖炉(FBR)サイクル技術の開発

2025年頃までに実証炉及び関連サイクル施設の実現、2050年前の商用ベースでのFBRの導入実現を図るため、実証炉に必要とされる技術開発等を推進する。また、軽水炉サイクルから高速増殖炉サイクルへの円滑な移行を念頭におきつつ、高速増殖炉サイクルの確立において、次世代再処理工場から回収が想定されている高線量回収ウランの軽水炉サイクルへの供給は極めて重要であることから、これら高線量回収ウランの軽水炉への供給を実現するために必要な研究開発を実施する。

➤ 軽水炉サイクルの推進

核燃料資源を合理的に達成できる限りにおいて有効に利用することにより、我が国のエネルギーの安定供給を確保する観点から、2010年度頃からの新型遠心分離機導入、MOX燃料加工施設の竣工に向けた導入技術の技術確証、海外における核燃料サイクルに関する技術開発動向の調査等を通じ、持続的かつ国際的な自立性を有し、国際競争力を有する軽水炉核燃料サイクルの早期確立を図る。また、六ヶ所再処理工場等の安定的操業を実現するための各種の事業環境整

備を図る。さらに、六ヶ所再処理工場での再処理に伴い回収される「回収ウラン」利用のための機動的対応可能性の検討、及び次世代再処理工場からの回収が想定されている高線量回収ウラン等の軽水炉への供給を実現するために必要な除染技術開発を実施する。

➤ 放射性廃棄物対策の着実な推進

2030年代中頃を目途とする高レベル放射性廃棄物等の最終処分の開始を目指し、処分候補地選定の促進を図るため、処分事業や安全規制に必要な基盤となる地層処分の信頼性や安全性の向上に資する基盤技術を整備する。また、TRU廃棄物処分に係る法改正などを踏まえた所要の事業環境整備を進める。さらに、広聴・広報活動の強化や理解促進を図る上で必要な設備の整備等の取組を強化する。

➤ ウラン資源の安定供給確保

ウラン資源の確保は我が国原子力発電の推進にとって重要な課題である。我が国にとってのウラン資源安定供給を実現するため、我が国企業による探鉱開発活動や関連投資活動に対する支援等を行う。

➤ 原子力発電における技術・人材の維持・発展

総発電電力量に占める原子力発電の割合を、2030年以降も3～4割程度またはそれ以上の供給割合を担うことが適切。このために、2030年前後から見込まれる、国内の大規模な代替炉建設需要に対応するため、世界標準を獲得し得る次世代軽水炉の開発といった技術開発や人材育成、産業の国際展開の推進の取組により、我が国原子力産業の技術、人材の両面において、必要な厚みを維持・発展させていくことを目標とする。

➤ 原子力広聴・広報活動

2008年2月に予定される六ヶ所再処理工場の竣工、2010年度までに16基から18基でのプルサーマルの実施、2030年代中頃を目途とする高レベル放射性廃棄物処分の事業化、2030年以降も3割から4割程度またはそれ以上の原子力発電比率の実現等を図るべく、効率的かつ効果的な広聴・広報活動を展開し、地元住民を含む国民の原子力発電・プルサーマルを含む核燃料サイクル・放射性廃棄物処分等に対する理解促進を図る。

➤ 国際社会への対応の充実

アジア地域において原子力発電導入の可能性のある国を選定し、導入のために必要となる核不拡散や原子力安全等に関する各種国内制度が適切に整備されるよう支援を行う。また、第4世代原子力システムに関する国際フォーラム(GIF)やGNEPへの参画を通じ、我が国の経験や経験を活かした、新たな国際的枠組み作りの動きに積極的に協力・貢献する。

さらに、国際原子力機関(IAEA)への拠出を通じ、原子力発電導入を検討している国への支援を行い、核不拡散、原子力安全等の制度整備などが確実になされることを確保する。

(2) 電源立地地域対策

電源立地地域とより一層の相互理解を図り、広聴・広報活動を含む着実な立地対策を行う。

➤ 電源地域の振興

各種地域振興施策により、電源立地地域における住民の福祉の向上を図るとともに、企業立地、雇用確保等を展開し、発電用施設等の設置及び運転の円滑化を図る。

➤ 広聴・広報活動(原子力広聴・広報活動(上掲)を含む)

電源立地の必要性や安全性に関する広聴・広報活動を通じて、電源立地に対する理解と協力を図り、電源計画の進展、既存電源の安定的な運転を目指す。

(3) 電力負荷平準化対策

電力負荷平準化対策等により、電力負荷率の改善、発電分野によるCO₂排出削減等の対応を通して、電力の安定供給、地球環境への適合、電力コストの低減を図る。

➤ 電力負荷率の更なる改善(平成22年度:ピークシフト電力250万kW)

➤ CO₂排出量(平成22年度:0.340kg-CO₂/kWh)

➤ 高効率給湯器(CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器)の累積導入台数(平成22年度:約520万台)

2. 電力分野における技術開発等

(1) 原子力利用等の推進にかかる技術開発

＜原子力発電関連＞

➤ 高速増殖炉サイクル技術の実証・実用化に向けた技術開発

高速増殖炉実証炉及び関連サイクル実証施設の早期実現を図るため、文部科学省と連携し、「高速増殖炉サイクル実用化研究開発」を推進する。具体的には、高速増殖炉等の実証施設の概念検討調査及び実証炉に必要な要素技術のうち、設計・建設段階において必要となる実プラント技術として、格納容器設計技術、耐震性評価技術、高温材料設計技術、保守技術の試験等を実施するとともに、次世代再処理技術と調和可能な回収ウラン転換前高除染プロセスの開発を実施する。

➤ 次世代軽水炉の開発

平成18年度から2年間、次世代軽水炉開発のためのフィージビリティ・スタディを実施した。この成果を踏まえ、2030年前後に見込まれる大規模な代替炉建設需要に対応するため、官民一体となり安全性、経済性、信頼性等に優れ、世界標準を獲得し得る次世代軽水炉の技術開発に平成20年度より着手する。

➤ 全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発

全炉心に混合酸化物燃料(MOX燃料)を装荷することに伴い必要となる技術開発項目について、設計、解析、試験等

を行い、全炉心混合酸化物燃料原子炉施設に関する技術を確立する。

<核燃料サイクル関連>

➤ 遠心法ウラン濃縮技術開発

我が国におけるウラン濃縮技術や生産能力の維持・向上のため、国際的に比肩し得る経済性と性能を有する新型遠心分離機の開発を行う。

<放射性廃棄物処分関連>

➤ 地層処分技術調査等

高レベル放射性廃棄物やTRU廃棄物の地層処分を安全かつ着実に進めるため、地上からの地質環境の調査評価技術、人工バリア製作や処分場操業に係る遠隔操作技術等の工学技術委並びに安全評価技術、TRU廃棄物の固有核種に係る閉じ込め技術等の開発を行い、地層処分技術の信頼性向上等を図る。

<革新的実用原子力技術開発>

提案公募方式による競争環境下において優れた技術シーズの発掘・育成と、将来の原子力技術の多様化を図る観点から、原子力発電及び核燃料サイクルの安全性・経済性を向上させるための技術開発テーマについて補助を行う。また、近年、希薄化が懸念される原子力を支える基盤技術分野(構造強度、材料強度、腐食性等)において、産業界の参画やニーズ提示のもと、大学等で行われる研究開発を支援する。なお、本事業の今後の方向性としては、革新的実用原子力技術開発費補助事業制度(中間)評価(産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会、平成19年5月)、原子力立国計画(総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会、平成18年8月)を踏まえ、官民一体のプロジェクト方式による技術開発へ資源配分の重点化を図りつつ、本事業の一部については、今後、「原子力を支える基盤技術分野(人材育成)」や「国際協力技術分野」に特化していく。

(2) 安定的かつ効率的な電力の供給に資する技術開発等

<電力技術開発>

➤ 超電導電力ネットワーク制御技術開発

瞬時電圧低下や、需要変動時等においても、系統を適正に制御し、電力供給を安定化させるための技術開発等

・系統電圧変動抑制:基準電圧 $\pm 3\%$ 以内(0.1秒)(平成22年度)

➤ 電源利用対策発電システム技術開発

瞬時電圧低下や、需要変動時等においても、系統を適正に制御し、電力供給を安定化させるための技術開発等

・周波数変動抑制:基準周波数 $\pm 0.1\text{Hz}$ (最大)以内(平成22年度)

- 超電導応用基盤技術研究開発
発電電力を無駄なく輸送するための技術
 - ・超電導線材の開発:臨界電流300A/cm幅以上、線材長さ500m以上(平成19年度)
- 新電力ネットワークシステム実証研究
系統電力と分散型電源を相互に有効活用するための技術
 - ・系統電力と分散型電源の相互補完活用により無瞬断な高品質電圧供給の実現(平成22年度)
 - ・分散型電源導入可能量:配電線容量の100%(平成22年度)
- 発電プラント用高純度金属材料の開発
高性能・高信頼性の電力供給システムを構築する技術
 - ・500℃～900℃の高温・腐食性雰囲気下において、設備寿命を2倍以上向上できる材料の開発(平成21年度)
- 高温超電導ケーブル実証プロジェクト
発電電力を無駄なく輸送するための技術
 - ・超電導ケーブルを用いた送電技術の確立(平成23年度)

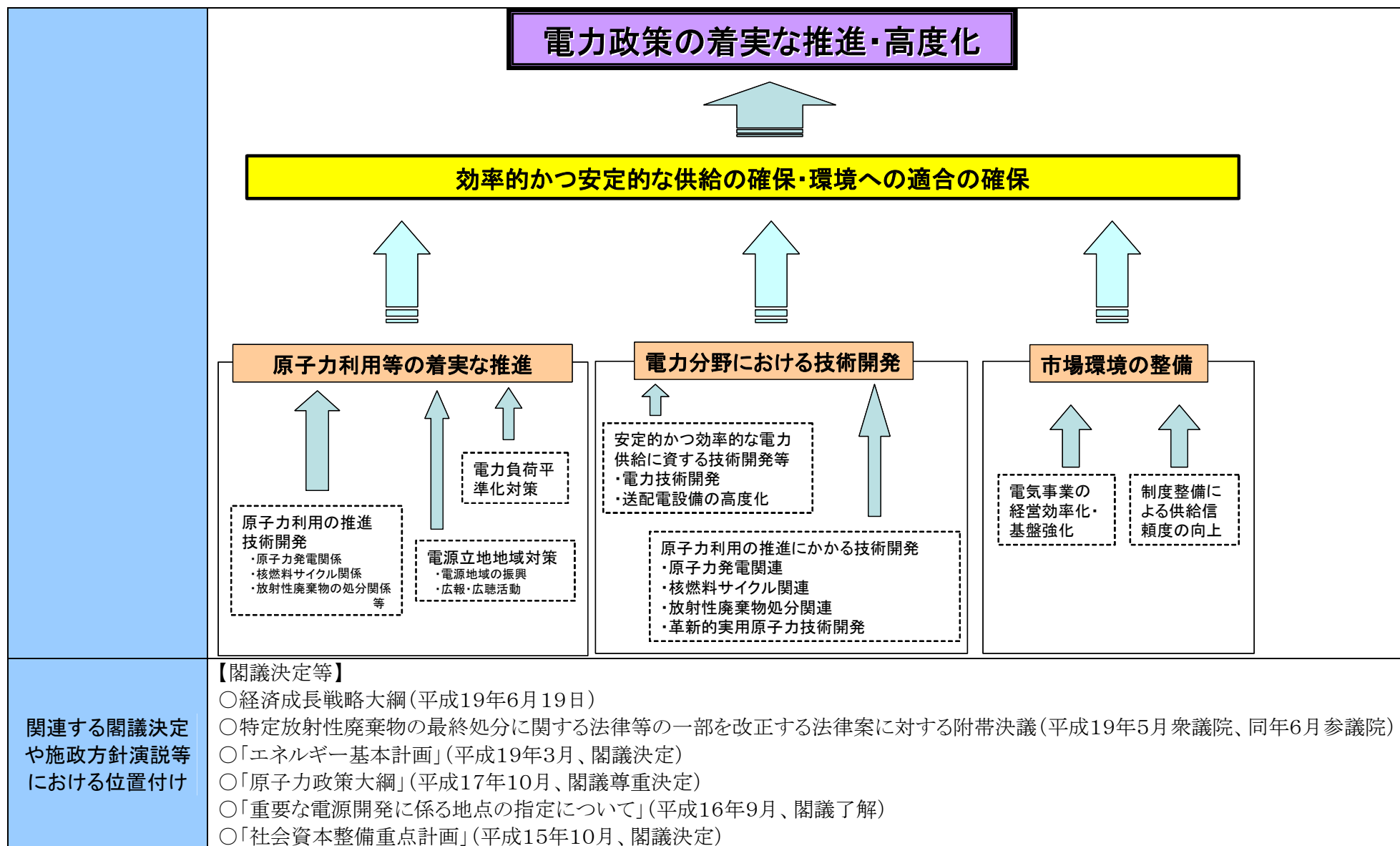
<送配電設備の高度化>

- エネルギー需給構造改革投資促進税制による配電多重化設備
電力の安定的供給に十分な送配電網の整備
 - ・電線類の地中化距離(平成20年度:約8,500km)

3. 市場環境の整備(電気事業制度改革)

電気事業分科会において平成19年度中に取りまとめられる基本答申を踏まえて、平成19年度末から平成20年度にかけて制度の詳細設計を検討するとともに、検討結果を着実に実施していく。

また、制度改革の効果について定期的に検証を行うとともに、その結果を踏まえて、改革した制度が期待どおりに機能するよう不断の見直しを行う。



	○「無電柱化推進計画」(平成16年4月、閣議決定) ○「京都議定書目標達成計画」(平成17年4月、閣議決定) ○「規制改革・民間開放推進3カ年計画(再改訂)」(平成18年3月、閣議決定) ○電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議(平成15年6月、衆議院、参議院) 【施政方針演説等】 ○『先月に入ってから、寒波や大雪により、各地で被害が発生しています。民家の雪下ろしや雪崩の警戒強化、交通や電力の確保、食料品や石油製品の安定供給などの生活支援に万全を期してまいります。』(平成18年1月20日、第164回国会(小泉総理施政方針演説)) ○『原油価格の高騰が続いていますが、今日の世界情勢を踏まえ安全保障の観点から、石油や天然ガスの安定供給の確保、省エネルギーの一層の促進、新エネルギーの開発、安全を大前提とした原子力発電の推進に取り組んでまいります。』(同上)
施策に対する ユーザーや 有識者の意見	■研究開発施策に関するユーザー等の意見 ○次世代軽水炉の技術開発 我が国にとって世界をリードできる次世代軽水炉技術は、将来の原子力発電所のリプレイスや国際競争力の観点からも極めて重要な技術であり、クールアース50の革新的技術開発の一つに位置付けられている。特に、免震技術の採用や稼働率向上と安全性を同時に向上させるコンセプトは国民の安心・安全や地球温暖化対策に資する重要な要素である。発電容量の検討については、電力需要の不確実性や海外市場も念頭に置いて柔軟性を持たせるとともに、世界標準を獲得するという理念のもと、民間事業者の国際展開も念頭において、本事業を積極的に実施すべきである。(優先度判定「S」)(平成20年度概算要求における科学技術関係施策の優先度判定等について 平成19年10月 総合科学技術会議)

施策目標を実現するための具体的措置										
【予算措置(研究開発事業を除く)】										
補助金・委託費・調査費等名	会計名	再掲 (施策名)	新規 継続 等 (20 年度 要求 時)	補助・ 委託 等	開始 年度	終了 年度	18年 度 執行額 (億円)	累積執行額 (開始～18年度) (億円)	H19年 度予算 額(億 円)	事業概要
(1)発電用新型炉プルトニウム等利用方策開発調査委託費	電源開発促進勘定	－	継続	委託	S60	H22	0.3	2.3	0.3	諸外国のプルサーマルを巡る状況や、国際的な諸問題、核燃料サイクルの評価、プルトニウム等に係る需給、原子力利用促進のための技術開発動向の調査・検討を行う。
(2)経済協力開発機構原子力機関拠出金	電源開発促進勘定	－	継続	拠出	H18	未定	0.8	0.8	0.9	経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)の場において、原子力発電及び核燃料サイクルの技術的・経済的課題、放射性廃棄物対策、原子力発電所の運転管理、事故予防、安全規制の高度化等、国際的な知見・経験を結集して取り組むべき共通の課題の解決を目的とした各国の専門家からなる会合を開催し、成果が我が国の原子力政策遂行への合意形成に活用できるものとする。
(3)国際原子力機関PA対策拠出金	電源開発促進勘定	－	継続	拠出	H元	未定	0.3	6.2	0.4	国際原子力機関(IAEA)の場において、各国の有識者の知見を集め、原子力発電を始めとした原子力平和利用を巡る諸問題について検討。検討の成果を我が国のPA対策に活用する。
(4)原子炉導入可能性調査支援等委託費	電源開発促進勘定	－	継続	委託	H18	H22	0.3	0.3	0.7	原子炉導入の可能性のある国を選定し、当該国における核不拡散体制、安全規制体制、損害賠償制度等の導入状況調査について調査し、導入が不十分な箇所についてその問題点を明らかにした上で、国内の関係有識者を通じて、当該問題点の解決を図る。
(5)原子力人材育成プログラム委託費	電源開発促進勘定	－	継続	委託	H19	H21 (見)	－	－	1.6	原子力産業に資する人材育成の強化・充実を目的として、大学・大学院等が行う原子力教育への取組について支援を行い、将来の原子力産業の中核を担う人材の育成・確保を図る。
(6)軽水炉改良技術確証試験等委託費	電源開発促進勘定	－	継続	委託	H11	H24 (見)	0.9	35.1	0.9	軽水炉を含む国内外の原子力の技術開発動向等について、多面的な調査を行う。
(7)軽水炉等技術開発推進等委託費	電源開発促進勘定	－	継続	委託	H17	H23 (見)	0.6	1.3	0.4	軽水炉等の技術開発の推進のため、民間企業、研究機関、大学等の技術開発・実証試験・実用化の見通し等の状況の把握、評価、分析、調査等を実施。また、革新的実用原子

										力技術開発費補助事業の執行に係る業務管理を実施。
(8)原子力関係人材育成事業等委託費	電源開発促進勘定	-	継続	委託	H18	H20 (見)	0.5	0.5	0.9	原子力関連施設の保守・修繕を担うメンテナンス人材について、地域のニーズや多様性を踏まえつつ、個別企業の枠を超えた育成への先進的取組に対する支援。
(9)海外ウラン探鉱支援事業補助金	電源開発促進勘定	-	継続	補助	H19	H28	-	-	10.0	海外における民間事業者のウラン探鉱活動を国が支援することにより、ウラン資源の長期安定確保を図り、我が国の核燃料サイクルの自主性を向上させるとともに、基幹電源である原子力発電の安定運転を確保。
(10)核燃料サイクル技術等調査委託費	電源開発促進勘定	-	継続	委託	H19	H23	-	-	0.3	核燃料サイクルに係る国内外の最新の技術開発動向等を継続的に調査。
(11)広報・安全等対策交付金	電源開発促進勘定	-	継続	交付	S49	H22	11.5	67.0 (14～18年度)	13.4	原子力発電施設等が立地又は立地が予定されている自治体住民に対する、i)原子力発電施設等に関する知識の普及及び安全確保に関する調査並びに関係機関との連絡調整、ii)原子力発電施設等に関する知識の普及に係る施設の整備、iii)温排水が周辺水域に与える影響調査及び必要な設備等の整備について交付金を交付することにより、原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資する。
(12)原子力発電等広報事業委託費(全国広報事業)	電源開発促進勘定	-	継続	委託	S53	H22	5.0	58.8 (14～18年度)	5.9	原子力発電の必要性、安全性等について、国民各層に分かりやすくきめ細かな広報・広報活動を実施し、原子力発電やエネルギー全般に対する理解を得ることを目的とする。
(13)総合エネルギー広報・広報・教育事業調整等委託費(全国広報事業)	電源開発促進勘定	-	継続	委託	S53	H22	7.0	61.8 (14～18年度)	6.3	電源立地を円滑に推進するため、国民各層に対し、原子力を含むエネルギー全般に関する幅広い広報・広報・教育活動を実施。
(14)個別地点広報事業	電源開発促進勘定	-	継続	委託	S53	H22	3.4	30.3 (14～18年度)	2.2	重要電源促進地点、重要電源開発地点及び電力供給計画に計上された地点等、原子力発電用施設等の立地計画が具体化している地域及びプルサーマルが計画されている地域において、原子力発電用施設等の設置及びプルサーマル計画等に関する地域住民の理解を深める広報事業の実施を通じ、立地手続きの促進を図る。
(15)放射性廃棄物等広報対策等委託費	電源開発促進勘定	-	継続	委託	S57	未定	3.0	30.5 (13～18年度)	3.3	放射性廃棄物の処分事業に関するシンポジウムの開催等を行い、処分事業の必要性、緊急性を広く国民に周知する。また、移動展示館の開催等により、北海道幌延町、岐阜県瑞浪市に建設中の新地層研究施設に対する地域住民の理解促進を図る。
(16)核燃料サイクル関係推進調整等及び核燃料サイクル施設立地	電源開発促進勘定	-	継続	委託	S57	未定	4.6	42.0 (14～18年度)	5.4	核燃料サイクル政策に対する理解を促進し、同施設の円滑な立地を推進するため、(1)核燃料サイクル推進調整等(青森県

広報対策										内各市町村の住民や団体等を対象とした意見交換会やオピニオンリーダーを対象としたサイクル関連施設の調査を実施し、同施設に係る理解促進活動を行う。また、(2)核燃料サイクル施設立地広報対策(青森県六ヶ所村において、施設の必要性・安全性等についての交流会等を行うほか、同施設に隣接する自治体イベントへの参加型広報、定期刊行物の発行、テレビなどマスメディアの活用による広報活動、施設見学会、講演会・講師派遣)等を実施。
(17)深地層研究施設整備促進補助金	電源開発促進勘定	-	継続	補助	H15	未定	5.2	21.0	5.4	日本原子力研究開発機構が設置する深地層研究施設を活用する研究等に対し補助を行うことにより、当該施設は研究施設であることを示し、最終処分施設になるとの不安を払拭し、当該施設に対する地元の理解を促進。
(18)高レベル放射性廃棄物処分事業等審査業務委託費	電源開発促進勘定	-	継続	委託	H16	未定	0.1	0.4	0.2	処分実施主体及び資金管理法人が実施する外部監査結果に対する審査を委託するとともに、処分実施主体の行う業務及び資金管理法人の行う資金管理業務についての監査を監査法人に委託。
(19)企業導入促進対策調査研究事業	電源開発促進勘定	-	継続	委託	S63	H22	1.7	7.1	1.6	電源立地地域における雇用確保、所得水準の向上による地域振興を図るため、市町村に対しては立地意向のある企業情報を、企業に対しては電源地域の工業用地情報を提供するための調査を行うとともに、地域資源を活用した産業創出・育成支援のための調査等を実施。
(20)電源地域産業関連施設等整備費補助金	電源開発促進勘定	-	継続	補助	H9	H23	8.6	97.2	16.0	電源地域において、かつ、企業立地促進法に基づき国の同意を受けた「基本計画」の対象地域内において地方公共団体等が行う貸工場等の整備に必要な経費に対し補助。
(21)原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金	電源開発促進勘定	-	継続	補助	H6	H22	0.1	14.2	0.9	国又は県の計画に基づき整備された5,000ha以上の大規模工業基地の用地を、企業が購入した際、当該1㎡あたり2,500円を限度とし、予算の範囲内で交付。
(22)電源地域工業団地造成利子補給金	電源開発促進勘定	-	継続	補助	H4	H22	0.2	88.8	0.1	電源立地施策の一環として、地方公共団体等が行う工業団地造成事業について、平成13年度以前の造成事業に係るものについてのみ、地方債又は借入金の償還完了まで利子補給金を交付。
(23)電源立地地域対策交付金	電源開発促進勘定	-	継続	交付	H15	未定	973.6	3018.3	1,054.3	発電用施設等の設置及び運転の円滑化を図るため、住民の福祉の向上を目的として行われる公共用施設の整備や事業活動に充てる交付金を地方公共団体に対して交付。
(24)原子力発電施設等立地地域特別交付金	電源開発促進勘定	-	継続	交付	H11	H22	23.9	152.7	30.0	原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化を図るため、原子力発電施設等が設置され若しくは設置が見込まれている区域を含む都道府県における住民の福祉の向上を目的として行われる公共用施設の整備や事業活動等に充て

										る交付金を都道府県に対して交付。
(25)交付金事務等交付金	電源開発促進勘定	-	継続	交付	S49	H22	0.6	6.8	1.1	発電用施設周辺地域整備法に規定される公共用施設整備計画及び利便性向上等事業計画の作成及び変更に要する費用に充てるための交付金並びに電源立地地域対策交付金、原子力発電施設等立地地域特別交付金、原子力発電施設立地地域共生交付金、核燃料サイクル交付金及び広報・安全等対策交付金の市町村及び第三者への交付に要する費用に充てるための交付金を都道府県に対して交付。
(26)原子力発電施設立地地域共生交付金	電源開発促進勘定	-	継続	交付	H18	未定	0	0	8.0	原子力発電施設の運転開始後30年が経過した高経年化炉の設置されている原子力発電所の所在する道県に対して、5年間で25億円を交付することにより、住民の福祉の向上を図り、発電用施設の長期的な運転の円滑化を図る。
(27)核燃料サイクル交付金	電源開発促進勘定	-	継続	交付	H18	未定	0	0	8.0	使用済燃料を再利用するプルサーマルの実施については、平成19年度中に、使用済燃料の貯蔵施設及びウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の加工施設の設置については、平成22年度までに都道府県の長が同意した場合に限り、同意から運転開始まで10億円、運転開始後5年間で50億円を交付。
(28)電源地域振興指導事業	電源開発促進勘定	-	継続	委託	S63	H22	7.9	51.6	10.6	電源地域の発展に向けた自主的な取組を、調査・研究・情報収集・コンサルティング等の側面支援を通じて効果的なものとするにより、地域の振興を図り、地域住民の電源に対する理解を促進する。
(29)未利用資源を活用した地域振興モデル事業	電源開発促進勘定	-	終了	委託	H17	H19	1.4	2.1	0.6	未利用資源を活用したエネルギー供給システムを構築、それに係る地域振興モデルの策定し、それらを通じて効果的なPA活動の検討を行う。所期の目標を達成したので、平成19年度で終了。
(30)電源地域振興特別融資促進事業費補助金	電源開発促進勘定	-	継続	補助	H2	未定	3.5	89.5	3.9	日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫、中小企業金融公庫が電源地域に立地する企業に対して行う低利融資に対し、利子補給相当の補助金を交付することにより、電源地域への企業立地を促進し、電源地域の自立的かつ持続的発展を図る。
(31)電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金	電源開発促進勘定	-	継続	補助	H2	H22	44.2	501.3	58.0	電源過疎地域等への企業立地(新增設)で、雇用者数が一定以上増加する企業における営業又は生産の用に供するための設備整備に対し補助金を交付。
(32)原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金	電源開発促進勘定	-	継続	補助	H11	未定	40.5	143.0	51.4	原子力立地地域の産業の振興を図るには企業誘致が効果的であることを踏まえ、原子力発電施設等立地地域に新たに進出する企業や一定の効用効果をもたらす企業に対し、企業立地後一定期間(8年間)にわたり、電気料金の半額に

										相当する補助金(給付金)を都道府県を通じて交付。
(33)電源地域産業育成支援補助金	電源開発促進勘定	-	継続	補助	S60	H22	2.1	446.8	2.4	発電所の建設後における電源地域の自立的かつ持続的な発展を促進すべく、市町村等が産業育成のために実施する事業に補助を行う。また、(財)電源地域振興センターが行う人づくり協力事業に対する補助を行う。
(34)電源地域緊急時復旧事業費補助金	電源開発促進勘定	-	継続	補助	H17	未定	11.8	11.8	0	災害のため被害を受けた公共施設であって、他省庁の災害復旧補助の対象とならず、かつ、過去において電源三法交付金で整備された公共施設について、電源地域の継続的振興及び電源地域の理解を確保するため、当該公共施設の復旧事業に対し補助を行う。
(35)地域技術移転促進調査事業	電源開発促進勘定	-	終了	委託	H7	H19	0.1	1.3 (13～18年度)	0.1	大学から産業界への技術移転等を通じた電源地域の活性化を目的として、①電源地域に立地する企業と研究機能が集積している都市部の企業、大学・TLO(技術移転機関)等との間における、技術の移転又は取引の現状及び当該移転・取引が促進されるための諸課題を明らかにするとともに、②電源地域立地企業への技術移転・取引を促進するためのマッチング事業を実施し、③電源地域立地企業による新製品開発等への取組の実態調査及び当該新製品開発等に関する成功要因・失敗要因を分析。所期の目標を達成したので、平成19年度で終了。
(36)高効率給湯器導入促進事業	電源開発促進勘定	-	継続	補助	H18	H22	89.6	89.6	120.0	電力需要の平準化に資するとともに、省エネ効果の高い高効率給湯器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器)の普及を図るため、当該給湯器を導入する費用の一部について補助を行う。
(37)先導的負荷平準化機器導入普及モデル事業費補助金	電源開発促進勘定	-	継続	補助	H16	H20	17.2	33.9	12.0	電力の安定供給を確保するためには、最大需要電力を抑制し、電力需要の急激な増加に伴う供給支障リスクを軽減し、CO2の排出削減を図る必要がある。蓄電池や高効率の蓄熱式空調システム等の先導的負荷平準化機器により、高い負荷平準化効果を示すとともに、PR効果の高い事業者に対し、設備の導入に必要な経費等の一部を補助。
(38)電力負荷平準化対策推進事業委託費	電源開発促進勘定	-	継続	委託	H18	H22	0.7	0.7	0.7	電力の安定供給を確保するためには、最大需要電力を抑制し、電力需要の急激な増加に伴う供給支障リスクを軽減し、CO2の排出削減を図る必要がある。先導的負荷平準化機器導入普及モデル事業に係る評価等を実施するとともに、負荷平準化の重要性及び負荷平準化機器の有用性を広くPR。
(39)電力系統関連設備形成等調査	電源開発促進勘定	-	継続	委託	H16	H23	2.2	7.9	1.5	電力流通設備の拡充及びそれに伴う電力系統技術面等における課題の抽出。

(40)新発電システム等調査研究事業	電源開発促進勘定	-	継続	交付	S61	H22	NEDO交付金	NEDO交付金	NEDO交付金	超電導を利用した電力システムや火力発電等の発電用設備について、安全性や安定性等が確保できるよう、構成機器や構成要素としての新素材等に関する試験評価方法の確立、規格整備等の標準化を図るための調査研究を実施。
(41)自由化影響調査委託費	電源開発促進勘定	-	継続	委託	H18	H22	0.6	0.6	0.2	年2回電力需要詳細分析調査を実施し、海外の安定供給システム等に関する調査・分析を実施。
(42)エネルギー需給構造高度化企画戦略費	電源開発促進勘定	-	終了	交付	H15	H19	NEDO交付金	NEDO交付金	NEDO交付金	非化石エネルギー等に関する情報を総合的・政策的に収集し、これらを基に技術開発等の計画立案、開発技術の導入等に係る調査・分析を機動的に行い、成果を広く内外に提供する。特に本予算においては、電源基盤の高度化を図る観点により、太陽光発電や風力発電による電力の系統安定化技術開発等に係る基礎調査・研究及び情報収集を行った。
(43)クリーンエネルギー自動車等導入促進対策事業	電源開発促進勘定	-	継続	補助	H19	H22	-	-	0.95	クリーンエネルギー自動車を導入する者及び燃料等供給設備を設置する者に対して、その費用の一部を補助。
(44)風力発電連系対策助成事業	電源開発促進勘定	-	継続	交付金	H19	H22	-	-	NEDO交付金	電力連系への影響から風力発電の導入に制約が生じている地域において、新たに風力発電を設置しようとする事業者に対し、風力発電の出力変動による電力系統への影響の緩和に資する蓄電システムの導入に必要な経費の一部を補助。

【予算措置(研究開発事業)】

補助金・委託費・調査費等名	会計名	再掲 (施策名)	新規 継続 等 (20 年度 要求 時)	補助・ 委託等	開始 年度	終了 年度	18年 度 執行 額 (億円)	累積執行額 (開始～18年度) (億円)	19年度 予算額 (億円)	事業概要
(1)発電用新型炉等技術開発委託費	電源開発促進勘定	-	継続	委託	H19	H22 (見)	-	-	32.4	高速増殖実証炉の概念検討を実施。また、設計・建設段階において必要となる実プラント技術として、格納容器設計技術、耐震性向上技術、高温材料設計技術、保守・補修技術の試験等を実施。
(2)革新的実用原子力技術開発費補助金	電源開発促進勘定	-	継続	補助	H12	H22 (見)	17.3	113.3	9.0	提案公募方式により、安全性・経済性を向上させる革新的・独創的な実用原子力技術開発課題を発掘し、原子力発電及び核燃料サイクルの安全性・経済性を向上させるための技術開発等について補助。

(3)日本型次世代軽水炉開発戦略調査等委託費	電源開発促進勘定		終了	委託	H18	H19	0.5	0.5	0.5	2030年前後から見込まれる国内既設原子力発電所の大規模な代替需要に備え、世界市場も視野に入れつつ、高い安全性・経済性等を有する次世代軽水炉開発のためのフイージビリティ・スタディ(FS)を官民一体となって実施する。所期の目標を達成したので、平成19年度で終了。
(4)全炉心混合酸化物燃料原子炉施設技術開発費補助金	電源開発促進勘定	-	継続	補助	H8	H23	36.1	178.5	35.0	既存の原子力発電所に比べ約3倍のプルトニウムを利用することができる全炉心混合酸化物燃料原子炉の開発に必要な要素技術開発を行い、実機プラントで特性確認を行い、技術の確立を図る。
(5)高速炉再処理回収ウラン等除染技術開発	電源開発促進勘定	-	継続	委託	H19	H27	-	-	3.1	次世代再処理工場から発生する高線量回収ウラン等を軽水炉燃料サイクル施設で取扱可能とするための除染技術の開発を行うとともに、高速炉サイクルへの移行シナリオの策定、再処理技術の工学化の検討等を実施。
(6)MOX燃料加工事業推進費補助金	電源開発促進勘定	-	終了	補助	H11	H19	1.4	28.6	1.8	我が国初の民間MOX燃料工場の円滑な設計、建設、操業に資するため、同工場で採用する各種技術の適合性の確証等のための試験を行う。所期の目標を達成したので、平成19年度で終了。
(7)遠心法ウラン濃縮事業推進費補助金	電源開発促進勘定	-	継続	補助	H14	H21	26.4	73.7	9.1	我が国におけるウラン濃縮技術や生産能力の維持・向上のため、世界最高水準の性能を有するなど国際的に比肩し得る経済性と性能を有する新型遠心分離機を開発する。
(8)地層処分技術調査等委託費	電源開発促進勘定	-	継続	委託	H10	H23	30.7	238.8 (12～18年度)	33.8	高レベル放射性廃棄物やTRU廃棄物の地層処分技術の信頼性と安全性向上を目指し、地質環境の調査技術、人工バリア等施工の工学技術及び安全評価技術、TRU廃棄物の処理技術等の高度化開発を実施。
(9)管理型処分技術調査等委託費	電源開発促進勘定	-	継続	委託	S57	H22	3.9	15.8 (14～18年度)	5.7	原子力発電施設及び核燃料サイクル関連施設から発生する放射能レベルの比較的高い廃棄物の余剰深度処分に関し、大空洞型処分施設の施工技術や性能に係る確証試験を実施。
(10)放射性廃棄物共通技術調査等委託費	電源開発促進勘定	-	継続	委託	H12	H23	6.4	58.1	6.8	地層処分から管理型処分に共通する技術調査として、諸外国の処分計画や技術の調査分析、大学等との連携による重要基礎的な研究開発、処分の安全評価の共通基盤である生物圏移行パラメータ整備を実施。
(11)計量標準基盤技術研究	電源開発促進勘定	-	終了	委託	H16	H19	6.5	21.6	5.2	既節原子炉の出力を増強するために必要な原子炉給水用流量の測定精度及び信頼性を向上。所期の目標を達成したので、平成19年度で終了。
(12)超電導電力ネットワーク制御技術開発	電源開発促進勘定	-	終了	交付	H16	H19	NEDO 交付金	NEDO交付金	NEDO交付金	瞬時に大電力の制御が可能な超電導電力貯蔵システムを用いた系統制御技術を開発。

(13)電源利用対策発電システム技術開発費補助金	電源開発促進勘定	-	終了	補助	H16	H19	4.4	10.3	2.6	電力需給システムの高度化を図ることを目的として、CO2回収機能を有する系統制御機器を開発。所期の目標を達成したので、平成19年度で終了。			
(14)超電導応用基盤技術研究開発	電源開発促進勘定	-	終了	交付	H10	H19	NEDO交付金	NEDO交付金	NEDO交付金	イットリウム系超電導線材の高性能・低コスト作製技術の確立及び超電導線材の機器応用のための機器要素技術を開発。			
(15)新電力ネットワークシステム実証研究	電源開発促進勘定	-	終了	交付	H16	H19	NEDO交付金	NEDO交付金	NEDO交付金	分散型電源を有効に活用し、安定供給を実現するための電力供給システムを構築するための開発を実施。			
(16)発電プラント用超高純度金属材料の開発	電源開発促進勘定	-	継続	交付	H17	H21	NEDO交付金	NEDO交付金	NEDO交付金	発電プラントに用いる超高純度金属材料の低コスト・量産化技術を開発。			
(17)高温超電導ケーブル実証プロジェクト	電源開発促進勘定	-	継続	交付	H19	H23	-	-	NEDO交付金	高温超電導ケーブルについて、変電所内の配線として導入実証試験及び評価を実施。			
(18) 太陽光発電システム等高度化系統連携安定化技術国際共同研究	電源開発促進勘定	-	終了	交付	H17	H19	NEDO交付金	NEDO交付金	NEDO交付金	我が国では得難い海外特有の自然・社会環境において、我が国の太陽光発電技術を用い、マイクログリッドと電力系統との連系時及び系統から独立した状態でのマイクログリッドの自立運転時における安定性等について実証・評価を行い、我が国における太陽光発電等の自然変動電源を主体とした安定的なマイクログリッドの構築について実証研究を行う。			
(19)大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究	電源開発促進勘定	-	継続	交付	H18	H22	NEDO交付金	NEDO交付金	NEDO交付金	大規模太陽光発電を電力系統に連系した場合に課題となる系統安定化対策やピーク対策のための技術等を開発するとともに、その有効性を実証。			
(20)次世代蓄電システム実用化戦略的技術開発(旧 系統連系円滑化蓄電システム技術開発)	電源開発促進勘定	-	継続	交付	H18	H23	-	NEDO交付金	NEDO交付金	新エネルギー(太陽光、風力発電)の出力安定化に資するため、キーテクノロジーである蓄電池の低コスト化と高性能化を目指し、産官学の連携の下、集中的に研究開発を実施。			
(21)風力発電電力系統安定化等技術開発	電源開発促進勘定	-	終了	交付	H15	H19	NEDO交付金	NEDO交付金	NEDO交付金	大規模風力発電所等の普及拡大時に問題となる周波数変動等系統上の対策として、出力安定化のための技術を開発し、現に稼働する発電所においてシステムを稼働させデータ抽出・システムの有効性等を検証。			
【政策金融・産投出資】													
政策金融名	金融機	再掲(施策名)	新規継続等	創設年度	融資割合(%)	貸付対象		融資限度額(億円)	貸付利率	貸付期間	貸付実績(件)	19年度	概要

	関		(20 年度 要求 時)							(億 円)	貸付 見込 額 (億 円)	
(1)使用済核燃料再処理	日本 政策 投資 銀行	-	継続	S55	50%	使用済核燃料再処理事業者	なし	政策 金利 Ⅱ	18年(3 年据 置)	158	468	核燃料サイクルの確立に必要な商業用再 処理工場、MOX燃料工場、使用済核燃 料運搬設備及び使用済核燃料中間貯 蔵施設の建設工事等に対する支援。政 府として所期の目標を達成したので本 制度は終了し、今後は事業者からの要 望を踏まえつつ、国として必要な対応 を検討する。
(2)ウラン濃縮	日本 政策 投資 銀行	-	継続	S57	50%	ウラン濃縮事業者	なし	政策 金利 Ⅰ、 Ⅱ	15年(3 年据 置)	0	3	原子力発電所の燃料である濃縮ウランの 生産事業設備の建設工事等に対する 支援。政府として所期の目標を達成した ので本制度は終了し、今後は事業者か らの要望を踏まえつつ、国として必要な 対応を検討する。
(3)低レベル放射性廃棄物処分	日本 政策 投資 銀行	-	継続	S58	50%	低レベル放射性廃棄物処 分事業者	なし	政策 金利 Ⅰ、 Ⅱ	6年(2 年据 置)	3	6	原子力発電所から発生する低レベル放 射性廃棄物の埋設施設の建設工事等 に対する支援。政府として所期の目標 を達成したので本制度は終了し、今後 は事業者からの要望を踏まえつつ、国 として必要な対応を検討する。
(4)共同溝	日本 政策 投資 銀行	-	継続	S46	40% (35)	一般電気事業者等	2,965億 円の内 数	政策 金利 Ⅱ	20年 以内	27件 112億 円 ※14 FY～ 18FY	22	共同溝に関する負担金及び附帯工事 費等に対する支援。政府として所期の 目標を達成したので、平成20年10月 から民間に委ねる。
(5)電線の地中化事業及び電 力系統防災対策事業	日本 政策 投資 銀行	-	継続	S61	40% (35)	一般電気事業者	2,965億 円の内 数	政策 金利 Ⅱ	20年 以内	11件 151億 円 ※ 14FY ～ 18FY	68	配電線地中化工事、総変電設備多重 化工事等に対する支援。政府として所 期の目標を達成したので、平成20年1 0月から民間に委ねる。

(6)電気事業新規参入	日本政策投資銀行	-	継続	H8	50%	主な対象者 卸供給事業者等新規参入事業者	なし	政策金利 Ⅰ又はⅡ	15年程度	33件 838億円 (H14～18の合計)	150	新規事業者(卸供給事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者)の行う発電所の建設工事等に対する融資。政府として所期の目標を達成したので、平成20年10月から民間に委ねる。
(7)沖縄県における電気事業・卸電気事業に対する財政投融资の実施	沖縄振興開発金融公庫	-	継続	S47	80%	主な対象者 沖縄電力(株)	なし	政策金利 Ⅲ	15年程度	16件 623億円 (H14～18の合計)	250	沖縄県における電気事業者及び卸電気事業者の設置する発電設備等に対する融資。
(8) 原子力発電施設整備事業	政策投資銀行	-	継続	S35	40%	一般電気事業者及び卸電気事業者	なし	政策金利 Ⅱ	16年程度	62件 2,069億円 (H14～H18)	886	一般電気事業者及び卸電気事業者が行う原子力発電施設整備に対する融資。政府として所期の目標を達成したので、平成20年10月から民間に委ねる。
(9)液化ガス発電所建設事業	政策投資銀行	-	継続	H8	40%	一般電気事業者及び卸電気事業者	なし	政策金利 Ⅰ又はⅡ	20年程度	15件 679億円 (H14～H18)	227	一般電気事業者及び卸電気事業者が行う液化ガス発電所建設に対する融資。政府として所期の目標を達成したので、平成20年10月から民間に委ねる。

【税制】

税制名	税目	再掲 (施策名)	新規継続等 (20年度要求時)	創設年度	適用期限	主な対象	過去の実績及び今後の見込み (減税実績額・見込額、減税効果等)	概要
-----	----	-------------	--------------------	------	------	------	------------------------------------	----

(1)「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の改正に伴う税制措置	(国税) 法人税 所得税 登録免許税 (地方税) 法人事業税	-	拡充	H12	-	原子力発電環境整備機構	平成19年度税見込額 国税:約20億円 地方税:約4億円	高レベル放射性廃棄物の地層処分事業は、公共性がきわめて高いことから、処分実施主体にかかる諸税を適用除外とし、処分事業に要する費用を低減。TRU廃棄物の処分事業に要する費用についても、諸税の適用除外とすべく、税制措置の拡充を要望。
(2)海外投資等損失準備金制度	法人税	-	延長	S39	H19	海外で行う資源の探鉱開発事業に対する投融資を行う内国法人	18年度減税実績 160億円の内数 これまでの減税効果: 資源開発事業のリスクを軽減し、促進に資する。	海外で行う資源の探鉱開発事業に対する投融資について、投融資を行った内国法人に一定割合の準備金の積立を認め、これを損金に算入することができる制度。平成20年度税制改正においても延長・要望を行う。
(3)エネルギー需給構造改革投資促進税制による配電多重化設備	法人税	-	延長	S61	H19	一般電気事業者	平成19年度減税見込 300億円の内数 これまでの減税効果 当該措置により新たに約110kmの地中化が推進された。(H18FY実績)	地下で配電経路を多重化する工事に伴う電力ケーブル等の設備について、取得価額の50%を対象に30%の特別償却。平成20年度税制改正においても延長要望を行う。
(4)エネルギー需給構造改革投資促進税制による四百ボルト級配線設備	法人税	-	拡充 延長	S61	H19	大規模事務所等	平成19年度減税見込:300億円の内数 これまでの減税効果:当該措置により新たに87基の導入が促進された。 (H18FY実績)	400V及び230Vの三相4線式配線方式による電線・変圧器等を対象に30%の特別償却又は7%の税額控除。平成20年度税制改正においても延長・拡充要望を行う。
(5)変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例	固定資産税	-	継続	S29	-	一般電気事業者(10社)、卸電気事業者(52社 例:電源開発(株)等)	減税見込額201億円 (平成18年度実績-平成19年度見込) 総減税額1,413億円 (H14～18年度実績)	変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準を、変電設備は当初5年間は3/5、次の5年間は3/4とし、送電施設は当初5年間は1/3、次の5年間は2/3とする。
(6)使用済燃料再処理準備金	法人税	-	継続	S58	-	一般電気事業者(沖縄電力(株)を除く)、日本原子力発電(株)	減税見込額2,022億円 (平成18年度実績-平成19年度見込) 総減税見込額7,783億円 (H14～18年度実績) 減税効果(電気料金の平準化のため指標は存在せず)	使用済核燃料の再処理に必要な費用について、発電段階で引当金方式により料金原価に算入し将来の再処理に必要な費用(全額)を発電時の需要家の料金に反映することにより、世代間の不公平を解消し、電気料金の適正化を図る。そのため、原子炉設置者(電気事業者)が外部の資金管理法人に積み立てる積立額を損金経理の方法により準備金として積み立てたときは損金算入を認める。

(7)原子力発電施設解体準備金	法人税	-	継続	H2	-	一般電気事業者(沖縄電力(株)を除く)、日本原子力発電(株)	減税見込額149億円 (平成18年度実績-平成19年度見込) 総減税見込額632億円 (H14～18年度実績) 減税効果(電気料金の平準化のため指標は存在せず)	原子力発電施設の解体に必要な費用について、発電段階で引当金方式により料金原価に算入し、将来の原子力発電施設解体に必要な費用(全額)を、発電時の需要家の料金に反映することにより、世代間の不公平を解消し、電気料金の適正化を図る。
(8)沖縄電力株式会社の固定資産税の課税標準の軽減措置	固定資産税	-	継続	S57	-	沖縄電力株式会社	減税額11億円 (平成18年度実績) 総減税見込額52億円 (H14～18年度) 税収見込額10億円 (平成19年度見込) 減税効果0.18円/kWh (沖縄電力株式会社の法人事業税軽減措置と合算)	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産(事務所及び宿舍は除く。)の固定資産税の課税標準を2/3とする。
(9)沖縄電力株式会社の法人事業税の軽減措置	事業税	-	H19より廃止	S47	H19.3.31	沖縄電力株式会社	減税額3億円 (平成18年度実績) 総減税額13億円 (平成14～18年度)	沖縄電力株式会社の法人事業税率を1.1%とする。 (電気供給業は収入金課税方式をとっているため、税率は通常1.3%)。所期の目標を達成したので、平成19年度で終了。
(10)沖縄電力株式会社の石油石炭税の免税措置	石油石炭税	-	継続	H15	H24.3.31	沖縄電力株式会社	減税額8億円 (平成18年度実績) 減税見込額22億円 (平成15～18年度) 減税見込額13億円 (平成19年度見込)	一般電気事業者又は卸電気事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石炭にかかる石油石炭税を免除する。
(11)移出又は引取に係る揮発油の特定用途免税措置(発電用燃料)	揮発油税、地方道路税	-	廃止	S47	H20.3.31	製造事業者等	-	揮発油の製造業者が特定用途に使用する揮発油をその用途に使用する場所へ移出する場合及び特定用途に使用する揮発油を保税地域から引取る場合、揮発油税及び地方道路税を免除する。平成14～19年度における実績及び今後の見込みも無いことから、平成20年度以降、廃止する。

【法令・ガイドライン等】

関連する法令・ガイドライン等名	法令・ガイドライン等の概要
電気事業法、同施行令、同施行規則 適正取引ガイドライン 紛争処理ガイドライン	電気事業制度について規定。(他に電気工作物に係る保安規制の規定も記載。) 小売分野、託送分野等について基本的な考え方、問題とされるおそれが強い行為、問題とならない例を記載。 経済産業省内で行う、電気、ガスの取引に関する紛争等の申し出及び不服申立に対する対応について記載。

給電指令ガイドライン	電気事業者に対し、優先給電指令を発動する際の基準を記載。
発電用施設周辺地域整備法	発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備等を促進し、地域住民の福祉向上をはかり、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的として、都道府県が作成した事業計画書に基づき交付金を交付。
特別会計に関する法律	電源開発促進税法による収入を、発電所の周辺地域の整備や安全対策をはじめ、発電用施設の設備及び運転の円滑化のための交付金や補助金を交付。
電源開発促進対策特別会計法	電源開発促進税法による収入を、発電所の周辺地域の整備や安全対策をはじめ、発電用施設の設置及び運転の円滑化のための交付金や補助金を交付。
電源開発促進税法	発電施設の設置の促進、運転の円滑化、並びにこれら発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれら発電施設による電気の供給の円滑化にかかる費用に充てるため、一般電気事業者の販売電気に電源開発促進税を課す。
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	高レベル放射性廃棄物及び最終処分対象のTRU廃棄物の処分を計画的かつ確実に実施するため、処分実施主体の設立、処分費用の確保方策、3段階の処分地選定プロセスなどを内容とする法律。
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律	原子力発電における使用済燃料の再処理事業を適正に実施するため、実用発電用原子炉設置者(すなわち電力会社)に対して、将来の再処理等に要する費用に充てるため、経済産業大臣が指定する資金管理人へ積立金を積み立てることを義務づける。

【実施体制】(平成19年8月時点)

施策に関連する主な課室	関連する業務概要	当該業務の実施体制	
電力・ガス事業部政策課	・原子力等の推進に関する総合的な企画立案及び実施	課長、10人	—
電力・ガス事業部電力市場整備課	・市場環境の整備に関する施策全般	課長、19人	—
電力・ガス事業部電力基盤整備課	・長期固定電源開発の促進	課長、電源地域整備室長、電力需給政策企画室長、27人	—
電力・ガス事業部原子力政策課	・原子力エネルギー利用に関する技術開発の推進 ・原子力エネルギーに関する国際協力の推進	課長、9人	—
電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課	・核燃料サイクル事業に係る技術開発 ・天然ウラン等の核燃料資源確保 ・放射性廃棄物対策の着実な推進 ・原子力広聴・広報活動	課長、サイクル立地室長、立地・広報室長、廃棄物対策室長、25人	—
省エネ・新エネ部省エネルギー対策課	・電力需要の平準化等に資する高効率給湯器の導入補助金の執行	課長、2人	—
地域経済産業グループ地域経済産業政策課	・地域に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること	課長 3人	—
地域経済産業グループ立地環境整備課	・電源地域における企業立地環境の整備	課長 3人	—
地域経済産業グループ産業施設課	・産業施設に関する政策の企画及び立案に関すること	課長 7人	—
産業技術環境局 知的基盤課	・原子力発電用流量計の校正技術開発に関すること	課長、2人	—
産業技術環境局 標準企画室	・超電導を利用した電力システム等に係る標準化に関すること	室長、3人	—

製造産業局 非鉄金属課	・超電導線材の研究開発等に関すること	課長、4人	—
-------------	--------------------	-------	---

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	原子炉導入可能性調査支援等委託費	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 原子力政策課	事業主管課室長名	原子力政策課長 高橋 泰三

概要・目標	《事業概要》 インドネシアは 2025 年までに 4 基の原子力発電所を建設する計画を有しており、ベトナムでは原子力発電の導入に関する予備調査の結果、2017～2020 年の間に、原子力発電設備容量 200～400 万 kW の原子力発電所を建設することが示されている。またウラン資源の豊富なカザフスタンでも今後原子力発電の導入を検討している。こうした新たに原子力発電を導入しようとするアジアの国々に対し日本が培ってきた経験をもとに、原子力発電導入のために必要な核不拡散体制の整備、原子力安全規制体系の導入、原子力損害賠償制度の整備、人材養成等が適切に行われるよう支援を行う。 《目標》 平成18年度よりインドネシア、ベトナムへの専門家派遣等を通じて、両国における原子力発電導入の基盤整備への支援を行い、日本と両国との協力関係の強化が図られてきている。今後、日本の経験を活用して、核不拡散や原子力安全の確保が行われる形で、インドネシア、ベトナム、カザフスタンの原子力発電導入準備が図られるとともに、これらの国における原子力発電導入への我が国企業の参画を促進することが期待されるため、アジアの国を調査し、原子力発電導入のための国内法・各種条約などについて未整備の点を明らかにし、原子力導入可能性のある国を特定する。									
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度：平成18年度 事業終了予定年度：平成22年度 《交付実績の推移》 <table><tr><td></td><td>平成18年度</td><td>合計(平成18年度)</td></tr><tr><td>交付実績額(億円)</td><td>0.3</td><td>0.3</td></tr><tr><td>交付実績件数</td><td>1</td><td>1</td></tr></table> 《指標の推移》		平成18年度	合計(平成18年度)	交付実績額(億円)	0.3	0.3	交付実績件数	1	1
	平成18年度	合計(平成18年度)								
交付実績額(億円)	0.3	0.3								
交付実績件数	1	1								

		平成18年度	合計(平成18年度)									
	調査対象国数	2	2									
	《目標の達成状況》 平成18年度においては、インドネシア及びベトナムの2ヶ国を調査し、原子力発電導入のための国内法・各種条約などについて未整備の点を明らかにした。											
予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》 <table><tr><td></td><td>平成18年度</td><td>合計(平成18年度)</td></tr><tr><td>予算額(億円)</td><td>0.5</td><td>0.5</td></tr><tr><td>執行額(億円)</td><td>0.3</td><td>0.3</td></tr></table>				平成18年度	合計(平成18年度)	予算額(億円)	0.5	0.5	執行額(億円)	0.3	0.3
	平成18年度	合計(平成18年度)										
予算額(億円)	0.5	0.5										
執行額(億円)	0.3	0.3										
事業の スキーム図	国 → 民間団体 等											
必要性	我が国において原子力発電の利用の促進を図っていくためには、原子力発電に対する国民・関係自治体等の理解・信頼が不可欠であり、この理解・信頼を醸成するためには、国内のみならず海外、就中、地理的に近接するアジア地域における原子力発電への理解・信頼が深まる必要がある。 このような観点から、今後、アジア地域において新たに原子力発電所を導入しようとする国に対し、まずは、当該国において、核不拡散体制の整備、核物質及び放射線源のセキュリティの体制の整備、原子力安全規制体系の導入、原子力損害賠償制度の整備、放射性廃棄物の処分方針の策定、原子力発電を導入することについての国民的理解、大規模発電のためのインフラ整備、保守補修体制の確立等の課題が克服されていくことが必要。その際、我が国は、当該国がこのような諸課題を克服していく過程で、例えば核不拡散体制の整備、安全規制体系の整備、原子力損害賠償制度の整備といった取組みやエネルギー計画のあり方に対して、我が国が有する知見・ノウハウ等を提供していくなどの側面支援を行うことを通じて、当該国での円滑な原子力発電の導入・運転の確保を図ることにより、我が国原子力発電の利用促進、電気の供給の円滑化等に役立てる。											
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	【原子力立国計画】(総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会報告) 原子力産業の国際展開の基本方針											

	①国際的な核不拡散のためのメカニズム強化への積極的な対応に配慮しつつ、安全確保、核不拡散、原子力発電の導入状況等、各国の実情に応じてきめ細かな政策対応を図る。 (略) <u>原子力産業の国際展開支援施策</u> (略) <u>(6) 導入国における制度整備への支援</u> 今後原子力発電所を新たに導入しようとしている国については、まず、長期的に政情が安定していることが重要である。その上で原子力安全規制体系の導入、核不拡散体制の整備、原子力損害賠償制度の整備等の課題が克服されていることが重要である。これらの国がこのような諸課題を克服していく過程で、我が国が有する知見・ノウハウ等を適宜提供していく等、各種制度作りへの支援を行うことが必要である。導入初期段階では、国としての支援を前面に出し、各種支援政策を実行し、実プロジェクト段階では民間事業者主体の活動を展開する。 (略) <u>地域別の具体的対応方針</u> (略) <u>(3) インドネシア</u> (略) インドネシアに対しては、安全規制体系や核不拡散体制の制度整備への支援、人材育成の積極的な協力、官民の対話の場の設定に取り組むことが適切である。 <u>(4) ベトナム</u> (略) ベトナムに対しては、安全規制体系や核不拡散体制の制度整備への支援、人材育成の積極的な協力、官民の対話の場の設定、フィージビリティスタディ実施に当たっての我が国の協力のあり方の検討等に取り組むことが適切である。
今後の方向性	ベトナム、インドネシアについては、これまでの調査の結果明らかとなった未整備の点について、引き続き基本的な制度を整備するための支援を行うとともに、カザフスタンに対しては原子力発電導入のための国内法・各種条約などについて未整備の点を明らかにし、併せて人材育成事業等を実施する。

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	原子力関係人材育成事業等委託費	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 原子力政策課	事業主管課室長名	原子力政策課長 高橋 泰三

概要・目標	《事業概要》 我が国の原子力は、エネルギーの安定確保、地球環境問題への貢献等の観点から、国の持続的な発展基盤となる重要なエネルギー源の一つとして位置付けられている。今後とも、原子力発電によるエネルギーの安定確保を維持していくためには、原子力関連施設のメンテナンス現場を担う人材の質的な維持・向上が大きな課題である。しかしながら、それら人材の多くは地元の中小企業に属しており、人的、資金的な点から、体系的な人材のレベルアップが図られていないのが現状である。 このため、今後とも原子力利用の着実な推進を図っていくためには、地域企業や研究機関等が所有する研修施設等のポテンシャルを活用しつつ、現場技能者の人材育成に向けた取組を推進することが必要である。以上を踏まえ、地域のニーズや多様性を踏まえつつ、個別企業の枠を超えた現場技能者育成への先進的取組に対し支援を行う。 《目標》 地域独自の先駆的取組を体系的に整理し、これを横断的な取組として事業者間を超えて全国レベルで展開・水平連携することにより、我が国におけるメンテナンス人材の質的向上を図り、安全かつ安定的な原子力施設の運転によってエネルギーの安定供給を目指す。											
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度： 平成18年度 事業終了予定年度： 平成20年度 《交付実績の推移》 <table><tr><td></td><td>平成18年度</td><td>合計(平成 ～18年度)</td></tr><tr><td>交付実績額(億円)</td><td>0.6</td><td>0.6</td></tr><tr><td>交付実績件数</td><td>3</td><td>3</td></tr></table>				平成18年度	合計(平成 ～18年度)	交付実績額(億円)	0.6	0.6	交付実績件数	3	3
	平成18年度	合計(平成 ～18年度)										
交付実績額(億円)	0.6	0.6										
交付実績件数	3	3										

	《指標の推移》 <table><tr><td></td><td>平成18年度</td><td>当初目標値(3年間)</td></tr><tr><td>受講者数(人)</td><td>5,387</td><td>20,000 程度</td></tr><tr><td>研修実施数(回)</td><td>243</td><td>－</td></tr></table> 《その他の効果・実績》 施工管理等に必要な資格取得に向けた座学研修、技能継承のための実技研修、発電所現場における現場研修(OJT)を実施。千社を超える企業が本事業を通じて研修に参加した。				平成18年度	当初目標値(3年間)	受講者数(人)	5,387	20,000 程度	研修実施数(回)	243	－
	平成18年度	当初目標値(3年間)										
受講者数(人)	5,387	20,000 程度										
研修実施数(回)	243	－										
予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》 <table><tr><td></td><td>平成18年度</td><td>合計(平成 ～18年度)</td></tr><tr><td>予算額(億円)</td><td>0.6</td><td>0.6</td></tr><tr><td>執行額(億円)</td><td>0.5</td><td>0.5</td></tr></table>				平成18年度	合計(平成 ～18年度)	予算額(億円)	0.6	0.6	執行額(億円)	0.5	0.5
	平成18年度	合計(平成 ～18年度)										
予算額(億円)	0.6	0.6										
執行額(億円)	0.5	0.5										
事業の スキーム図	国 委託 民間団体等											
必要性	原子力関連施設のメンテナンス作業は、元請、一次下請、二次下請以下の協力会社という多層構造を形成しており、現場技能者が所属している工事施工請負会社の多くは、地元の中小企業である。原子力関連施設を安全・安定に運転していくためには、これら中小企業に所属する現場技能者の技能レベルの維持・向上や技能継承にむけた取組が重要であり、このような取組について政府として積極的に支援していく必要がある。											
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	○原子力政策大綱(平成 17 年 10 月／原子力委員会) 『事業者、その協力会社、国、地方公共団体は、原子力施設の保修に関する横断的な技能資格制度の整備、資格の取得に向けた											

	研修施設・カリキュラムのネットワーク化、ネットワークを活用した人材育成等の取組を積極的に推進していくべきである』 ○総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会報告書～「原子力立国計画」～(平成 18 年 8 月／部会長:田中知)) 『原子力関連施設を安全・安定に運転していくためには、現場技能者の質的な維持・向上や技能の継承が重要であり、電気事業者、メーカー等が地域と連携して実施する人材育成・技能の継承を図る取組を政府として支援していくべきである。』
今後の方向性	電気事業者が、現場の技能者の作業経験及び研修受講実績の登録や、メンテナンス作業に必要な知識や技能に関する資格等を認定・登録することにより、技能者の能力の維持・向上を推進するとともに、客観的な評価の一つとして活用することにより、メンテナンス作業の質の維持・向上を図っていくことが必要である。このため、知識・技能等に関する資格等の認定・登録制度への発展について検討していく。

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	原子力発電等広報事業委託費(全国広報)	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 原子力発電立地対策・広報室	事業主管課室長名	原子力発電立地対策・広報室長 鈴木 洋一郎

概要・目標	《事業概要》 原子力は、供給安定性に優れ、準国産エネルギーとして位置付けられるエネルギーであり、発電過程で二酸化炭素を排出することがなく地球温暖化対策に資するという特性を持っている。我が国としては、原子力発電を安全確保を大前提に、今後とも基幹電源として位置付け推進するとともに、プルサーマルを含む核燃料サイクルについても、供給安定性等に優れる原子力発電の特性を一層向上させ、原子力による長期にわたるエネルギー供給を可能とすることから、国の基本的方針として推進している。 本事業では、核燃料サイクルを含む原子力発電の必要性及び安全性等について、エネルギー全般の説明も加えつつ、主として原子力・エネルギー問題への理解度が相対的に低い電力消費地住民を中心とした国民各層に分かりやすく、きめ細かい広聴・広報活動を実施する。その実施に当たっては、平成18年8月に取りまとめられた「原子力立国計画」によって示された方向性に沿って取組を進める。 ○今後の取組の方向性 ～原子力立国計画(平成18年8月)より～ (1) 国民、地域社会との相互理解の出発点としての広聴の実施 (2) 国民の主要情報源であるメディアへの適切な情報提供 (3) 各地に根差した草の根オピニオンリーダーへの情報提供等の支援 (4) 低関心層に対する重点的取組 (5) 立地地域向け、全国向け等受け手に応じたきめ細かい情報提供方法の選択 (6) 情報提供を行う人材の育成・活用 (7) 行政側に非がある場合の率直な対応、誤った報道や極端に偏った報道へのタイムリーかつ適切な対応 (8) エネルギー教育の推進 (9) 広聴・広報施策のフォローアップ・評価及び施策の改善
-------	--

	○具体的な取組 1. 広聴活動事業 原子力に対する意識動向調査を全国的に行い、国民の理解度を把握するとともに、広報を行おうとする相手が求めている情報ニーズの把握（広聴）を行うほか、平成19年度より全事業に対する横断的な広報効果測定を実施することにより、原子力広聴・広報活動の効果的・効率的な実施に資する。 2. 次世代育成事業 将来を支える次世代層を対象に、電力生産地と消費地における体験型学習交流会等を実施し、原子力を自らの問題として考え、正確な知識に基づき主体的な判断を行い得る関心・知識等の醸成を図る。 3. 女性・オピニオンリーダー等向け事業 原子力に関する関心が相対的に低い傾向にある女性層を対象に、女性の視点から捉えた、エネルギーや環境問題、原子力に関するセミナー・懇談会等を行い、原子力への関心を醸成する。 また、地域に根差して原子力等に関する情報発信を行っている草の根NPOや全国的に情報発信を行っているオピニオンリーダー等を対象に、NPO等の情報発信活動支援や、情報提供を行うことにより、国民全体の原子力に関する理解の促進、向上を図る。 4. 広報メディア活用事業 広報メディアの特性を勘案しつつ、効果的・効率的な広報メディアを選択することにより広報の実施等、情報の受け手に応じたきめ細かい広報を実施し、広く国民の原子力に対する理解を深める。 《目標》 原子力立国計画に示された方向性に沿って継続して取組を進め、全国の電力消費地を始めとした広く国民一般に対し、核燃料サイクルを含む原子力発電等の必要性及び安全性等に関する理解促進・意識の醸成を図る。
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度： 昭和53年度（平成14年） 事業終了予定年度： 平成22年度（見直し）

	《交付実績の推移》						
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14年～平成18年度)
	交付実績額	21.4	13.4	10.8	8.2	5.0	58.8
	交付実績件数	41	6	4	25	15	91
	《効果(アウトカム)》						
	原子力の社会的受容性の持続的維持・向上により、原子力政策の転換に繋がるような反対運動の広がりや、大規模な事故・トラブル時の風評(被害)等の発生を防ぐ土壌形成に繋がっている。						
	《その他の効果・実績》						
	・ 平成18年度における主たる広報事業実績						
	① 原子力発電所見学会 12回開催(1回当たり参加者数約35人)						
	② 「原子力の日」ポスターコンクール(作品応募数14, 999点)						
③ 体験型移動展示館 5回開催(参加者約52, 000人)							
④ 専門家の講師派遣 110回							
《目標の達成状況》							
・ 原子力立国計画に示された方向性に沿って取組を進めており、具体的には、各種媒体(機内誌・地域メディア等)を活用した情報提供、シンポジウムの開催、原子力関連施設の見学会の実施などを通じ、積極的に情報公開・提供を行うとともに、直接対話型の意見交換会などを通じ、広く国民の声に耳を傾ける広聴活動に取り組んでいる。							
・ なお、全般的な単価及び仕様を見直すとともに、PDCAサイクル及び原則として一般競争入札を導入するなど、より効率的・効果的なものとなるよう所要の見直しを継続して実施している。							
予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》						
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14年～平成18年度)
	予算額(億円)	29.0	13.5	13.5	12.3	5.7	85.0
	執行額(億円)	21.4	13.4	10.8	8.2	5.0	58.8

事業の スキーム図	国 → 民間団体等
必要性	原子力の開発・利用を進めるに当たっては、安全の確保を大前提に原子力に対する国民の理解を得ることが肝要。このため国は、積極的な情報の公開・提供に努めるとともに、情報の一方通行ではなく国民の問題意識を理解する観点から、広く国民の声に耳を傾け、きめ細かい広聴・広報活動の実施などを進める必要がある。 また、プルサーマル等当該案件の必要性・安全性等について、当該地域との相互理解を図り、取組を着実かつ円滑に進めるためには、当該案件の当該地域での理解促進活動に加えて、そのベースとして核燃料サイクルを含めた原子力発電全体の必要性・安全性等について広く国民の理解醸成を図ることが必要不可欠。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	「原子力立国計画」(平成18年8月取りまとめ)策定時の意見 ・サイレントマジョリティの声を聴く仕組みがない ・正論は時に近寄りがたく、極端な表現による情報は浸透しやすい傾向がある ・広聴がまず先にあるべきである ・国民が原子力について何を考えているのか、どう受け止めているのか、それを伺ってからでないと広報はできない ・メディア等が不正確な情報を発信したときに、適切に初期対応をすることも広報である ・草の根の取組としては、消費者や市民団体などのグループと連携し、適切で正確な情報提供を行っていくことが必要である ・広聴・広報施策のフォローアップや評価が適切に行われておらず、これらに基づいた施策の改善が図られていない。
今後の方向性	引き続き平成18年8月に取りまとめられた「原子力立国計画」によって示された方向性に沿って取組を進めていく。引き続き核燃料サイクルを含む原子力の必要性・安全性を中心に、放射線の安全性や新潟県中越沖地震以後の耐震への不安払拭にも取組む。

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	総合エネルギー広聴・広報・教育事業調整等委託費(全国広報事業)	
事業主管課室名	総合政策課 エネルギー情報企画室	事業主管課室長名	総合政策課エネルギー情報企画室長 寺家 克昌

概要・目標	《事業概要》 エネルギーの安定供給確保の観点から、電源立地の推進が必要不可欠であるところ、原子力を始めとする電源立地に対する国民の合意形成が十分に進んでいるとは、今なお言い難い。電源立地に対する国民との相互理解を深めるため、エネルギーに関する国民の意識、意見を聴取し、政策立案者に伝達するとともに、個別の電源に関する情報の提供等にとどまらず、新・国家エネルギー戦略やエネルギー基本計画の下、国民各層に対して、現在のエネルギー情勢や政策の全体像及びその中における原子力等の個別分野の政策の位置づけを分かりやすく示すことを目的として総合エネルギー広聴・広報・教育事業を推進する。 《目標》 原子力を始めとする電源立地の高度化を推進するため、国民各層が国との相互理解を深め、エネルギーについて積極的に考えることができるための関心の喚起、知識水準の向上を達成する。特に次世代を担う子供達が、エネルギーについて関心を持ち、正確な知識を基にして理解を深め、将来においてエネルギーについての適切な判断と行動を行うための基礎を構築させる。																									
	事業開始年度:昭和53年度 事業終了予定年度:平成22年度 《交付実績の推移》 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計(平成14 ～18年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額(億円)</td><td>7.2</td><td>17.0</td><td>16.1</td><td>14.5</td><td>7.0</td><td>61.8</td></tr> <tr> <td>交付実績件数</td><td>7</td><td>41</td><td>46</td><td>42</td><td>37</td><td>173</td></tr> </tbody> </table>							平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14 ～18年度)	交付実績額(億円)	7.2	17.0	16.1	14.5	7.0	61.8	交付実績件数	7	41	46	42	37
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14 ～18年度)																				
交付実績額(億円)	7.2	17.0	16.1	14.5	7.0	61.8																				
交付実績件数	7	41	46	42	37	173																				

	《その他の効果・実績》《目標の達成状況》 (18年度実績について)エネルギー教育実践校事業(エネルギー教育に意欲的・継続的に取り組む学校)169校に対し、教材・資料の提供、専門家・講師の派遣、実践に関するコンサルティング等の支援を実施。指定3年目の学校の約8割が実践テーマの目標を達成し、今後、各学校・地域でエネルギー教育を継続的に実施していく体制・カリキュラムが構築された。 また、エネルギー教育実践校を含め全国の学校におけるエネルギー教育の支援として、教職員等説明会(計18回、816名)、エネルギー教育補助教員派遣(平成19年度からは「エネルギー・コミュニケーター事業」、派遣件数 513 件)、教育用情報誌の作成配布(9万部×3回)、教育用副教材の作成配布(中学・高校の生徒・教師向け計 108,000 部)、作文コンクール(小学校4～6年生の 3,639 作品の応募)を実施し、各事業の対象者である学校、教職員等から効果が上がったとの評価を得ている。 更に、エネルギー教育調査普及事業(地域特性を活かしたエネルギー教育推進のための人材育成や実践研究を行う大学(地域拠点大学)の実践研究活動への支援)を通じて、各学校でのエネルギー教育を広く地域の学校・事業者・業者と連携した取組に広げた。指定3年目の全大学で実践研究のねらいが達成され、同時に各地域の教育現場における課題も明確になった。 これらエネルギー教育実践体制・カリキュラムの確立、教職員の理解・スキルの向上、支援ツールの充実等の成果は、今後各学校等におけるエネルギー教育において活用されていく。 エネルギー政策等広報媒体(エネルギー総合広報パンフレット)の作成配布、全国エネルギーシンポジウム(7箇所)の実施により、エネルギーに関する国民の考えや知りたい情報を把握する広聴を実施するとともに、国民がエネルギーに対する理解と関心を深め、自らの問題として積極的に考えるためのエネルギー全般に係る情報を提供した。																					
予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》 <table><tr><td></td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>合計(平成14～18年度)</td></tr><tr><td>予算額(億円)</td><td>8.5</td><td>22.0</td><td>19.8</td><td>16.5</td><td>8.4</td><td>75.2</td></tr><tr><td>執行額(億円)</td><td>7.2</td><td>17.0</td><td>16.1</td><td>14.5</td><td>7.0</td><td>61.8</td></tr></table>		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度)	予算額(億円)	8.5	22.0	19.8	16.5	8.4	75.2	執行額(億円)	7.2	17.0	16.1	14.5	7.0	61.8
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度)																
予算額(億円)	8.5	22.0	19.8	16.5	8.4	75.2																
執行額(億円)	7.2	17.0	16.1	14.5	7.0	61.8																
事業の スキーム図	国（中央・地方局） → 委託 → 民間団体等																					

必要性	広聴・広報を通じた国民との相互理解の促進は、原子力や電力基盤の高度化などエネルギー政策を進める上での基盤であり、今後も広聴・広報を通じた国民との相互理解を不断に進めていくことが重要である。そのため、国としてエネルギー政策に関する国民の考え等を把握するとともに、エネルギー情勢・エネルギー政策の全体像に関する信頼できる情報及び全体の中における原子力等の個別分野政策の位置づけについての広報を実施する必要がある。 教育事業についても成果が上がっているが、全国的な規模からみれば、特に原子力を中心としてエネルギー教育の実践・普及はいまだ十分なものとは言い難い。そのため、エネルギー情勢・エネルギー政策の全体像に関する正確な知識・情報を国として伝達するとともに、関係行政機関、教育機関、産業界、NPO等のリソースや学校・大学等におけるエネルギー教育への自律的な取組を活かしつつ展開していく必要がある。 なお、エネルギー、広聴・広報、教育等の各分野の有識者から構成される「エネルギー情報研究会」において、平成 17 年 12 月よりエネルギー広聴・広報・教育のあり方について検討を進め、平成 18 年 6 月に「中間とりまとめ」をとりまとめている。 同とりまとめにおいては、エネルギー広聴・広報・教育の基本的な考え方として、①エネルギー政策は国民生活や経済活動の基本であり、国民問題にも大きく関わるものであることから、国民各層との相互理解の下に進めることが必要、②次世代を担う子供達が、将来においてエネルギーについての適切な判断と選択を行うことができるよう、基礎力を構築することに加え、次世代のエネルギー産業やR&Dを担う人材を養成することも重要。このため、エネルギーに関して関心を高め、正確な知識を基にして理解を深めていくことが必要、③更に、このような事業を効率的、効果的に実施することも重要。このため、各分野ごとに、目標等を明確にし、エネルギー広聴・広報・教育の対象(誰に)、内容(何を)、手法(どのように)に関する基本的な視点を踏まえ、各種のエネルギー広聴・広報・教育事業を推進していくことが必要である旨整理された。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	「エネルギー情報研究会」において、具体的な課題や改善の方向性として、広聴(考えの把握)の充実、効率的・効果的な情報発信、「エネルギー・コミュニケーター」(仮称)プロジェクトの実施、学校の教師等に対する支援の充実、子ども達に対する作文コンクール等の充実、エネルギー産業やR&Dを支える人材養成の充実等の提言をいただいた。
今後の方向性	「エネルギー情報研究会」の「中間とりまとめ」等を踏まえ、事業内容の見直しを行うとともに、引き続き総合エネルギー広聴・広報・教育事業の効果的、効率的な実施を図っていく。 また、個別事業については、平成20年度より成果の測定方法について検討を実施。

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	個別地点広報事業	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 原子力発電立地対策・広報室	事業主管課室長名	原子力発電立地対策・広報室長 鈴木 洋一郎

概要・目標	《事業概要》 原子力は、供給安定性に優れ、準国産エネルギーとして位置付けられるエネルギーであり、発電過程で二酸化炭素を排出することがなく地球温暖化対策に資するという特性を持っている。我が国としては原子力発電を、安全確保を大前提に、今後とも基幹電源として位置付け推進するとともに、プルサーマルを含む核燃料サイクルについても、供給安定性等に優れる原子力発電の特性を一層向上させ、原子力による長期にわたるエネルギー供給を可能とすることから、国の基本的方針として推進している。 本事業では、原子力発電所の既立地地域に加え、重要電源促進地点、重要電源開発地点及び電力供給計画に掲げられた地点や原子力発電用施設等の立地計画が具体化している地域及びプルサーマルが計画されている地域等において、原子力発電用施設等の設置及びプルサーマル計画に関する地域住民の理解を深める広聴・広報事業を実施する。その実施に当たっては、2006年8月に取りまとめられた「原子力立国計画」によって示された方向性に沿って取組を進める。 ○今後の取組の方向性 (1) 地元住民との直接対話による「顔の見える」取組の強化 ① シンポジウム等多数の住民を対象とした取組 ② より少数の住民を対象としたきめ細かい取組 ○具体的な取組 1. 個別地点向け情報誌等 原子力立地地点及びプルサーマル推進地点の地域住民各層に対し、エネルギー・原子力及びプルサーマル等についての情報誌を作成・配布し、地域住民の理解促進を図る。 2. エネルギー講演会等 プルサーマルの実施が予定されている地域の住民に対し、プルサーマルの必要性・安全性についてのシンポジウム、講演会を実施し、地域住民の理解促進を図る。 3. ローカルマスメディア広報事業
-------	--

	各経済産業局が所管地域の住民に対し、地域のマスメディアを活用してエネルギー・原子力及びプルサーマル等についての広報事業を実施し、理解促進を図る。 《目標》 原子力発電所の立地及びプルサーマルを含む核燃料サイクルの必要性や安全性等に関する広聴・広報活動を通じて、立地(予定)地域とより一層の相互理解と理解促進を図り、新規立地及びプルサーマルの円滑な導入並びに既存原子力発電所の安定的な運転を実現することにある。																					
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度： 昭和53年度(平成14年度) 事業終了予定年度： 平成22年度(見直し) 《交付実績の推移》 <table><tr><td></td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>合計(平成14年～平成18年度)</td></tr><tr><td>交付実績額(億円)</td><td>8.3</td><td>6.9</td><td>7.0</td><td>4.8</td><td>3.4</td><td>30.3</td></tr><tr><td>交付実績件数</td><td>22</td><td>21</td><td>18</td><td>22</td><td>20</td><td>103</td></tr></table> 《アウトカム(効果)》 原子力発電所の新規立地及びプルサーマルの円滑な導入並びに既原子力発電所の安定的運転の進捗に伴い、国内における核燃料サイクルの確立の促進に繋がっている。 《目標の達成状況》 ①新規立地 2005年1月：浜岡原子力発電所5号機営業運転開始。 2005年12月：東通原子力発電所1号機営業運転開始。 2006年3月：志賀原子力発電所2号機が営業運転開始。現在55基の原子力発電所が稼働。 ②プルサーマル 2006年3月：九州電力玄海原子力発電所3号機、プルサーマルの実施の地元了解。 2006年10月：四国電力伊方発電所3号機、プルサーマルの実施の地元了解。 2007年4月：中部電力浜岡原子力発電所4号機、安全審査終了。		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14年～平成18年度)	交付実績額(億円)	8.3	6.9	7.0	4.8	3.4	30.3	交付実績件数	22	21	18	22	20	103
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14年～平成18年度)																
交付実績額(億円)	8.3	6.9	7.0	4.8	3.4	30.3																
交付実績件数	22	21	18	22	20	103																

	電源開発大間原子力発電所、中国電力島根原子力発電所2号機、安全審査中。 一方で、当初のスケジュールからは、新耐震指針への対応など安全審査の関係やトラブルの発生等により遅れが生じているものの、本事業における広聴・広報活動の中で、その原因についても説明していくことで、着実な進展に寄与しているものと考えている。 なお、全般的な単価及び仕様を見直すとともに、PDCAサイクル及び原則として一般競争入札を導入するなど、より効率的・効果的なものとなるよう所要の見直しを継続して実施している。 《その他の効果・実績》 ・ 平成18年度における主たる広報事業実績 ① 講演会等の開催 12回(参加者約2,300人) ② 原子力発電所立地地域マスメディアへの広告掲載 ③ 各種情報誌の発行																					
予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》 <table><tr><td></td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>合計(平成14年～平成18年度)</td></tr><tr><td>予算額(億円)</td><td>10.3</td><td>8.2</td><td>8.5</td><td>6.8</td><td>3.9</td><td>37.7</td></tr><tr><td>執行額(億円)</td><td>8.3</td><td>6.9</td><td>7.0</td><td>4.8</td><td>3.4</td><td>30.3</td></tr></table>		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14年～平成18年度)	予算額(億円)	10.3	8.2	8.5	6.8	3.9	37.7	執行額(億円)	8.3	6.9	7.0	4.8	3.4	30.3
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14年～平成18年度)																
予算額(億円)	10.3	8.2	8.5	6.8	3.9	37.7																
執行額(億円)	8.3	6.9	7.0	4.8	3.4	30.3																
事業の スキーム図	国 民間団体等																					
必要性	原子力の開発・利用を進めるに当たっては、安全の確保を大前提に原子力に対する国民の理解を得ることが肝要。このため国は、積極的な情報の公開・提供に努めるとともに、情報の一方通行ではなく国民の問題意識を理解する観点から、立地地域の住民を始め広く国民の声に耳を傾け、きめ細かい広聴・広報活動の実施などを進める必要がある。 新規立地やプルサーマルの導入のためには、国自ら、立地地域の住民の前に出て、シンポジウム等の多数の住民を対象とした取組や座談会形式等により少数の住民を対象としたきめ細かい取組により、地域住民の声を丁寧に聞き、かつ、説明するといった直接対話の取																					

	組により説明責任を果たすとともに、運転開始後においても迅速で分かりやすい情報の公開及び提供により、地域住民の安心の醸成に努めることが必要不可欠。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	「原子力立国計画」(2006年8月)策定時の意見 ・佐賀県の要請も踏まえ、2005 年 10 月に同県で開催した「プルサーマルシンポジウム」では、プルサーマルに慎重な立場、賛成の立場の方々によるパネルディスカッションを実施したところ、住民の方からは、単に推進側の話を聞くだけよりも理解が深まったとして、評価を受けた。今後も、立地地域においてこうした多くの住民を対象とした取組を行うに際しては、地元の自治体と良く相談をしつつ、住民のより一層の理解を得るための取組を深めていくことが重要である。 ・より少数の住民を対象としたきめの細かい取組多数の住民を対象とした取組に加え、少人数毎の地道な取組が必要である。具体的には、青森県でこれまでも実施してきているような座談会形式の住民と国の担当者との対話を、他の立地地域にも段階的に拡大していくことが必要である。その際には、住民の方からの意見や質問に耳を傾け、これに答えることを主眼とし、国の担当者による資料等の説明は必要最小限に留めることを基本とすべきである。
今後の方向性	引き続き、2006年8月に取りまとめられた「原子力立国計画」によって示された方向性に沿って取組を進めていく。今後は、引き続きプルサーマルの推進と新規立地促進を中心に、放射線の安全性や新潟県中越沖地震以後の耐震への不安払拭に必要な広聴・広報にも取組む。

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	放射性廃棄物等広報対策等委託費	
事業主管課室名	放射性廃棄物等対策室	事業主管課室長名	放射性廃棄物等対策室長 渡邊 厚夫

概要・目標	《事業概要》 原子力発電や核燃料サイクルなど原子力の推進に伴って発生する高レベル放射性廃棄物等の最終処分事業に関して、シンポジウムの開催、各種パンフレットやホームページなど広報素材の作成、普及などを行い、最終処分事業の必要性、緊急性を広く国民に周知する。また、最終処分事業において重要な研究拠点である深地層研究施設が建設中の北海道幌延町/岐阜県瑞浪市において、エネルギー、原子力や最終処分事業などをテーマとした移動展示館の開催などにより、深地層研究施設に対する地域住民の理解促進を図る。 《目標》 高レベル放射性廃棄物の最終処分事業は、国のエネルギー政策を推進していく上で極めて重要な課題であることから、国が前面に立った広報を展開し、最終処分事業に対する国民理解を深める。特に、最終処分事業の必要性、安全性及び最終処分地の選定手続きについて、国民に対し正確な情報を提供し、国民及び地域住民の理解を進め、最終処分事業の円滑な推進に資する。																										
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度： 昭和57年度 事業終了予定年度： 平成22年度（見直し） 《交付実績の推移》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計（平成13～18年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額（億円）</td><td>4.1</td><td>8.0</td><td>5.1</td><td>2.6</td><td>3.0</td><td>30.5</td></tr> <tr> <td>交付実績件数</td><td>9</td><td>13</td><td>9</td><td>10</td><td>9</td><td>57</td></tr> </tbody> </table> 《目標の達成状況》 最終処分事業は、調査を行う地域の関係住民のみならず、原子力の便益を受ける国民全般の理解と協力を得ながら進めてい							平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成13～18年度）	交付実績額（億円）	4.1	8.0	5.1	2.6	3.0	30.5	交付実績件数	9	13	9	10	9	57
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成13～18年度）																					
交付実績額（億円）	4.1	8.0	5.1	2.6	3.0	30.5																					
交付実績件数	9	13	9	10	9	57																					

	くことが重要である。エネルギーの安定供給や地球環境問題への対応等の観点から、原子力の必要性に対する理解は進んでいるところもあるが、高レベル放射性廃棄物の処分が必要であることに関する国民全般の認識は、相対的に浅いと考えられる。今般の東洋町における経緯等の報道は、国民全般が最終処分事業の必要性について考える契機となったものの、本事業を自分の問題として捉えるまでの理解は得られたとは言えない。したがって、国民全般に対する最終処分事業の認知度の更なる向上は、重要な課題である。 《その他の効果・実績》 ・ シンポジウム及び新聞広告について、ブロックごとに関東、九州、四国、中国、近畿、中部、北陸の計6カ所で開催。シンポジウム参加者は、計2,000名。(平成18年実績) ・ 原寸大多重バリアシステム模型等を積載した展示車の全国各地のイベント会場等への参加。15カ所で約3,300名が見学。(平成18年実績) ・ 深地層研究施設の社会的受容性を高めるための地域住民を対象とした「おもしろ科学館」を開催。北海道幌延町約8,300名、岐阜県瑞浪市約17,000名が入場。(平成18年実績) ・ 国民と情報を共有し、国民の不安・不信の低減を図るためのインターネット上でのコミュニケーションサイトの運用。(平成18年度より) ・ 最終処分事業について国民全般の理解を一層深めるための各種パンフレットやホームページなどの広報素材の作成。																					
予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》 <table><tr><td></td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>合計(平成13～18年度)</td></tr><tr><td>予算額(億円)</td><td>6.8</td><td>7.3</td><td>6.2</td><td>5.0</td><td>2.6</td><td>35.2</td></tr><tr><td>執行額(億円)</td><td>4.1</td><td>8.0</td><td>5.1</td><td>2.6</td><td>3.0</td><td>30.5</td></tr></table>		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成13～18年度)	予算額(億円)	6.8	7.3	6.2	5.0	2.6	35.2	執行額(億円)	4.1	8.0	5.1	2.6	3.0	30.5
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成13～18年度)																
予算額(億円)	6.8	7.3	6.2	5.0	2.6	35.2																
執行額(億円)	4.1	8.0	5.1	2.6	3.0	30.5																
事業の スキーム図	国 → 委託先																					

必要性	高レベル放射性廃棄物最終処分地の選定に向けた最初の調査段階である文献調査を行う地区について、処分実施主体である原子力発電環境整備機構（NUMO）が全国の市町村を対象に公募を行っているが、平成40年代後半を目途とする最終処分開始というスケジュールを踏まえると、早期に文献調査を開始し、これを着実に進める必要がある。 また、平成19年6月の「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の改正に伴い、再処理施設等から発生する比較的放射能レベルの高いTRU廃棄物についても、最終処分事業の対象廃棄物に加えられた。このため、国民全般や本事業に関心を有する地域住民への理解を促進するための広報を行う必要がある。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	○総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会放射性廃棄物小委員会中間とりまとめ（平成19年11月） 最終処分事業は、調査を行う地域の関係住民のみならず、原子力の便益を受ける国民全般の理解と協力を得ながら進めていくことが重要である。一方で、エネルギーの安定供給や地球環境問題への対応等の観点から、原子力の必要性に対する理解は進んでいるところもあるが、高レベル放射性廃棄物の処分が必要であることに関する国民全般の認識は、相対的に浅いと考えられる。今般の東洋町における経緯等の報道は、国民全般が最終処分事業の必要性について考える契機となったものの、本事業を自分の問題として捉えるまでの理解は得られたとは言えない。したがって、国民全般に対する最終処分事業の認知度の更なる向上は、重要な課題である。 この課題を解決するため、国やNUMO及び電気事業者は、相互の連携を強化した上で、（中略）取組を強化する必要がある。 ○衆議院・経済産業委員会における附帯決議（抜粋）（平成19年5月） 高レベル放射性廃棄物の最終処分地が遅滞無く確実に選定されるよう、最終処分事業等に関する広報活動について早急に検討を行うこと。その際、最終処分地選定に至るスケジュール、手順を明確にし、処分に関する研究を公開するなどして広く国民の理解を得るよう努めること。 ○参議院・経済産業委員会における附帯決議（抜粋）（平成19年6月） 特定放射性廃棄物の最終処分事業については、その重要性に鑑み、最終処分地が遅滞なく確実に選定されるよう、最終処分場の安全性や地域振興の効果などについて国民の十分な理解を得るため、国が主導的に取り組むこと。
今後の方向性	高レベル放射性廃棄物の最終処分事業の推進するための取組として、引き続き、国民全般や本事業に関心を有する地域住民への理解を促進するための広報を行う。

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	核燃料サイクル推進調整等及び核燃料サイクル施設立地広報対策(委託)	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 核燃料サイクル産業立地対策室	事業主管課室長名	核燃料サイクル産業立地対策室長 波留 静哉

概要・目標	《事業概要》 核燃料サイクルは、原子力発電所から出る使用済燃料を再処理し、有用資源を回収して再び燃料として利用するものであり、供給安定性等に優れる原子力発電の特性を一層向上させ、原子力による長期にわたるエネルギー供給を可能とする。我が国としては、核不拡散と安全の確保を大前提に、核燃料サイクル政策の推進を国の基本的方針としているところである。 本事業では、国と核燃料サイクル施設立地地域(立地県・立地市町村等)の信頼強化及び地元住民との直接対話による「顔の見える」広聴・広報の取組の強化のため、青森県と共同で、青森県内の各市町村において国及び県の担当者等が出席して直接対話を行う意見交換会の開催や、立地地域自治体の協力の下、講演会の開催や自治体等が主催するイベントに広報ブースを設置し、若年者から高齢者までを対象とした体験型広報等を実施。また、核燃料サイクルや地球温暖化問題等に係る基礎知識等を解説するテレビ番組の制作・放送、一般住民及び青森県内の農業関係者を対象とした定期刊行物の発行・配布等、メディアを利用した広報活動を実施する。加えて、立地地域首長等を運転中の海外核燃料サイクル施設に派遣し、施設と立地地域の共生等について理解促進のための事業を実施する。 《目標》 本事業の目標は、核燃料サイクル施設立地(予定)地域の各自治体及び住民との信頼及び核燃料サイクルを含む原子力についての理解の醸成を図ることにより、核燃料サイクル施設の円滑な立地及び安定的運転の実現にある。 具体的には、現在操業中のウラン濃縮工場等の安定的運転、青森県六ヶ所村に立地する使用済燃料の再処理工場操業開始(平成19年度予定)、MOX燃料加工工場の建設開始(平成19年度予定)及び操業開始(平成24年度予定)の住民の信頼と理解の上に立った円滑な実施を図る。また平成62年度頃までに順次3～6ヶ所が必要(原子力委員会新計画策定会議「核燃料サイクル政策についての中間とりまとめ」より。)とされる使用済燃料中間貯蔵施設の円滑な新規立地のための、立地(予定)地域の各自治体及び住民との信頼及び核燃料サイクルを含む原子力についての理解の醸成を図る。
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度： 昭和57年度 事業終了予定年度： 平成22年度(見直し)

《交付実績の推移》

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度)
交付実績額(億円)	9.4	12.7	9.0	6.2	4.6	41.9
交付実績件数	12	13	11	12	9	57

《効果(アウトカム)》

核燃料サイクル施設の円滑な立地及び安定的運転の進捗に伴い、国内における核燃料サイクルの確立の促進に繋がっている。

《目標の達成状況》

平成17年 4月:MOX燃料加工施設に係る立地基本協定の締結(青森県、六ヶ所村、日本原燃(株)、電事連)

平成17年10月:使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定の締結(青森県、むつ市、東京電力(株)、日本原子力発電(株))

平成19年 3月:使用済燃料中間貯蔵施設事業許可申請(リサイクル燃料貯蔵株式会社)

ウラン濃縮工場等の現在操業中の各施設については、地元において、運転に影響が出るほどの大きな反対活動等もなく、安定的な運転を続けている。しかしながら、当初のスケジュールからは、新耐震指針への対応など安全審査の関係やトラブルの発生等により、遅れが生じているものの、本事業における広聴・広報活動の中で、その原因についても説明していくことで、着実な進展に寄与しているものと考えている。

なお、全般的な単価及び仕様を見直すとともに、PDCAサイクル及び原則として一般競争入札を導入するなど、より効率的・効果的なものとなるよう所要の見直しを継続して実施している。

《その他の効果・実績》

- ・ 平成18年度における主たる広報事業実績
- ① 核燃料サイクル意見交換会の開催 55回(1回当たり参加者数20人程度)
- ② シンポジウムの開催 1回(参加者数100人程度)
- ③ 核燃料サイクル施設見学会の実施 6回
- ④ 専門家の講師派遣 19回
- ⑤ 定期刊行物の発行

予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》 <table><tr><td></td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>合計(平成14～18年度)</td></tr><tr><td>予算額(億円)</td><td>12.2</td><td>12.5</td><td>11.0</td><td>9.7</td><td>5.2</td><td>50.6</td></tr><tr><td>執行額(億円)</td><td>9.4</td><td>12.7</td><td>9.0</td><td>6.2</td><td>4.6</td><td>41.9</td></tr></table>								平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度)	予算額(億円)	12.2	12.5	11.0	9.7	5.2	50.6	執行額(億円)	9.4	12.7	9.0	6.2	4.6	41.9
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度)																						
予算額(億円)	12.2	12.5	11.0	9.7	5.2	50.6																						
執行額(億円)	9.4	12.7	9.0	6.2	4.6	41.9																						
事業の スキーム図	国 → 民間団体、青森県																											
必要性	現在、核燃料サイクル関係施設は青森県六ヶ所村を中心として建設・計画が進められており、ウラン濃縮工場は操業を開始しているものの、再処理工場は最終試験中、MOX燃料加工工場は原子力安全委員会による安全審査が行われており、未だ核燃料サイクルの確立には至っていない。核燃料サイクルの確立には関係施設の円滑な立地及び安定的運転が必要であり、そのためには、国民と社会の理解と信頼が必須である。特に、関係施設立地地域住民への広聴・広報活動を継続的に実施し、相互理解の維持向上を図ることは必要不可欠である。																											
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	原子力立国計画(平成18年8月策定)に、国と立地地域の信頼関係を築く策として、地元住民との直接対話による「顔の見える」取組の強化が必要とされているが、本委託費で実施している少数住民を対象とした座談会形式の住民と国の担当者との対話(意見交換会)がその好例とされており、その段階的拡大も謳われている。																											
今後の方向性	核燃料サイクル確立のためには国民と社会の理解と信頼が必要であるが、核燃料サイクルの推進は関係施設の立地ができて初めて可能なものとなる。関係施設の着実な立地へ向けて、施設立地地域住民等に対する広聴・広報活動を継続的に実施し、引き続き相互理解を図っていく。 特に今後は、核燃料サイクル関連施設(使用済燃料の中間貯蔵施設)の新規立地を目指すべく、立地が想定される地域を中心として、施設立地の理解促進活動を展開していく必要がある。																											

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	深地層研究施設整備促進補助金	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 放射性廃棄物等対策室	事業主管課室長名	放射性廃棄物等対策室長 渡邊 厚夫

概要・目標	《事業概要》 日本原子力研究開発機構が北海道幌延町/岐阜県瑞浪市において現在建設中の深地層研究施設は、高レベル放射性廃棄物等の最終処分事業において重要な研究施設である。また当該施設は、地層処分に関する研究開発のみならず、さまざまな研究分野においても活用が期待できる。 東濃地震科学研究所(岐阜県瑞浪市)においては、地震発生機構の解明から地震防災までを目的とし、活断層地域における内陸地震の発生機構に関する研究、深地層における地震発生関連現象の総合的研究、地域の地震防災に貢献する調査研究等を実施する。幌延地圏環境研究所(北海道幌延町)においては、堆積岩の特性と地質作用に関する研究、地下の微生物環境と有効利用に関する研究、地下水やガスの地下移行と広域地下水環境に関する研究(以上、基盤研究)及び地域に根ざしたプロジェクト研究を実施する。 また、このような当該研究施設を活用する研究等により、当該施設は最終処分施設ではなく研究施設であることを示し、当該施設に対する地元の理解を促進することにも資する。 《目標》 我が国における深地層についての学術的研究にも寄与できる総合的な研究の場としていくとともに、最終処分事業において重要な研究施設である深地層研究施設に対する地域住民等の理解を促進し、高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する基盤的研究開発の円滑な実施に資する。
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度： 平成15年度 事業終了予定年度： 平成24年度(見直し)

	《交付実績の推移》 <table><tr><td></td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>合計(平成15～18年度)</td></tr><tr><td>交付実績額(億円)</td><td>4.9</td><td>5.2</td><td>5.7</td><td>5.2</td><td>21.0</td></tr><tr><td>交付実績件数</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>8</td></tr></table> 《目標の達成状況》 深地層研究施設を有効に活用した研究を継続的に実施しており、また、得られた研究成果を地元や関連分野へと貢献させることで、当該研究施設に対する地域住民等の理解を深めてきている。 また、当該研究施設は、研究坑道の掘削など建設を着実に進めており、高レベル放射性廃棄物等の地層処分にに関する基盤的研究開発も順次進められている。 《その他の効果・実績》 精密重力異常調査：断層近傍に負の異常が確認された。(地下に密度の低い岩石がある。) 堆積岩の特性等に係る研究：地元地域の珪藻質泥岩を対象として、岩石の特性把握のための試験開発等を実施。 北方型地温利用の研究：微生物を利用したチーズの開発等、地域の生物資源の活用に係る研究を実施。		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成15～18年度)	交付実績額(億円)	4.9	5.2	5.7	5.2	21.0	交付実績件数	2	2	2	2	8
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成15～18年度)														
交付実績額(億円)	4.9	5.2	5.7	5.2	21.0														
交付実績件数	2	2	2	2	8														
予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》 <table><tr><td></td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>合計(平成15～18年度)</td></tr><tr><td>予算額(億円)</td><td>6.0</td><td>6.0</td><td>6.0</td><td>5.4</td><td>23.4</td></tr><tr><td>執行額(億円)</td><td>4.9</td><td>5.2</td><td>5.7</td><td>5.2</td><td>21.0</td></tr></table>		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成15～18年度)	予算額(億円)	6.0	6.0	6.0	5.4	23.4	執行額(億円)	4.9	5.2	5.7	5.2	21.0
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成15～18年度)														
予算額(億円)	6.0	6.0	6.0	5.4	23.4														
執行額(億円)	4.9	5.2	5.7	5.2	21.0														
事業の スキーム図	国 (財) 地震予知総合研究振興会 (財) 北海道科学技術総合振興センター																		

必要性	深地層研究施設は、高レベル放射性廃棄物の処分に関する研究を進める上で重要な研究施設であり、我が国の地質環境を考慮し、岐阜県瑞浪市(花崗岩)及び北海道幌延町(堆積岩)の地層の異なる2点において、(独)日本原子力研究開発機構により建設が進められている。しかし、当該施設がそのまま高レベル放射性廃棄物の処分場になるとの懸念があり、研究施設建設の根強い反対がある。このため、当該施設を活用した研究成果を地元や関連分野に貢献させることにより、当該施設は研究施設であり、処分場になるとの懸念を払拭するとともに、深地層研究施設に対する地元等の理解を促進し、高レベル放射性廃棄物の処分に関する研究の円滑な実施に資する。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	○原子力委員会「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(平成12年11月) 我が国における深地層についての学術的研究にも寄与できる総合的な研究の場としていくことが重要。 ○(財)地震予知総合研究振興会中間評価委員会(平成18年3月) 内陸地震の研究は、深地層研究施設の地下空間を直接活用する事業であって、今後一層推進すべき分野であり、深地層研究施設をさらに活用するビジョンを歓迎する。 ○(財)北海道科学技術総合振興センター中間評価委員会(平成18年2月) 中間段階として堅固な研究基盤を築くという目標に対し十分な成果を達成している。深地層研究施設が地層に関する研究施設で最終処分場になるという地元の不安を払拭することは、今後の研究成果に伴って実現されるものと思われる。
今後の方向性	岐阜県瑞浪市の深地層研究施設を活用して、主として内陸地震の発生機構及び地域の地震防災に貢献する調査研究を実施する。一方、北海道幌延町の深地層研究施設を活用して、主として堆積岩の特性及び地下の微生物環境と有効利用に関する研究等を実施する。これらの研究を計画的かつ着実に実施することにより、深地層研究施設に対する地元等の理解を促進し、高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する基盤的研究開発の円滑な実施に資する。

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	企業導入促進対策調査研究事業	
事業主管課室名	地域経済産業グループ 産業クラスター推進室	事業主管課室長名	産業クラスター推進室長 古瀬 利博

概要・目標	《事業概要》 本事業は、電源地域における企業導入の促進を目的として、電源地域への関心や工場等の立地意向を有する企業等を対象に、電源地域への立地誘導のための情報提供を行うとともに、地域資源を活用した内発的な新事業創出に資する事業環境を整備するために必要な調査事業を実施する。 《目標》 成果報告書を電源地域市町村が行う企業導入及びこれに資する事業環境の促進に向けた取り組みに効果的に活用すること。																						
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度： 昭和63年度 事業終了予定年度： 平成22年度 《交付実績の推移》 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計(平成15～18年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額(億円)</td><td>1.4</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>2.1</td><td>6.5</td></tr> <tr> <td>交付実績件数(件)</td><td>13</td><td>15</td><td>15</td><td>13</td><td>56</td></tr> </tbody> </table> 《その他の効果・実績》 <u>①人的ネットワークの形成</u> 約600社の中堅・中小企業、約60校の大学・研究機関等からなる産学官の顔の見えるネットワークを構築						平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成15～18年度)	交付実績額(億円)	1.4	1.5	1.5	2.1	6.5	交付実績件数(件)	13	15	15	13	56
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成15～18年度)																		
交付実績額(億円)	1.4	1.5	1.5	2.1	6.5																		
交付実績件数(件)	13	15	15	13	56																		

	②研究会の設置等 19の研究会を設置し、77回開催 ※研究会から、地域新生コンソーシアム研究開発事業等、競争的資金の獲得に結びつく事例もあり。 ③各種セミナー、交流会の開催 約30回のセミナー、約40回の交流会を開催 ④その他 福井県では県知事主導で策定している『エネルギー研究開発拠点化計画』の4本柱の施策のうち「産業の創出・育成」分野において、本事業の産学官の人的ネットワークや研究会の成果が活用されており、新事業・新産業創出に役立っている。 《目標の達成状況》 電源地域の市町村に対して、本事業で得られた成果を広く情報発信することにより、政策の立案・実施に活用されている。																		
予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》 <table><tr><td></td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>合計(平成15～18年度)</td></tr><tr><td>予算額(億円)</td><td>1.4</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>2.1</td><td>6.5</td></tr><tr><td>執行額(億円)</td><td>1.3</td><td>1.4</td><td>1.3</td><td>1.7</td><td>5.7</td></tr></table>		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成15～18年度)	予算額(億円)	1.4	1.5	1.5	2.1	6.5	執行額(億円)	1.3	1.4	1.3	1.7	5.7
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成15～18年度)														
予算額(億円)	1.4	1.5	1.5	2.1	6.5														
執行額(億円)	1.3	1.4	1.3	1.7	5.7														
事業の スキーム図	国 委託 民間団体																		
必要性	電源立地及び運転の円滑化を図るためには、電源地域市町村の地域振興を図ることが不可欠である。特に企業導入対策については、雇用の確保、所得水準の向上等の効果があり、地域振興対策においては、重要な役割を果たしている。 本事業は、電源地域における企業導入の促進を目指して、立地誘導に向けた調査を行うとともに、内発的で持続可能な新事業創出に資する事業環境を整備するものであるため、引き続き電源地域市町村と連携し実施していく必要がある。																		
事業に対する ユーザーや有識 者の意見	福井県をはじめ電源地域を所管する地方自治体等より地域経済の産業振興対策に関して、要望を受けているところであり、本調査の必要性は高い。																		

今後の方向性

引き続き電源地域市町村等との連携を密にし、電源地域における地域資源の強みを調査するとともに、新事業創出に資する事業環境整備を行う。

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	電源地域産業関連施設等整備費補助金
事業主管課室名	地域経済産業グループ 産業施設課	事業主管課室長名 産業施設課長 福岡 徹

概要・目標	《事業概要》（補助率：1／2） 電源立地地域対策交付金又は電源立地関係補助金（以下「電源立地交付金等」）により整備された産業関連施設の機能強化・集約化・合理化事業、過去に電源立地交付金等により整備された産業関連施設と連携した産業関連施設の整備、又は電源立地交付金等により整備された産業関連施設と一体的な計画の下で整備を進めるべき電源立地交付金等以外で整備された産業関連施設の増改築等及び当該施設と連携した産業関連施設の整備を実施する電源地域の地方公共団体及び民間事業者等に対して補助を行う。 《目標》 電源地域における地域産業資源の有効活用による内発的な産業振興策等を推進し、自立的な産業基盤の構築及び産業活性化を図るとともに、広域連携による地域資源の相互補完により効率的な地域産業の活性化を促進する。また、このための地域特性を活かした産業活性化策を実施する体制、環境の整備を促進する。																										
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度： 平成9年度 事業終了予定年度： 平成23年度 《交付実績の推移》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計（平成9～18年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額（億円）</td><td>13.3</td><td>2.0</td><td>6.5</td><td>3.3</td><td>8.6</td><td>97.2</td></tr> <tr> <td>交付実績件数（件）</td><td>14</td><td>6</td><td>15</td><td>17</td><td>21</td><td>73</td></tr> </tbody> </table>							平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成9～18年度）	交付実績額（億円）	13.3	2.0	6.5	3.3	8.6	97.2	交付実績件数（件）	14	6	15	17	21	73
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成9～18年度）																					
交付実績額（億円）	13.3	2.0	6.5	3.3	8.6	97.2																					
交付実績件数（件）	14	6	15	17	21	73																					

	《指標の推移》						
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	当初目標値
	施設整備数 (累計)	16箇所	16箇所	19箇所	24箇所	24箇所	—
	入居率	84%	95%	91%	93%	93%	90%以上
	卒業企業数	4社	15社	7社	11社	24社	—
	新規雇用創出数	130人	214人	30人	145人	456人	前年度比20%増
	共同研究件数	165件	371件	340件	383件	327件	前年度比20%増
	異業種交流プロジェクト件数	90件	98件	85件	93件	101件	前年度比20%増
	講習会等開催件数	169件	829件	655件	769件	836件	前年度比20%増
	講習会等のべ参加者数	3,208人	24,861人	21,733人	26,493人	30,194人	前年度比20%増
	試作・新商品開発件数	1,919件	1,715件	1,726件	1,788件	1,949件	前年度比20%増
	特許取得件数	9件	7件	2件	10件	37件	前年度比20%増
	延べ利用件数 (時間)	92,039件 (123,542時間)	94,996件 (144,006時間)	115,545件 (118,399時間)	120,273件 (121,563時間)	87,463件 (86,064時間)	前年度比20%増
	機器利用企業数	4,388社	3,714社	3,575社	3,776社	2,312社	前年度比20%増
	＊入居率は、ビジネス・インキュベータのみの実績。 ＊機器延べ利用件数(時間)及び機器利用企業数は、研究機器等の活用実績。						
《その他の効果・実績》 産業クラスター計画への参画や入居企業・地元ベンチャー・中小企業等を対象とした情報交換・情報提供の機能を果たすなど、地域における中核的産業支援機関としての役割も果たしている。							

予算額・執行額 ＜費用＞	《目標の達成状況》						
	目標値を達成しているのは、入居率、新規雇用創出数、特許取得件数のみであるが、機器利用に関する項目を除くと増加傾向にあり、当事業において整備された施設では共同研究・異業種交流等活発な事業が展開されているほか、新たなベンチャー企業の創出に寄与している。						
	機器利用に関する項目については、17年度から18年度にかけて減少しているものの、当補助制度を利用して公設試験場等に整備された研究機器は、ベンチャー中小企業が1社で整備することが困難な研究機器であり、当該機器を利用して大手企業に納入される製品が開発されるなど、地域企業の基盤的技術の高度化・育成に寄与している。なお、利用件数の減少の要因としては、5年以上前に整備した機器の陳腐化に因るものと考えられる。						
事業の スキーム図	《予算額・執行額の推移》						
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成9～18年度)
	予算額(億円)	13.6	10.6	8.0	9.3	25.6	158.5
	執行額(億円)	13.3	2.0	6.5	3.3	8.6	97.2
	＜地域産業資源機能強化事業の場合＞						
国 → 都道府県、市町村 国 → 都道府県、市町村 → P F I 事業者、第 3 セクター等 国 → 都道府県 → 市町村							
＜中心市街地活性化法及び中小企業新事業活動促進法に基づく地域の場合＞							
国 → 都道府県、市町村 国 → 都道府県、市町村 → P F I 事業者、第 3 セクター等 国 → 都道府県 → 市町村							

	＜企業立地促進法に基づく地区の場合＞ 国 → 都道府県、市町村、第3セクター 国 → 都道府県、市町村 → P F I 事業者
必要性	電源立地地域対策交付金又は電源立地関係補助金（以下「電源立地地域対策交付金等」）により整備された産業関連施設の機能強化・集約化・合理化事業等、又は過去に電源立地地域対策交付金等により整備された施設と連携した産業関連施設の整備を行うことにより、社会経済状況の変化にあわせた地域の産業資源の有効活用を図り、地域資源を活かした適切な地域産業活性化策を図る必要がある。
事業に対するユーザーや有識者の意見	インキュベーションマネージャーによる支援や各種講習会等ソフト支援を行うことにより、体力差のある入居企業にもそれぞれ柔軟な対応を行っている。また、入居企業や卒業企業、地元中小・中堅企業との情報交換により地域企業同士の連携も芽生えてきている。（平成19年5月 施設及び入居企業へのモニタリング調査。インキュベーションマネージャー及び入居企業者からのコメント）
今後の方向性	今後とも引き続き、電源用施設等の設置及び運転の円滑化を図っていくため、当事業を着実に実施し電源地域の産業振興を支援していくことが必要。 当補助金の地域企業立地促進施設等整備事業で支援する貸工場等の整備は、電源地域の自立的な産業振興を図るため国の施策として支援していく必要がある。 なお、当補助金の執行状況が低調であることから、平成20年度の予算要求額及び補助対象事業の見直しを行い、平成20年度事業においては予算額を2億円とし、企業立地促進法に基づく事業のみを補助対象として実施することとした。

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金		
事業主管課室名	地域経済産業グループ 産業施設課	事業主管課室長名	産業施設課長 福岡 徹	

概要・目標	《事業概要》 特に地域振興に必要な原子力地点をその区域とする市町村内の 5,000ha を超える大規模工業基地への企業立地促進を図るため、一定期間内での操業開始と、雇用創出効果が見込まれる企業による当該工業基地内の用地取得に対し、取得面積に応じて予算の範囲内で補助金を交付するもの。 《目標》 原子力発電施設等の周辺地域への企業導入を促進させるための施策として、当該補助事業を実施することにより、電源地域の自立的・持続的発展を図り、もって電源立地の円滑化に資することを目的とする。																										
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度：平成6年度 事業終了予定年度：平成22年度「見直し」 《交付実績の推移》 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計(平成6～18年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額(億円)</td><td>0.2</td><td>0.1</td><td>0.2</td><td>0.1</td><td>0.1</td><td>14.2</td></tr> <tr> <td>交付実績件数(件)</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>56</td></tr> </tbody> </table> 《目標の達成状況》 本補助金創設の平成6年度から平成18年度までに交付累計額：約 14 億円、立地企業数：56 社、用地購入面積：56.9ha、雇用者数約 9 百人の効果実績を残している。							平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成6～18年度)	交付実績額(億円)	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	14.2	交付実績件数(件)	4	2	1	1	1	56
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成6～18年度)																					
交付実績額(億円)	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	14.2																					
交付実績件数(件)	4	2	1	1	1	56																					

予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》					
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成6～18年度)
予算額(億円)	20	20	15	10	1.2	183.6
執行額(億円)	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	14.2
事業の スキーム図	事業のスキーム図(19年度) 国:2,500 円／㎡＋県:2,500 円／㎡ →(補 助)立地企業:5,000 円／㎡ (国の予算が不足した場合は、青森県(独自予算)及びむつ小川原工業基地企業立地促進基金から補助金を交付)					
必要性	原子力発電施設等の周辺地域への企業の立地促進を通じて、電源地域の振興を図る必要がある。					
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	地元自治体他工業団地造成事業主体から、「景気低迷の中、企業の大規模工業基地への立地意欲を促進させるに当たり必要不可欠である」との評価を得ている。					
今後の方向性	電源地域の自立的・持続的発展を図り、もって電源立地の円滑化に資することを目的とする当該事業は、本補助金創設の平成6年度から平成18年度までに交付累計額:約14億円、立地企業数:56社、用地購入面積:56.5ha、雇用者数約9百人の効果実績を残している。 また、地元自治体他工業団地造成事業主体から、「景気低迷の中、企業の大規模工業基地への立地意欲を促進させるに当たり必要不可欠である」との評価を得ていることから、継続して実施していく。					

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	電源地域振興指導事業		
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力基盤整備課	事業主管課室長名	電力基盤整備課長 吉野 恭司	

概要・目標	《事業概要》 電源地域の発展に向けた自主的な取組を、調査・研究・コンサルティング等の側面支援を通じて効果的なものとする事により、地域の振興を図り、地域住民の電源に対する理解を促進する。 《目標》 電源市町村が主体的に実施する地域振興に向けた取組を側面から支援し、地域の活性化を促進することによって、地域住民の電源立地に関する理解を深め、もって電源立地の円滑化を図る。																						
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度:昭和63年度、前回「見直し年度」平成15年度 事業終了予定年度:平成22年度 《交付実績の推移》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計(平成15～18年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額(億円)</td><td>15</td><td>15.2</td><td>13.5</td><td>7.9</td><td>51.6</td></tr> <tr> <td>交付実績件数(件)</td><td>17</td><td>21</td><td>21</td><td>17</td><td>76</td></tr> </tbody> </table> 《その他の効果・実績》 ・電源市町村からの地域振興に関する問い合わせに対し、必要な情報・資料提供等を実施。 （補助金制度、地域振興に関する先行事例等の紹介等） ・電源市町村における特産品や観光資源について、商品開発・販路開拓等の調査を実施。 （エゾシカ肉の加工食品開発と販路拡大調査、ブルーベリーを活用した特産品開発と販路拡大調査等）						平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成15～18年度)	交付実績額(億円)	15	15.2	13.5	7.9	51.6	交付実績件数(件)	17	21	21	17	76
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成15～18年度)																		
交付実績額(億円)	15	15.2	13.5	7.9	51.6																		
交付実績件数(件)	17	21	21	17	76																		

	・電源市町村が策定する地域振興計画等に必要な情報を提供するための調査を実施。 (東北町地域産業活性化事業に関する調査、薩摩川内市観光振興基本構想策定検討調査等) 《目標の達成状況》 電源市町村においては、本事業による情報収集・提供、調査・研究を基に、地域振興計画、企業導入計画等を効果的に策定できるとなり、そのことは地域住民の福祉の向上に繋がっている。こうしたことにより、電源立地を契機とした地域の自立的・持続的な発展に結びつき、新規発電用施設の立地の円滑化、既存発電用施設による電力供給の安定確保が図られている。																		
予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》 <table><tr><td></td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>合計(平成15～18年度)</td></tr><tr><td>予算額(億円)</td><td>21.2</td><td>35.2</td><td>20.8</td><td>10.7</td><td>87.9</td></tr><tr><td>執行額(億円)</td><td>15</td><td>15.2</td><td>13.5</td><td>7.9</td><td>51.6</td></tr></table>		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成15～18年度)	予算額(億円)	21.2	35.2	20.8	10.7	87.9	執行額(億円)	15	15.2	13.5	7.9	51.6
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成15～18年度)														
予算額(億円)	21.2	35.2	20.8	10.7	87.9														
執行額(億円)	15	15.2	13.5	7.9	51.6														
事業の スキーム図	国 → 民間団体等																		
必要性	新規発電用施設の立地及び既存発電用施設の運転の円滑化を図るためには、地元住民の理解と協力を得ることが大前提である。こうした理解等を得るためには、電源の立地を契機とした地域の振興を図ることが重要である。 このため、国は電源三法交付金制度をはじめとした各種の施策により電源地域の振興を支援しており、電源市町村はこうした支援策を活用しつつ、自立的発展を図るための様々な取組を行っている。 こうした電源市町村の取組を効果的・効率的なものにするためには情報・人材等を十分に収集・確保することが肝要であるが、これらを電源市町村が単独で確保することは困難な状況にある。 よって、本事業により、電源市町村の課題を検討する調査・研究、地域振興に関する情報の収集・提供並びにコンサルティングの実施等、電源市町村の地域振興に向けた取組を側面から支援することが必要である。																		

事業に対する ユーザーや 有識者の意見	電源市町村からの支援の要望は多く、幅広い地域振興支援に対して高い評価を得ている。
今後の方向性	電源市町村の地域振興に向けた取組を引き続き支援が求められていることから、電源立地に関する地元住民の理解を深め、新規発電用施設の立地及び既存発電用施設の運転の円滑化を図っていく。

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	未利用資源を活用した地域振興モデル事業	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力基盤整備課	事業主管課室長名	電力基盤整備課長 吉野 恭司

概要・目標	《事業概要》（補助率：1/1） 高温水蒸気によるガス化技術を活用し、プラスチック容器廃材、廃プラスチック、木屑等の未利用資源を燃料とした小規模エネルギー供給システムを構築することにより、未利用資源をその発生箇所です積極的に活用するモデル事業を提示し、エネルギーの有効利用に関する地域住民の理解の増進をもたらす、電源立地の円滑化に資する。 《目標》 ア）既存電源の安定的な運転（地元住民との共生）・電源立地の促進 イ）上記ア）を実現するため電源地域において、モデル事業を実施し、地域の振興を図ることで、地域住民が発電用施設の設置及び運転のメリットを感じ、もって発電用施設の設置及び運転に対する理解が促進されることを目指す。														
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度：平成17年度 事業終了予定年度：平成19年度 《交付実績の推移》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計（平成17～18年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額（億円）</td><td>0.7</td><td>1.4</td><td>2.1</td></tr> <tr> <td>交付実績件数（件）</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> 《目標の達成状況》 電力供給に必要な資源調達から送電等における各過程の役割の重要性を分かりやすく示すこと等により、地域住民への電力等のエネ				平成17年度	平成18年度	合計（平成17～18年度）	交付実績額（億円）	0.7	1.4	2.1	交付実績件数（件）	1	1	2
	平成17年度	平成18年度	合計（平成17～18年度）												
交付実績額（億円）	0.7	1.4	2.1												
交付実績件数（件）	1	1	2												

	ルギー供給システムの理解促進及び円滑な電源立地の促進を図ることを目的とし、これに必要な地域振興モデルの策定に資するため、平成 18 年度においては地域で身近に発生する廃プラスチック・木屑等の未利用資源の効率的な収集・運搬を地元自治体・企業と連携し、調達からエネルギー変換設備への供給を効率的に行うシステムを構築するため、各過程における課題の抽出・検討を実施した。また、これらの未利用資源を高温水蒸気によって直接ガス化させ、水素・一酸化炭素を主成分とした原料ガスを製造するエネルギー供給システムを実証した。また、製造した原料ガスを用いて、小型ガスエンジン発電による発電試験を実証した。												
予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》 <table><tr><td></td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>合計(平成17～18年度)</td></tr><tr><td>予算額(億円)</td><td>0.7</td><td>1.5</td><td>2.2</td></tr><tr><td>執行額(億円)</td><td>0.7</td><td>1.4</td><td>2.1</td></tr></table>		平成17年度	平成18年度	合計(平成17～18年度)	予算額(億円)	0.7	1.5	2.2	執行額(億円)	0.7	1.4	2.1
	平成17年度	平成18年度	合計(平成17～18年度)										
予算額(億円)	0.7	1.5	2.2										
執行額(億円)	0.7	1.4	2.1										
事業の スキーム図	国 → 民間団体												
必要性	電源地域において、小規模エネルギー供給システムのモデル事業を実施し、地域振興を図ることで、地域住民が発電用施設の設置及び運転のメリットを感じ、もって発電用施設の設置及び運転に対する理解が促進されることを目指す。												
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	電源立地の地域においては、幅広い地域振興施策を要望する声が高い。本事業は、これらの要望に応え、地域のもつ未利用の資源を活用し、雇用の創設を含めた振興策を提案するとともに、大型電源の有用性をアピールすることで発電施設の設置および運転の円滑化を図るものである。												
今後の方向性	平成18年度までの電力によるエネルギー供給システムに加え、平成19年度は、水素製造試験を実施し、これにより電力・水素供給による利用方策・新規事業の検討等を実施する。本事業は当初の計画通り、19年度に終期を迎えるが、今後それらを踏まえた地域振興モデルを策定し、効果的なPA活動について検討する。												

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力基盤整備課	事業主管課室長名	電力基盤整備課長 吉野 恭司

概要・目標	《事業概要》（補助率：定額） 電源過疎地域等において、建物の新增設を行うことにより床面積の増加があり、雇用者数が一定以上（最低3人以上）増加する企業に対して、地域区分、雇用者数に応じて、当該新增設建物において使用する生産・営業用の設備等の整備に係る費用に対し補助金を交付する。 《目標》 電源過疎地域等における企業の立地促進を通じて、当該地域の雇用の増加を図ること等により、電源地域の自立的、持続的発展を図り、電源立地の円滑化を目的とする。																																															
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度：平成2年度 事業終了予定年度：平成22年度 《交付実績の推移》 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計（平成2年度～18年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額（億円）</td><td>29.1</td><td>37.3</td><td>44.6</td><td>56.5</td><td>44.2</td><td>501.3</td></tr> <tr> <td>交付実績件数</td><td>142</td><td>127</td><td>156</td><td>182</td><td>191</td><td>－</td></tr> </tbody> </table> 《指標の推移》 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>当初目標値（平成 年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地企業数</td><td>142</td><td>127</td><td>156</td><td>182</td><td>191</td><td>－</td></tr> <tr> <td>雇用創出効果（人）</td><td>2,069</td><td>2,361</td><td>2,766</td><td>3,024</td><td>3,607</td><td>－</td></tr> </tbody> </table>							平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成2年度～18年度）	交付実績額（億円）	29.1	37.3	44.6	56.5	44.2	501.3	交付実績件数	142	127	156	182	191	－		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	当初目標値（平成 年度）	立地企業数	142	127	156	182	191	－	雇用創出効果（人）	2,069	2,361	2,766	3,024	3,607	－
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成2年度～18年度）																																										
交付実績額（億円）	29.1	37.3	44.6	56.5	44.2	501.3																																										
交付実績件数	142	127	156	182	191	－																																										
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	当初目標値（平成 年度）																																										
立地企業数	142	127	156	182	191	－																																										
雇用創出効果（人）	2,069	2,361	2,766	3,024	3,607	－																																										

	《目標の達成状況》 本補助制度により電源過疎地域等における企業立地の促進を図り、当該地域での雇用の増加を図った。																					
予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》 <table><tr><td></td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>合計(平成2～18年度)</td></tr><tr><td>予算額(億円)</td><td>55.0</td><td>51.7</td><td>51.2</td><td>49.2</td><td>55.0</td><td>672</td></tr><tr><td>執行額(億円)</td><td>29.1</td><td>37.3</td><td>44.6</td><td>56.5</td><td>44.2</td><td>501.3</td></tr></table>		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成2～18年度)	予算額(億円)	55.0	51.7	51.2	49.2	55.0	672	執行額(億円)	29.1	37.3	44.6	56.5	44.2	501.3
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成2～18年度)																
予算額(億円)	55.0	51.7	51.2	49.2	55.0	672																
執行額(億円)	29.1	37.3	44.6	56.5	44.2	501.3																
事業の スキーム図	国 → 民間企業等(電源過疎地域等への立地企業) 補助(定額)																					
必要性	企業等の立地に係る初期投資における支援を行うことにより、電源過疎地域等における企業立地の促進効果を図り、電源地域の振興に資するために本制度が必要となっている。																					
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	平成19年7月に公表された財務省「予算執行状況調査」において周辺市町村に対する交付額が所在市町村に対する交付額を大きく上回っている状況にあるため、電源地域振興の趣旨に照らし、地域配分バランスのあり方等について、見直す必要があるとの指摘を受けた。																					
今後の方向性	電源過疎地域等における企業の立地促進を通じて、当該地域の雇用の増加を図ること等により、電源地域の自立的、持続的発展を図り、電源立地の円滑化を進めるためには、なおも、継続して、企業等の立地に係る初期投資支援を行うことにより、電源過疎地域等における企業立地の促進効果を図り、電源地域の振興を行う本制度が必要である。 平成20年度においては、平成19年7月に公表された財務省「予算執行状況調査」の指摘を踏まえて、補助対象地域を重要電源開発地点及び過疎地域等に絞り込み、制度の見直しを行う。																					

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金		
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力基盤整備課	事業主管課室長名	電力基盤整備課長 吉野 恭司	

概要・目標	《事業概要》（補助率：定額） 原子力立地地域の産業の振興を図るには企業誘致が効果的であることを踏まえ、原子力発電施設等立地地域に新たに進出する企業や一定の雇用効果をもたらす企業に対し、企業立地後一定期間（8年間）にわたり、電気料金の半額程度の補助金（給付金）を都道府県を通じ交付する。 《目標》 原子力発電施設等立地地域における企業立地を促進し、雇用創出を図ることで原子力発電施設等立地地域の自立的・持続的な発展を支援し、新たな発電施設の立地及び既設の発電施設の運転の円滑化を図ることとする。																																															
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度： 平成11年度 事業終了予定年度： 平成24年度（見直し） 《交付実績の推移》 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計（平成11～18年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額（億円）</td><td>14.1</td><td>17.2</td><td>24.7</td><td>30.4</td><td>40.5</td><td>143.0</td></tr> <tr> <td>交付実績件数</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td><td>15</td><td>30</td><td>210</td></tr> </tbody> </table> 《指標の推移》 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>当初目標値（平成 年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規企業数</td><td>74</td><td>94</td><td>134</td><td>156</td><td>188</td><td>－</td></tr> <tr> <td>新規雇用者数</td><td>2,209</td><td>2,051</td><td>2,798</td><td>3,493</td><td>3,226</td><td>－</td></tr> </tbody> </table>							平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成11～18年度）	交付実績額（億円）	14.1	17.2	24.7	30.4	40.5	143.0	交付実績件数	30	30	30	15	30	210		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	当初目標値（平成 年度）	新規企業数	74	94	134	156	188	－	新規雇用者数	2,209	2,051	2,798	3,493	3,226	－
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成11～18年度）																																										
交付実績額（億円）	14.1	17.2	24.7	30.4	40.5	143.0																																										
交付実績件数	30	30	30	15	30	210																																										
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	当初目標値（平成 年度）																																										
新規企業数	74	94	134	156	188	－																																										
新規雇用者数	2,209	2,051	2,798	3,493	3,226	－																																										

	《目標の達成状況》 平成14年度から平成18年度において立地企業646事業所(平均129事業所)、雇用創出効果15,004名(平均3,001名)の効果が図られ、発電施設の設置及び運転の円滑化が図られた。																					
予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》 <table><tr><td></td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>合計(平成11～18年度)</td></tr><tr><td>予算額(億円)</td><td>36.3</td><td>52.1</td><td>38.2</td><td>38.2</td><td>35.0</td><td>234.0</td></tr><tr><td>執行額(億円)</td><td>14.1</td><td>17.2</td><td>24.7</td><td>30.4</td><td>40.5</td><td>143.0</td></tr></table>		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成11～18年度)	予算額(億円)	36.3	52.1	38.2	38.2	35.0	234.0	執行額(億円)	14.1	17.2	24.7	30.4	40.5	143.0
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成11～18年度)																
予算額(億円)	36.3	52.1	38.2	38.2	35.0	234.0																
執行額(億円)	14.1	17.2	24.7	30.4	40.5	143.0																
事業の スキーム図	<pre>graph LR; A[国] -- "(交付)" --> B[都道府県]; B -- "(交付)" --> C[企業]; B -- "(交付)" --> D[民間団体]; D -- "(交付)" --> C;</pre>																					
必要性	原子力発電施設等の周辺の地域における企業立地に対する支援を行うことにより、当該地域の雇用の増加を図り、地域を振興することによって、電源開発への理解度の醸成が図られることとなり、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため。																					
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	本事業についての応募状況は増加傾向にあり、実施道府県から給付条件の拡充等の要望がある。																					
今後の方向性	原子力発電施設等周辺地域における企業の立地促進を通じて、当該地域の雇用の増加を図ることにより、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため、引き続き本制度の継続は必要である。																					

	平成20年度においては、製造業等の雇用効果の高い企業の誘致を進めるため、現行の電気料金の補助制度に加えて、製造業等が新増設した場合において、新たな雇用増に応じた補助制度の新設等、制度の見直しを行う。
--	--

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	電源地域産業育成支援補助金		
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力基盤整備課	事業主管課室長名	電力基盤整備課長 吉野 恭司	

概要・目標	《事業概要》（補助率：3／4） 市町村事業 （電源地域市町村が発電用施設の周辺の地域における産業の振興に寄与する事業を支援することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するために行う以下の事業に対する補助） ①産業育成ビジョン作成及び地域開発専門家招聘事業、②人材養成事業、③産業育成融資事業、④マーケティング事業、⑤技術導入事業、⑥地域活性化イベント支援事業、⑦専門家招聘事業 中央事業 （発電用施設の周辺の地域における産業の振興に寄与する事業を支援することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため、（財）電源地域振興センターが行う研修事業に補助） 《目標》 発電用施設の周辺の地域における産業の振興に寄与する事業を支援することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とする。																										
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度：昭和60年度 事業終了予定年度：平成22年度 《交付実績の推移》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計（昭和60～18年度）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額（億円）</td><td>16.1</td><td>12.9</td><td>10.3</td><td>8.5</td><td>2.1</td><td>446.8</td></tr> <tr> <td>交付実績件数</td><td>154</td><td>81</td><td>31</td><td>20</td><td>22</td><td>－</td></tr> </tbody> </table>							平成14度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（昭和60～18年度）	交付実績額（億円）	16.1	12.9	10.3	8.5	2.1	446.8	交付実績件数	154	81	31	20	22	－
	平成14度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（昭和60～18年度）																					
交付実績額（億円）	16.1	12.9	10.3	8.5	2.1	446.8																					
交付実績件数	154	81	31	20	22	－																					

	《指標の推移》					
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	当初目標値(平成 年度)					
	実施研修数(件)	35	26	26	26	28
予算額・執行額 ＜費用＞	研修参加者数(人)	1,135	1,055	906	880	898
	※中央事業					
	《目標の達成状況》					
	本事業は、ソフト面の支援であり、実際に「産業おこし」に繋がった件数等を把握することは困難であるが、電源地域における「産業おこし」や地域振興に対する国の側面的な支援として有効に活用されている。					
	《予算額・執行額の推移》					
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	合計(昭和60～18年度)					
	予算額(億円)	35.7	14.3	20.0	13.3	2.7
事業の スキーム図	執行額(億円)	16.1	12.9	10.3	8.5	2.1
必要性	国 補助(3/4) 電源地域市町村					
	国 補助(3/4,一部定額) (財)電源地域振興センター					
	(市町村事業)					
	それぞれの地域事情に合った事業を選択し、その地域の産業ニーズをいかした「産業おこし」とそれによる地域振興を図るために必要。					
	(中央事業)					
	産業育成・地域振興に資する人材を育成する研修事業について、各参加者がそれぞれの電源地域において「産業おこし」や地域振興					

	に寄与するために必要。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	(市町村及び中央事業共通) 本補助事業に係るアンケート調査結果において、研修テーマについて関心が増し、まちづくりの参考となったなど参加者の約8割から感想が寄せられていることから、電源地域自身の創意・努力による地域活性化や、地域振興に寄与する事業として好評。
今後の方向性	電源地域における「産業おこし」や地域振興に対する国の側面的な支援として有効な手段であり、本補助事業に係るアンケート調査結果を踏まえ、より一層の効率化と事業の充実化を図る。

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	電源地域緊急時復旧事業費補助金	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力基盤整備課	事業主管課室長名	電力基盤整備課長 吉野 恭司

概要・目標	《事業概要》（補助率:定額） 電源三法交付金により過去に整備された公共施設が災害により被害を受けた際に、その復旧費に対し補助金を交付する。 《目標》 電源地域の継続的振興及び電源地域の理解を確保し、もって発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化を図る。														
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度:平成17年度 事業終了予定年度:平成21年度 《交付実績の推移》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計(平成17～18年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額(億円)</td><td>0</td><td>11.8</td><td>11.8</td></tr> <tr> <td>交付実績件数(件)</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> ・平成16年10月23日の新潟県中越地震で被害を受けた刈羽村に対して補助金を交付した。 《目標の達成状況》 本補助制度により災害を受けた集落排水施設の復旧がなされ、発電用施設の運転の円滑化が図られた。				平成17年度	平成18年度	合計(平成17～18年度)	交付実績額(億円)	0	11.8	11.8	交付実績件数(件)	0	1	1
	平成17年度	平成18年度	合計(平成17～18年度)												
交付実績額(億円)	0	11.8	11.8												
交付実績件数(件)	0	1	1												

予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》 <table><tr><td></td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>合計(平成17～18年度)</td></tr><tr><td>予算額(億円)</td><td>23</td><td>0</td><td>23</td></tr><tr><td>執行額(億円)</td><td>0</td><td>11.7</td><td>11.7</td></tr></table>				平成17年度	平成18年度	合計(平成17～18年度)	予算額(億円)	23	0	23	執行額(億円)	0	11.7	11.7
	平成17年度	平成18年度	合計(平成17～18年度)												
予算額(億円)	23	0	23												
執行額(億円)	0	11.7	11.7												
事業の スキーム図	国 → 地方公共団体														
必要性	我が国の電力需要は、近年のライフスタイルの変化等を背景に伸び続けており、引き続き電力を低廉かつ安定的に供給することは必要不可欠である。 こうした中、災害を受けた公共施設の復旧がなされることにより、電源地域の継続的振興及び電源地域の理解を確保し、もって発電用施設の運転の円滑化を図ることが必要なため。														
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	電源三法交付金により過去に整備された公共施設が災害を受けた際に復旧がなされることにより、発電用施設の運転の円滑化を図ることができる。														
今後の方向性	当該補助事業の対象となる事案が発生した場合、必要に応じて予算措置を行う。														

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	高効率給湯器導入促進事業費補助金	
事業主管課室名	省エネルギー・新エネルギー一部 省エネルギー対策課	事業主管課室長名	省エネルギー対策課長 三木 健

概要・目標	《事業概要》（補助率：定額） 電力の安定供給を確保するため、夜間電力を利用することで電力の需要の平準化に資するとともに、エネルギー需要が一貫して増加している民生部門の省エネルギー対策に資する高効率給湯器（CO2冷媒ヒートポンプ給湯器）の普及を図るため、当該給湯器を導入する費用の一部について補助を行う。 《目標》 平成22年度におけるCO2冷媒ヒートポンプ給湯器の目標累積導入台数520万台（京都議定書目標達成計画）を達成するため、平成20年度において100万台の導入を目指す。これにより、電力の安定供給、地球環境への適合に貢献する。																																									
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度：平成18年度 事業終了予定年度：平成22年度 《交付実績の推移》 <table><tr><td></td><td>平成18年度</td><td colspan="5">合計（平成18年度）</td></tr><tr><td>交付実績額（億円）</td><td>120</td><td colspan="5">120</td></tr><tr><td>交付実績台数 （万台）</td><td>14.6</td><td colspan="5">14.6</td></tr></table> 《指標の推移》 <table><tr><td></td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>当初目標値（平成17年度）</td></tr><tr><td>累積市場導入台数 （万台）</td><td>3.9</td><td>12.0</td><td>25.1</td><td>47.7</td><td>82.7</td><td>平成22年度まで約520万台</td></tr></table>								平成18年度	合計（平成18年度）					交付実績額（億円）	120	120					交付実績台数 （万台）	14.6	14.6						平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	当初目標値（平成17年度）	累積市場導入台数 （万台）	3.9	12.0	25.1	47.7	82.7	平成22年度まで約520万台
	平成18年度	合計（平成18年度）																																								
交付実績額（億円）	120	120																																								
交付実績台数 （万台）	14.6	14.6																																								
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	当初目標値（平成17年度）																																				
累積市場導入台数 （万台）	3.9	12.0	25.1	47.7	82.7	平成22年度まで約520万台																																				

	《目標の達成状況》 平成18年度までの累積普及台数は82.7万台。目標達成(平成22年度520万台)までの進捗率は約16%。									
予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》 <table><tr><td></td><td>平成18年度</td><td>合計(平成18年度)</td></tr><tr><td>予算額(億円)</td><td>120.0</td><td>120.0</td></tr><tr><td>執行額(億円)</td><td>89.6</td><td>89.6</td></tr></table>		平成18年度	合計(平成18年度)	予算額(億円)	120.0	120.0	執行額(億円)	89.6	89.6
	平成18年度	合計(平成18年度)								
予算額(億円)	120.0	120.0								
執行額(億円)	89.6	89.6								
事業の スキーム図	国 補助 定額 民間団体等※ 補助 定額 個人及び民間事業者等 ※平成19年度は、有限責任中間法人日本エレクトロヒートセンター									
必要性	エネルギー情勢は大きく構造変化しており、安定供給の確保、環境への適合の必要性が高まっている。したがって、電力需要の平準化に資するとともに、省エネ効果の高い高効率給湯器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器)を早期に導入させる必要があるが、従来の給湯器よりコスト高なものは家庭等への導入が進みにくいため、国が支援する必要がある。									
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	◆<u>自民党エネルギー戦略合同部会(平成18年11月)</u> 高効率給湯器は目標達成計画に導入量が定められており、今後も導入促進を図ることが重要。(加納議員) ◆<u>京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定)</u> ○高効率給湯器等省エネルギー機器の普及支援・技術開発 『家庭におけるエネルギー消費量の約3割を占める給湯部門においては、CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器といった従来方式に比べ省エネルギー性能が特に優れた機器が開発され製品化されており、これらの機器の加速的普及を図るため、その導入に対する支援を行う。 また、近年、ヒートポンプ技術を活用した高効率の業務用空調機や省エネルギー効果が高くフロンを使用しない業務用給湯器等が開発されており、導入支援措置等により業務用分野においてもこれらの加速的普及を図る。』									

今後の方向性	【継続】 電力需要の平準化とともに裾野の広い民生部門の省エネルギーは今後も求められることから、引き続き、導入費用の一部を補助すること等により、高効率給湯器の普及の後押しをする。 平成20年度は新築集合への補助を廃止し、以降は従来の給湯器からの入れ換えを促進すべく既築のみを補助対象に重点化を図る。

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	先導的負荷平準化機器導入モデル事業費補助金		
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力基盤整備課	事業主管課室長名	電力基盤整備課長 吉野 恭司	

概要・目標	《事業概要》（補助率:1／3以内） 電力貯蔵用二次電池や高効率の蓄熱式空調システム等の先導的負荷平準化機器により、高い負荷平準化効果を示すとともに、PR効果の高い事業者に対し、設備の導入に必要な経費等の一部を補助する先導的モデル事業を展開し、ピークシフト効果、ピークカット効果、コスト削減効果等を実測・公表することにより、負荷平準化の重要性、負荷平準化機器の有用性を広くPRする。 《目標》 電力負荷平準化に取り組む先導的モデル事業の展開によって、負荷平準化の重要性、負荷平準化機器の有用性を広くPRし普及促進を図ることにより、電力需給コストの削減、省エネルギーに資する電力負荷率の改善を図る。																		
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度： 平成16年度 事業終了予定年度： 平成20年度 《交付実績の推移》 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計(平成16～18年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額(億円)</td><td>10.0</td><td>6.7</td><td>17.2</td><td>33.9</td></tr> <tr> <td>交付実績件数(件)</td><td>10</td><td>1</td><td>13</td><td>24</td></tr> </tbody> </table>					平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成16～18年度)	交付実績額(億円)	10.0	6.7	17.2	33.9	交付実績件数(件)	10	1	13	24
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成16～18年度)															
交付実績額(億円)	10.0	6.7	17.2	33.9															
交付実績件数(件)	10	1	13	24															

	《指標の推移》					
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	年負荷率[%]	58.5	61.2	60.7	62.4	62.9
	普及累積件数(蓄熱)	19,400	21,332	23,059	24,792	26,191
	普及累積件数(蓄電)	30	53	86	117	141
	※年負荷率:1年間の最大需要電力に対する平均電力の比率をいい、発電設備、送配電設備をどの程度効率的に使用しているかの目安になる。年負荷率が高いことは、発電設備、送配電設備を有効に使用していることを意味する。					
	《その他の効果・実績》					
	平成18年度においては、モデル性の高い蓄熱式空調システム10件、蓄電池システム3件、合わせて13件の採択を行った。また、負荷平準化機器導入普及支援事業において、セミナー・イベント開催を15回実施しており、来場・聴講者数は、1,499名であった。					
	《目標の達成状況》					
	普及効果として、平成18年度末において蓄熱式空調システムが約2万6千件、NAS電池をはじめとする蓄電池が約141件の設置件数となっている。 この効果をピークシフト電力として評価すると約182万kWと試算され、原子力発電所1、2基分に相当し、分散型電源として機能し電力の安定供給の確保に資している。					
予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》					
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成16～18年度)	
	予算額(億円)	13.0	19.5	12.6	45.1	
	執行額(億円)	10.0	6.7	17.2	33.9	
事業の スキーム図	国 → 民間団体等					

必要性	エネルギー基本計画にあるとおり、負荷平準化の意義・必要性について、国民の理解促進を図ることが必要であり、負荷平準化の重要性、負荷平準化機器の有用性を広くPRする先導的負荷平準化機器導入普及モデル事業は有効である。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	当事業によって負荷平準化設備を導入した事業者は、その効果を踏まえ自社・グループ内での水平展開を実施しているため、当事業が事業者の他施設への導入契機となっている。また、普及啓発活動の一環として行う電力負荷平準化推進事業のセミナーなどで、聴講者の高い関心は導入事業者による講演であり、採用に至るまでの経緯・経過が参考となるとの意見が多い。
今後の方向性	モデル事業導入事業者に3年間の効果検証データの報告を義務付けており、報告された導入効果を検証し、普及啓発活動に活用する。

個別事業評価書（予算措置）

事業名	【予算措置】	電力負荷平準化対策推進事業委託費	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力基盤整備課	事業主管課室長名	電力基盤整備課長 吉野 恭司

概要・目標	《事業概要》（委託事業） 負荷平準化機器の普及状況及び普及効果の調査を行い、普及広報事業を展開することで、電力負荷平準化の重要性、負荷平準化機器の有用性を広くPRする。併せて、先導的負荷平準化機器導入普及モデル事業費補助金に係る評価委員会等を実施することにより、効果的な普及事業の展開を図ることとする。 《目標》 負荷平準化に取り組む先導的モデル事業の展開によって、負荷平準化の重要性、負荷平準化機器の有用性を広くPRすることにより、電力需給コストの削減、省エネルギーに資する負荷率の改善を図る。										
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度： 平成18年度 事業終了予定年度： 平成22年度 《交付実績の推移》 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成18年度</th><th>合計(平成18年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額(億円)</td><td>0.7</td><td>0.7</td></tr> <tr> <td>交付実績件数(件)</td><td>1</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>			平成18年度	合計(平成18年度)	交付実績額(億円)	0.7	0.7	交付実績件数(件)	1	1
	平成18年度	合計(平成18年度)									
交付実績額(億円)	0.7	0.7									
交付実績件数(件)	1	1									

	《指標の推移》 <table><tr><td></td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td></tr><tr><td>電力負荷率[%]</td><td>58.5</td><td>61.2</td><td>60.7</td><td>62.4</td><td>62.9</td></tr><tr><td>普及累積件数(蓄熱)</td><td>19,400</td><td>21,332</td><td>23,059</td><td>24,792</td><td>26,191</td></tr><tr><td>普及累積件数(蓄電)</td><td>30</td><td>53</td><td>86</td><td>117</td><td>141</td></tr></table> 《その他の効果・実績》 負荷平準化機器導入普及支援事業において、セミナー・イベント開催を15回実施しており、来場・聴講者数は、1, 499名であった。 《目標の達成状況》 普及効果として、平成18年度末において蓄熱式空調システムが約2万6千件、NAS電池をはじめとする蓄電池が約141件の設置件数となっている。 この効果をピークシフト電力として評価すると約182万kWと試算され、原子力発電所1, 2基分に相当し、分散型電源として機能し電力の安定供給の確保に資している。							平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	電力負荷率[%]	58.5	61.2	60.7	62.4	62.9	普及累積件数(蓄熱)	19,400	21,332	23,059	24,792	26,191	普及累積件数(蓄電)	30	53	86	117	141
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度																									
電力負荷率[%]	58.5	61.2	60.7	62.4	62.9																									
普及累積件数(蓄熱)	19,400	21,332	23,059	24,792	26,191																									
普及累積件数(蓄電)	30	53	86	117	141																									
予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》 <table><tr><td></td><td>平成18年度</td><td>合計(平成18年度)</td></tr><tr><td>予算額(億円)</td><td>0.95</td><td>0.95</td></tr><tr><td>執行額(億円)</td><td>0.72</td><td>0.72</td></tr></table>							平成18年度	合計(平成18年度)	予算額(億円)	0.95	0.95	執行額(億円)	0.72	0.72															
	平成18年度	合計(平成18年度)																												
予算額(億円)	0.95	0.95																												
執行額(億円)	0.72	0.72																												
事業の スキーム図	国 → 民間団体等																													
必要性	「エネルギー基本計画」において、「エネルギーの需給に関し、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策」として、負荷平準化対策																													

	の推進が位置づけられている。その中で、夏季の電力需要のピークシフトやピークカットに寄与し、既に実用化に至っているヒートポンプ・蓄熱システムや蓄電池、ガス冷房について更なる普及に向けて負荷平準化の意義・必要性について、国民の理解促進を図る必要がある。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	当事業のセミナー受講者への調査では、負荷平準化設備の採用にあたり、実際に導入した事例における最大電力の低減効果やコストダウン効果について受講者の関心は高く、これらの紹介や見学を希望する意見が多い。ただし、国の政策を理由に導入を検討する事業者は1～2割に留まっているが、国などによるPRは需要家へインパクトがあり、継続的な啓発を望む意見も多い。
今後の方向性	先導的負荷平準化機器導入普及モデル事業の導入効果について3年間の報告を義務付けており、先導的負荷平準化機器導入モデル事業費補助金終了後も、導入効果の評価、分析を行い、負荷平準化対策の普及啓発を継続していく必要がある。

個別事業評価書（予算措置（補助金））

事業名	【予算措置】	革新的実用原子力技術開発費補助金
事業主管課室名	電力・ガス事業部 原子力政策課	事業主管課室長名 原子力政策課長 高橋 泰三

概要・目標	《事業概要》 我が国において原子力エネルギーの利用促進に資する技術を発展させていくためには、将来実用化が期待できる革新的な技術シーズを発掘・育成し、継続的な開発を促すことが必要である。このため、大学、研究機関、企業等が自ら実施する革新的、実用的な原子力技術開発を支援し、我が国の原子力発電及び核燃料サイクルの安全性、経済性の一層の向上を図る。 《目標》 原子力発電及び核燃料サイクルに関する革新的技術であって実用化につながるものを提案公募方式により発掘・育成することにより、我が国の基盤技術の向上と原子力技術の多様化を図る。																					
結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞	事業開始年度：平成12年度 事業終了予定年度：平成22年度（見直し） 《交付実績の推移》 <table><tr><td></td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>平成19年度</td><td>合計（平成12～19年度）</td></tr><tr><td>交付実績額（億円）</td><td>20.7</td><td>23.1</td><td>17.1</td><td>17.8</td><td>11.9</td><td>138.5</td></tr><tr><td>交付実績件数（件）</td><td>31</td><td>31</td><td>15</td><td>11</td><td>16</td><td>159</td></tr></table> ※1 上記数字には、間接補助事業者への交付も1件として計算。 ※2 交付実績額は、当初交付額。		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計（平成12～19年度）	交付実績額（億円）	20.7	23.1	17.1	17.8	11.9	138.5	交付実績件数（件）	31	31	15	11	16	159
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計（平成12～19年度）																
交付実績額（億円）	20.7	23.1	17.1	17.8	11.9	138.5																
交付実績件数（件）	31	31	15	11	16	159																

《指標の推移》

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
応募提案数(件)	55	60	65	34	(新規採択なし)
新規採択事業数(件)	11	9	11	7	－
採択率(%)	20	15	17	21	－
実施事業者数(社)	27	31	31	15	11
論文数(件)	117	184	334	406	421
特許等件数(件)	10	3	2	8	8
実用化に向け、引き続き民間企業等が独自の事業を継続している件数(件)	0	3	11	16	－

※論文数は累積値

《目標の達成状況》

平成17年度までに事業が終了した44件のうち、実用化に向け引き続き民間企業等が独自の事業を行っている割合は16件、36.4%である。なお、原子力の技術は、半導体などの他の分野の技術と比べても、実用化までに長期間を要するものが多い。そうした原子力特有の背景の中で、事業終了後も引き続き36%の事業者が自社内で事業化に向け事業を継続していることは、高い目標達成率である。

予算額・執行額 ＜費用＞	《予算額・執行額の推移》						
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計(平成12～19年度)
	予算額(億円)	23.0	24.7	21.8	19.0	9.0	146.7
	執行額(億円)	18.4	19.9	17.1	17.3	-	113.3
※1 予算額は、当初予算額。前年度からの繰越予算額は含んでいない。							
※2 執行額は、当該年度に交付を行った交付総額に対する執行額。							
事業の スキーム図	補助 国 → 大学、研究機関、企業等						
必要性	世界各国の情勢は、エネルギー安定供給、地球温暖化対策を背景とした原子力回帰が進んでおり、原子力発電所の規模拡大や新規導入を計画している。 一方、原子力分野の研究開発は技術シーズの発掘から実用化までのリードタイムが他分野と比して長く、営利を目的とする民間企業においては、革新的な技術開発で実用化されれば大きな成果が期待できる技術であっても、長期に渡り研究開発費を投資し続けることは難しい。また、原子力分野ではその特性から、核不拡散等の政治的・国際的情勢といった不可避的な動向を受けることも考えられ、今後の技術動向についての不確実性は存在し続けている。 こうした状況から、将来に渡り我が国のエネルギーの安定供給を保障する観点から、革新的、実用的な技術について補助を行うことで、民間企業等が実施する技術開発に対して事業化を目指す技術レベルまで引き上げ我が国の技術を高めると共に、原子力技術の多様性を確保しておく必要である。						
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	「本制度は、厳しい環境下における原子力技術開発の下支えと人材育成、オープンな提案公募方式による原子力技術の多様化、さらには産学連携等の研究ネットワークの拡大など、当初の目的・目標を概ね達成し、将来の実用化の芽を築くとともに、副次的な波及効果も含めて、我が国の原子力技術開発に対して多大な貢献を果たしたものと評価される。 今後については、官民一体のプロジェクト方式による技術開発へと絞り込んでいくことが重要、との意見がある一方、原子力分野における不断の研究開発の継続の観点や、公募事業による公開性や機会均等性の確保の観点から、資金額は少なくとも本事業は社会的に重要である」との意見があった。（産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会、平成19年5月）						

今後の方向性

革新的実用原子力技術開発費補助事業制度（中間）評価（産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会、平成19年5月）、原子力立国計画（総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会、平成18年8月）を踏まえ、官民一体型のプロジェクト方式による技術開発へ資源配分の重点化を図るため、本補助事業については、基盤的技術分野における人材育成や国際技術協力への対応等、新たな政策課題への対応に重点化していく。具体的には、平成19年度から大学等の人材育成を目的とした「基盤技術分野」を開始した。さらに、平成20年度からは国際原子力エネルギー・パートナーシップ（GNEP）等の国際協力の枠組みに対して我が国の技術を活かし貢献することを目的とした「国際協力技術分野」を開始する。これらの新規テーマは、提案公募方式の特性を活かしつつ競争環境下で採択することにより効果的な実施を図る。

個別事業評価書（政策金融）

事業名	【政策金融】	使用済核燃料再処理（金融機関：日本政策投資銀行）	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 原子力立地・核燃料サイクル産業課	事業主管課室長名	原子力立地・核燃料サイクル産業課長 中西 宏典

概要・目標	《制度概要》 核燃料サイクルは、原子力発電所から出る使用済燃料を再処理し、有用資源を回収して再び燃料として利用するものであり、供給安定性等に優れる原子力発電の特性を一層向上させ、原子力による長期にわたるエネルギー供給を可能とする。我が国としては、核不拡散と安全の確保を大前提に、核燃料サイクル政策の推進を国の基本的方針としているところである。 本事業は、国内における核燃料サイクルの確立に必要な事業であり、長期かつ巨額の資金を必要とする核燃料サイクル関連施設である商業用再処理工場、MOX燃料工場、使用済核燃料運搬設備及び使用済核燃料中間貯蔵施設の建設に対し、融資を行うものである。 《目標》 核燃料サイクルの国内における確立に資するため、原子力発電及び再処理事業に特有な投資リスクに対する公的支援により、国内事業者による商業用再処理工場、MOX燃料工場、使用済核燃料運搬設備及び使用済核燃料中間貯蔵施設等、使用済燃料再処理事業に必要な施設の計画的な建設と、これらの施設の円滑な操業を実現することを目標とする。																										
結果・効果・実績	事業開始年度： 昭和55年度 事業終了予定年度： 平成20年度 《政策金融出融資実績の推移》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計（S55～H18年度累計）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出融資実績額（億円）</td><td>1,218</td><td>1,110</td><td>550</td><td>573</td><td>158</td><td>12,308</td></tr> <tr> <td>出融資実績件数（件）</td><td>3</td><td>4</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>29</td></tr> </tbody> </table> 《効果（アウトカム）》 エネルギー安定供給確保の観点から、国内における確立が戦略的に必要な事業である再処理について、六ヶ所再処理工場が来年竣工予定であり、これにより相当規模の基盤整備がなされた。							平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（S55～H18年度累計）	出融資実績額（億円）	1,218	1,110	550	573	158	12,308	出融資実績件数（件）	3	4	2	3	4	29
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（S55～H18年度累計）																					
出融資実績額（億円）	1,218	1,110	550	573	158	12,308																					
出融資実績件数（件）	3	4	2	3	4	29																					

	《目標達成状況》 再処理工場については、平成19年度の竣工を目指し、実際の使用済燃料を用いた最終試験(アクティブ試験)を実施中(工事進捗率約99%(平成19年11月現在))。 MOX燃料加工工場については、平成24年の竣工を目指し着工すべく、事業許可申請中(平成19年11月現在)。 中間貯蔵施設については、平成22年の竣工を目指し着工すべく事業許可申請中(平成19年11月現在)。
必要性	再処理事業を行うに当たっては、①所要資金が膨大であること、②建設(投資回収)期間が長期にわたる事等を鑑み、国が助成措置を講ずる必要がある。制度が廃止される今後については、事業者からの要望を踏まえつつ、国として必要な対応を検討する。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	再処理事業をはじめとする核燃料サイクル関連事業は、長期にわたり膨大な資金が必要であり、当該制度(政策金融)は資金調達の面で重要であるばかりでなく、ポリティカルリスク補完の機能も有しており、事業遂行のために極めて重要である。(電気事業者)
今後の方向性	本制度は、政府として所期の目標を達成したので終了し、今後は事業者からの要望を踏まえつつ、国として必要な対応を検討する。

個別事業評価書（政策金融）

事業名	【政策金融】	ウラン濃縮工場（金融機関：日本政策投資銀行）
事業主管課室名	電力・ガス事業部 原子力立地・核燃料サイクル産業課	事業主管課室長名 原子力立地・核燃料サイクル産業課長 中西 宏典

概要・目標	《制度概要》 核燃料サイクルは、原子力発電所から出る使用済燃料を再処理し、有用資源を回収して再び燃料として利用するものであり、供給安定性等に優れる原子力発電の特性を一層向上させ、原子力による長期にわたるエネルギー供給を可能とする。我が国としては、核不拡散と安全の確保を大前提に、核燃料サイクル政策の推進を国の基本的方針としているところである。 本事業は、核燃料サイクルの国内における確立に必要な事業であり、かつ原子力発電所の燃料である濃縮ウランの生産事業設備の整備に対し、融資を行うものである。 《目標》 現在大部分を海外に依存しているウラン濃縮役務の国産化を推進し、核燃料サイクルの国内における確立に資するため、原子力発電及び再処理事業に特有な投資リスクに対する公的支援により、国内事業者による濃縮ウラン生産事業施設の計画的な整備と、円滑な操業を実現することを目指す。																					
結果・効果・実績	事業開始年度：昭和57年度 事業終了予定年度：平成20年度 《政策金融出融資実績の推移》 <table><tr><td></td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>合計(S57～H18年度累計)</td></tr><tr><td>出融資実績額(億円)</td><td>2</td><td>2</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>1,074</td></tr><tr><td>出融資実績件数(件)</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>15</td></tr></table>		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(S57～H18年度累計)	出融資実績額(億円)	2	2	－	－	－	1,074	出融資実績件数(件)	1	1	0	0	0	15
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(S57～H18年度累計)																
出融資実績額(億円)	2	2	－	－	－	1,074																
出融資実績件数(件)	1	1	0	0	0	15																

	《効果(アウトカム)》 エネルギー安定供給確保の観点から、国内における確立が戦略的に特に必要な産業であるウラン濃縮については、平成4年より青森県六ヶ所村にて、当該政策金融を活用したウラン濃縮工場が操業中であり、これにより我が国国内に国際競争力を有する相当規模の産業の確保に向けた基盤整備がなされた。平成19年9月末現在、六ヶ所ウラン濃縮工場は我が国の年間当たりの濃縮ウラン需要量の6%程度規模で操業しており、我が国の原子力発電所への濃縮ウランの安定供給や核燃料サイクルの自主性向上に寄与している。 《目標達成状況》 現在運転中の六ヶ所ウラン濃縮工場は昭和63年から建設着工し、平成4年から操業を開始。平成10年には生産規模1050tSWU／年を達成。その後、経年劣化等により徐々に運転停止し、現在は300tSWU／年規模で操業中。 なお、当該事業者は、現在、現行機の後継機である新型機を開発中であり、平成22年度頃から六ヶ所ウラン濃縮工場への新型機のリプレイスを開始し、最終的な操業規模は1500tSWU／年を計画している。
必要性	ウラン濃縮事業を行うに当たっては、①所要資金が膨大であること、②建設及び投資回収期間が長期にわたる事等を鑑み、国が助成措置を講ずる必要がある。制度が廃止される今後については、事業者からの要望を踏まえつつ、国として必要な対応を検討する。
事業に対するユーザーや有識者の意見	ウラン濃縮事業をはじめとする核燃料サイクル関連事業は、長期にわたり膨大な資金が必要であり、当該制度(政策金融)は資金調達の面で重要であるばかりでなく、ポリティカルリスク補完の機能も有しており、事業遂行のために極めて重要である。(電気事業者)
今後の方向性	本制度は、政府として所期の目標を達成したので終了し、今後は事業者からの要望を踏まえつつ、国として必要な対応を検討する。

個別事業評価書（政策金融）

事業名	【政策金融】	低レベル放射性廃棄物処分（金融機関：日本政策投資銀行）	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 原子力立地・核燃料サイクル産業課	事業主管課室長名	原子力立地・核燃料サイクル産業課長 中西 宏典

概要・目標	《制度概要》 核燃料サイクルは、原子力発電所から出る使用済燃料を再処理し、有用資源を回収して再び燃料として利用するものであり、供給安定性等に優れる原子力発電の特性を一層向上させ、原子力による長期にわたるエネルギー供給を可能とする。我が国としては、核不拡散と安全の確保を大前提に、核燃料サイクル政策の推進を国の基本的方針としているところである。 本事業は、国内における核燃料サイクルの確立に必要な事業であり、長期かつ巨額の資金を必要とする原子力発電所から発生する低レベル放射性廃棄物の埋設について、その発生量に応じた埋設施設の建設に対し融資を行うものである。 《目標》 核燃料サイクルの国内における確立に資するため、原子力発電所から発生する低レベル放射性廃棄物の埋設について、その発生量に応じた規模の埋設施設を計画的に整備することを目標とする。																										
結果・効果・実績	事業開始年度： 昭和58年度 事業終了予定年度： 平成20年度 《政策金融出融資実績の推移》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計(S58～H18年度累計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出融資実績額(億円)</td><td>—</td><td>—</td><td>5</td><td>5</td><td>3</td><td>429</td></tr> <tr> <td>出融資実績件数(件)</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>23</td></tr> </tbody> </table> 《効果(アウトカム)》 原子力発電所から必然的に発生する低レベル放射性廃棄物については、平成4年より青森県六ヶ所村にて、当該政策金融を活用した低レベル放射性廃棄物埋設センターが操業中であり、低レベル放射性廃棄物の発生量に応じて埋設施設を整備することにより、原子力発電所の安定的運転に寄与している。							平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(S58～H18年度累計)	出融資実績額(億円)	—	—	5	5	3	429	出融資実績件数(件)	0	0	1	1	1	23
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(S58～H18年度累計)																					
出融資実績額(億円)	—	—	5	5	3	429																					
出融資実績件数(件)	0	0	1	1	1	23																					

	《目標達成状況》 現在の設備規模(1号、2号廃棄物埋設)は200リットルドラム缶で25万本相当となっており、本施設に約19.4万本を埋設(平成19年4月現在)しており、これにより原子力発電所から発生する低レベル放射性廃棄物が適切に埋設されている。なお、当該施設における当面の目標埋設規模は100万本相当を予定している。
必要性	低レベル放射性廃棄物処分事業を行うに当たっては、①所要資金が膨大であること、②建設及び投資回収期間が長期にわたる事等を鑑み、国が助成措置を講ずる必要がある。制度が廃止される今後については、事業者からの要望を踏まえつつ、国として必要な対応を検討する。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	低レベル放射性廃棄物処分事業をはじめとする核燃料サイクル関連事業は、長期にわたり膨大な資金が必要であり、当該制度(政策金融)は資金調達の面で重要であるばかりでなく、ポリティカルリスク補完の機能も有しており、事業遂行のために極めて重要である。(電気事業者)
今後の方向性	本制度は、政府として所期の目標を達成したので終了し、今後は事業者からの要望を踏まえつつ、国として必要な対応を検討する。

個別事業評価書（政策金融）

事業名	【政策金融】	共同溝（金融機関：日本政策投資銀行）	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力基盤整備課	事業主管課室長名	電力基盤整備課長 吉野 恭司

概要・目標	《制度概要》 一般電気事業者等の行う共同溝に関する負担金及び付帯工事費並びに指定外共同溝に関する建設費及び付帯工事費に対して融資を行う。 《目標》 国民生活・産業活動に不可欠な電力等を供給するのに十分なライフラインを維持することを可能とする。																										
結果・効果・実績	事業開始年度：昭和46年度 事業終了予定年度：平成20年度 《政策金融出融資実績の推移》 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計（平成14～18年度累計）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出融資実績額（億円）</td><td>8</td><td>25</td><td>39</td><td>13</td><td>27</td><td>112</td></tr> <tr> <td>出融資実績件数（件）</td><td>4</td><td>7</td><td>7</td><td>6</td><td>3</td><td>27</td></tr> </tbody> </table> 《効果（アウトカム）》 共同溝整備済延長距離：平成14年度末 約490km 平成15年度末 約510km 平成16年度末 約520km 平成17年度末 約530km 平成18年度末 約550km							平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成14～18年度累計）	出融資実績額（億円）	8	25	39	13	27	112	出融資実績件数（件）	4	7	7	6	3	27
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成14～18年度累計）																					
出融資実績額（億円）	8	25	39	13	27	112																					
出融資実績件数（件）	4	7	7	6	3	27																					

必要性	防災対策及び電力供給の安定化の観点から、国民生活・産業活動に不可欠なライフラインに対するものであり、巨額の費用を要するものの、電気事業者等に直接的な収入増をもたらすものではないことから、本事業による長期・安定資金の供給がなければその円滑な進展は望めないため、当該財政投融资は堅調な実績を上げている。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	ユーザーである電気事業者からは、かかる直接的な収入増に結びつかない設備投資であるのにもかかわらず、社会的要請の極めて強い事業の円滑な実施にあたって、本件のような長期・低利の政策金融措置により整備コストの安定化が図られる点が、融資実行時等に高く評価されている。
今後の方向性	本制度は、政府として所期の目標を達成したので終了し、平成20年10月から民間に委ねる。

個別事業評価書（政策金融）

事業名	【政策金融】	電線の地中化事業及び電力系統防災対策事業（金融機関：日本政策投資銀行）	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力基盤整備課	事業主管課室長名	電力基盤整備課長 吉野 恭司

概要・目標	《制度概要》 一般電気事業者が、電線類を地中に埋設する場合又は送電線等の多重化を行う際に融資を行う。 《目標》 「無電柱化推進計画（平成16年4月）」に基づき、市街地の幹線道路の無電柱化率を9%（平成15年度）→17%（平成20年度）などを目指す。																										
結果・効果・実績	事業開始年度：昭和61年度 事業終了予定年度：平成20年度 《政策金融出融資実績の推移》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計（平成14～18年度累計）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出融資実績額（億円）</td><td>36</td><td>56</td><td>39</td><td>20</td><td>0</td><td>151</td></tr> <tr> <td>出融資実績件数（件）</td><td>3</td><td>3</td><td>4</td><td>1</td><td>0</td><td>11</td></tr> </tbody> </table> 《効果（アウトカム）》 新電線類地中化計画（H11～H15） 約2,100km（実績） 無電柱化推進計画（H16～H20） 約3,000km（計画） 《目標達成状況》 堅調に実績を上げている。平成18年度においては、市街地の幹線道路の無電柱化率は約12%となっている。							平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成14～18年度累計）	出融資実績額（億円）	36	56	39	20	0	151	出融資実績件数（件）	3	3	4	1	0	11
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成14～18年度累計）																					
出融資実績額（億円）	36	56	39	20	0	151																					
出融資実績件数（件）	3	3	4	1	0	11																					

必要性	防災対策及び電力供給の安定化の観点から、国民生活・産業活動に不可欠なライフラインに対するものであり、巨額の費用を要するものの、電気事業者等に直接的な収入増をもたらすものではないことから、本事業による長期・安定資金の供給がなければその円滑な進展は望めないため、当該財政投融资は堅調な実績を上げている。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	ユーザーである電気事業者からは、かかる直接的な収入増に結びつかない設備投資であるのにもかかわらず、社会的要請の極めて強い事業の円滑な実施にあたって、本件のような長期・低利の政策金融措置により整備コストの安定化が図られる点が、融資実行時等に高く評価されている。
今後の方向性	本制度は、政府として所期の目標を達成したので終了し、平成20年10月から民間に委ねる。

個別事業評価書(政策金融)

事業名	【政策金融】	電気事業新規参入（金融機関: 日本政策投資銀行）	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力市場整備課	事業主管課室長名	電力市場整備課長 片山 啓

概要・目標	《制度概要》 新規事業者(卸供給事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者)の行う発電所の建設工事等に対し長期低利融資を行う。 《目標》 卸供給事業、特定電気事業及び特定規模電気事業の実施に際しては設備の建設及び投資資本の回収に長期間を要すること、初期投資の規模が大きいこと等から、市場環境整備の一つとして、新規事業者に対する長期低利融資を行うことにより、電気事業への新規参入の円滑化を図り、もって競争の促進を通じた電気料金の低減化の実現に資する。																										
結果・効果・実績	事業開始年度： 平成8年度 事業終了予定年度： 平成20年度 《政策金融出融資実績の推移》 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計(平成8～18年度累計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出融資実績額(億円)</td><td>108</td><td>342</td><td>317</td><td>71</td><td>0</td><td>2,497</td></tr> <tr> <td>出融資実績件数(件)</td><td>7</td><td>12</td><td>10</td><td>4</td><td>0</td><td>69</td></tr> </tbody> </table> 《効果(アウトカム)》 当事業による長期低利融資により、新規事業者の資金負担が軽減され、発電所(合計発電能力は 461 万 kW)の建設が進んだ。 《目標達成状況》 当事業の活用により発電所の建設が進められ(新規参入者の発電所のうち 39.4%が当事業による長期低利資金を利用して建設されたもの)、電気事業への新規参入(特定電気事業者 5 社、特定規模電気事業者 23 社)が進んだ。なお、当事業を含む市場環境整備により、競争の促進を通じて電気料金の低減化が実現された。(自由化以降、電灯・電力計で 18.3%の低下)							平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成8～18年度累計)	出融資実績額(億円)	108	342	317	71	0	2,497	出融資実績件数(件)	7	12	10	4	0	69
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成8～18年度累計)																					
出融資実績額(億円)	108	342	317	71	0	2,497																					
出融資実績件数(件)	7	12	10	4	0	69																					

必要性	電気事業は、設備の建設及び投下資本の回収に長期間を要すること、初期投資の規模が大きいことなどの特徴がある一方で、新規事業者は電力会社のような資金調達力の高いものではないことから、電気事業への新規参入の円滑化を図るためには、長期低利融資により資金負担の低減を図ることが必要である。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	(新規参入に関する事業ユーザーからの意見) ユーザーである新規参入者からは、他に主だった公的支援策がない中、長期・低利の固定資金により整備コストの低減・安定化が図られる点が高く評価されており、引き続きの施策の維持等の意向がある。
今後の方向性	本制度は、政府として所期の目標を達成したので終了し、平成20年10月から民間に委ねる。

個別事業評価書（政策金融）

事業名	【政策金融】	沖縄県における電気事業・卸電気事業に対する財政投融资（金融機関：沖縄振興開発金融公庫）	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力市場整備課	事業主管課室長名	電力市場整備課長 片山 啓

概要・目標

《制度概要》

沖縄県における電気事業者及び卸電気事業者の設置する発電設備等に対する融資を実施する。

《目標》

沖縄振興特別措置法に基づいて策定された「沖縄振興計画」に基づき、沖縄振興のための電力の安定的かつ適正な供給及び適正な料金水準を確保することにより、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善に資する。

結果・効果・実績

事業開始年度:昭和47年度

事業終了予定年度:-

《政策金融出融資実績の推移》

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)
出融資実績額(億円)	130	130	130	110	123	623
出融資実績件数(件)	2	3	3	2	3	13

《効果(アウトカム)》《目標達成状況》

・沖縄電力の電気料金改定の推移(単位:%)

	平成 14 年	平成 17 年	平成 18 年	累計改定率(昭和 63 年以降)
改定率	△5. 79	△3. 27	△3. 24	△39. 98

・沖縄電力の供給予備率(注)の推移(単位:%)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
供給予備率	18. 8	37. 3	38. 8	42. 3	36. 2	34. 1

	(注) 供給予備率・・・最大電力(一定期間内におけるピーク需要時の電力負荷)に対して、現有の発電設備が余分に保有する容量の割合。 ・主な設備投資(平成13年度以降) 【平成13年度】金武火力1号機運開(220,000kW)、金武火力変電所新設(132/66kV、400,000kVA) 【平成14年度】新中頭幹線増設(132kV)、石川開閉所新設(132kV)、具志川幹線1・2号運開(132kV) 【平成15年度】金武火力2号機運開(220,000kW)、宮古ガスタービン発電所1～3号機運開(5,000kW×3機)、 今帰仁～伊是名海底ケーブル1号運開(22kV) 【平成17年度】石垣第二発電所4号機運開(10,000kW)、今帰仁～伊是名海底ケーブル2号運開(22kV) 【平成18年度】大平幹線3号運開(132kV) ※今後、新規の火力発電所の建設を予定。 【平成22年度】吉の浦火力発電所1号機運開(251,000kW) 【平成23年度】吉の浦火力発電所2号機運開(251,000kW)
必要性	電気事業については「沖縄振興特別措置法」において、「国及び地方公共団体は、電気事業……の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。」と規定されており、また、同法に基づき策定された「沖縄振興計画」(計画期間:平成14～23年度)において、県民が潤いのある生活を享受するとともに、活力みなぎる産業を展開するため、環境の保全に配慮しつつ、エネルギーの安定的かつ適正な供給を図るものとされ、具体的には、「電力、石油、ガス等のエネルギーについては、将来にわたり低いコストで安定供給を図るとともに、地球温暖化など地球環境問題への適切な対応を促進する。」とされている。このため、沖縄県内の電気事業者に税制及び金融上の優遇措置が講じられているところである。 また、沖縄電力(株)については、以下に述べる構造的不利性等の理由により、電力料金は他社平均の約2割程度割高であり、また年間の平均停電回数は他社平均の約4倍程度となっている等、依然として他社並みの経営環境とは良い難い状況にある。 1) 需要規模の矮小性から原子力発電の導入が困難である。 2) 大型水力ダム建設に適した山や河川が存在しない等、水力発電の導入が困難である。 3) 供給区域に多数の離島(東西1000km、南北400km)を抱え、以下の要因からユニバーサルサービスに高コストがかかる。 ・離島だけでも11の系統に分断されるなど設備形成面で非効率を抱えている。 ・また、その規模も極めて零細なものであるため、スケール・メリットが得られず、離島部門は構造的な収支不均衡となっている。 ・離島については100%石油火力で供給していることから、近年の原油価格高騰の影響をダイレクトに受ける。 4) 地域特有の台風・塩害対策に巨額の投資を必要とする。

	沖縄振興のための電力の安定的かつ適正な供給の確保には、上記の沖縄特有の諸事情から、設備投資や化石燃料に係る多額の費用が必要であり、現行の措置は必要不可欠のものである。 なお、これら措置に基づく税の軽減額等については、料金原価算定から控除されており、結果として全て県民に還元されているところである。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	財政投融資は、経済活動に必要不可欠な電力の安定供給、ユニバーサルサービス及び適正な電気料金の確保を支え、沖縄県の継続的発展に貢献している。沖縄電力(株)は、財政投融資の長期、低利かつ安定的な資金を活用し、沖縄県の旺盛な需要の伸びに対応すべく設備を拡充強化し電力の安定供給を確保するとともに、広大な海域に点在する約40の島々でユニバーサルサービスを維持してきた。また、昭和63年以降8回(暫定含め11回、累計改定率39.98%)の電気料金引下げを行い、沖縄県民に幅広くその利益を還元してきた。 沖縄電力(株)では、毎年経営効率化計画を策定し、経営の合理化、効率化に努めているが、地理的特性に起因する構造的不利性の解決は現在の技術情勢下では極めて困難であることから、沖縄県の電気事業にとって財政投融資は今後も必要不可欠である。(平成19年度事業者ヒアリング)
今後の方向性	当該措置は、長期・低利かつ安定的な資金供給を通して、電力の安定供給および適正な料金の確保を支え、沖縄県の継続的発展に貢献しており、その役割及び必要性は今後とも変わらないため、継続する。

個別事業評価書（政策金融）

事業名	【政策金融】	原子力発電施設整備事業（金融機関：日本政策投資銀行）	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力基盤整備課	事業主管課室長名	電力基盤整備課長 吉野 恭司

概要・目標	《制度概要》 一般電気事業者及び卸電気事業者が行う原子力発電施設整備に対し融資を行う。 《目標》 原子力発電施設整備事業に対して長期・低利の安定資金を供給することにより、エネルギーセキュリティの確保や温室効果ガス排出量抑制等の環境負荷低減を可能とする原子力発電の促進を図る。																										
結果・効果・実績	事業開始年度：昭和35年度 事業終了予定年度：平成20年度 《政策金融出融資実績の推移》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計(平成14～18年度累計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出融資実績額(億円)</td><td>547</td><td>369</td><td>437</td><td>421</td><td>295</td><td>2,069</td></tr> <tr> <td>出融資実績件数(件)</td><td>10</td><td>13</td><td>13</td><td>18</td><td>8</td><td>62</td></tr> </tbody> </table> 《効果(アウトカム)》 原子力政策大綱(平成17年10月)において2030年以後も総発電電力量の30～40%を原子力発電が担うことが適切と示されており、平成18年度末時点では全体の30.6%を原子力が占めている。 《目標達成状況》 堅調に実績を上げている。							平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)	出融資実績額(億円)	547	369	437	421	295	2,069	出融資実績件数(件)	10	13	13	18	8	62
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)																					
出融資実績額(億円)	547	369	437	421	295	2,069																					
出融資実績件数(件)	10	13	13	18	8	62																					

必要性	原子力発電事業は、発電所の建設に巨額の初期投資が必要であり、投資回収に長期を要する事業である。加えて近年は原子力発電所の安全性強化に対する社会的要請に応えるべく安全対策工事を行っているため、今後さらに資本費負担が増加する可能性があり、事業リスクの把握が困難であった。このため民間金融のみでは質的・量的に十分な資金は確保し難く、安定的な長期固定資金の供給が可能な政策金融が必要であったが、原子力政策大綱で示されている原子力発電電力量の目標値を達成しており、政府としての所期の目的は果たされている。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	エネルギー基本計画(平成19年3月)の中で、原子力発電については、今後も基幹電源と位置付け引き続き推進することとされている。 また、京都議定書達成目標計画(平成18年7月)において、発電過程で二酸化炭素を排出しない原子力発電については地球温暖化対策の上で極めて重要な位置を占めるものであり、今後も基幹電源として官民相協力して着実に推進することとされている。
今後の方向性	本制度は、政府として所期の目標を達成したので終了し、平成20年10月から民間に委ねる。

個別事業評価書（政策金融）

事業名	【政策金融】	液化ガス発電所建設事業（金融機関：日本政策投資銀行）	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力基盤整備課	事業主管課室長名	電力基盤整備課長 吉野 恭司

概要・目標	《制度概要》 一般電気事業者及び卸電気事業者が行う液化ガス発電所の建設事業に対し融資を行う。 《目標》 液化ガス発電所建設事業に対し長期・低利の安定資金を供給することにより、化石燃料の環境調和利用という政策ニーズに合致した高効率な火力発電所の促進を図る。																										
結果・効果・実績	事業開始年度：平成8年度 事業終了予定年度：平成20年度 《政策金融出融資実績の推移》 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計（平成14～18年度累計）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出融資実績額（億円）</td><td>427</td><td>37</td><td>20</td><td>24</td><td>171</td><td>679</td></tr> <tr> <td>出融資実績件数（件）</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>6</td><td>15</td></tr> </tbody> </table> 《効果（アウトカム）》 平成18年度電力供給計画における液化ガス発電所建設中地点4地点のうち、3地点に対して当該財政融資を適用。 《目標達成状況》							平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成14～18年度累計）	出融資実績額（億円）	427	37	20	24	171	679	出融資実績件数（件）	3	2	2	2	6	15
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成14～18年度累計）																					
出融資実績額（億円）	427	37	20	24	171	679																					
出融資実績件数（件）	3	2	2	2	6	15																					

	堅調に実績を上げている。
必要性	火力発電所の建設については長期での莫大な建設資金を要し、金融リスクの評価が困難である。このため民間金融だけでは安定的な資金調達は確保し難く、安定的な長期固定資金の供給が可能な政策金融が必要であったが、当該財政投融资は堅調な実績を上げており、高効率火力発電所の促進という政府としての所期の目標は達成されている。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	エネルギー基本計画（2007年3月）の中で、液化ガス発電については、石油、石炭、原子力等の他のエネルギー源とのバランスを踏まえつつ、天然ガスシフトの加速化を推進することとされている。 また、京都議定書達成目標計画（2006年7月）において、我が国のエネルギー起源二酸化炭素排出量の大きな部分を占める発電部門において二酸化炭素排出原単位を低減させるため、老朽石炭火力発電の天然ガス化転換を促進することとされている。
今後の方向性	本制度は、政府として所期の目標を達成したので終了し、平成20年10月から民間に委ねる。

個別事業評価書（税制措置）

事業名	【税制措置】	「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の改正に伴う税制措置 (税目:(国税)法人税、所得税、登録免許税、(地方税)法人事業税、事業所税、法人住民税)	
事業主管課室名	放射性廃棄物等対策室	事業主管課室長名	放射性廃棄物等対策室長 渡邊 厚夫

概要・目標	《制度概要》 原子力発電や核燃料サイクルなど原子力の推進に伴って発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分事業は、公共性がきわめて高く、営利を目的としない事業であること等から、公益法人と同様に、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(最終処分法)に基づき処分実施主体として設立・認可された原子力発電環境整備機構(NUMO)にかかる諸税を適用除外とし、最終処分事業に要する費用を低減する。なお、平成19年6月の最終処分法の改正により対象廃棄物に追加されたTRU廃棄物の最終処分事業に要する費用についても同様の措置を講じた。 《目標》 高レベル放射性廃棄物の最終処分事業を計画的かつ確実に実施させ、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目標とする。
結果・効果・実績	開始年度： 平成12年度 終了年度： 未定 《目標達成状況》 最終処分に要する費用については、最終処分法に基づき、原子炉設置者である電力会社などからNUMOへ着実に拠出されており、NUMOは、その費用をもとに、最終処分事業を計画的かつ確実に進めているところである。
必要性	原子力発電や核燃料サイクルなど原子力の推進は、資源の乏しい我が国のエネルギー安全保障の確立と地球温暖化問題の解決を同時に実現する上で、要となるものである。このような重要な位置付けである原子力の推進に伴って発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分は、原子力の便益を受ける我々国民一人一人が必ず解決しなければならない問題である。また、最終処分事業は、調査・建設・操業・

	閉鎖等の多くの段階を経て、100 年以上もの長期間にわたる事業であり、その計画的かつ確実な実施のために、今後も引き続き、同様の措置が必要である。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	○総合資源エネルギー調査会原子力部会中間報告「高レベル放射性廃棄物処分事業の制度のあり方」（平成 11 年 3 月） 原子力発電を行った時点で費用として手当てし、手当てされた資金を適切に運用し、営利を目的としない処分事業に対し必要に応じ支出する制度を法的に担保するにあたっては、適切な税の取扱いを検討すべきである。
今後の方向性	最終処分事業は、調査・建設・操業・閉鎖等の多くの段階を経て、100 年以上もの長期間にわたる事業である。現在は、長期間にわたる事業の入口段階であり、その計画的かつ確実な実施のために、今後も引き続き、同様の措置が必要である。

個別事業評価書（税制措置）

事業名	【税制措置】	海外投資等損失準備金（うちウラン）（税目：法人税）		
事業主管課室名	貿易経済協力局 貿易振興課 （うちウラン 電力・ガス事業部 原子力立地・核燃料サイクル産業課）		事業主管課室長名	貿易振興課長 川上 景一 （うちウラン 原子力立地・核燃料サイクル産業 課長 中西 宏典）

概要・目標	《制度概要》 我が国への資源の安定的供給を確保するために、リスクの高い資源開発事業に対する投融資について、株式等価格低落又は債権の貸し倒れによる損失に備えるべく、投融資を行った内国法人に一定割合の準備金の積立（積立比率は、探鉱段階は投融資資金額の100%、開発段階は投融資資金額の30%。積立てられた準備金は、原則5年据置後、5年間にわたって均等取崩し）と、これを所得の計算上損金に算入することを認めることにより支援し、インセンティブを通じて、資源開発の促進を図る。 《目標》 ※ 以下、海外投資等損失準備金の対象資源のうちウランについて記載。 平成17年10月に閣議決定された「原子力政策大綱」において、「天然ウランの確保」として、「天然ウランを将来にわたって安定的に確保することが重要との観点から、国際的な資源獲得競争が激化する可能性を踏まえ、電気事業者においては、供給源の多様化長期購入契約、開発輸入等により天然ウランの安定的な確保を図ることが重要である。」と位置付けられている。さらに、平成18年8月に原子力部会報告された「原子力立国計画」においては、「ウラン資源確保戦略」として、「我が国のウラン資源安定供給を確保する観点から、我が国民間企業によるウラン鉱山開発への参画を促進・支援するための政策的対応が必要である。」とされており、天然ウランの供給源多様化及び自主開発比率向上のため施策として海外探鉱・開発を進めていく。																			
結果・効果・実績	開始年度：昭和39年度 終了年度：平成19年度 《減税実績の推移》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計（平成14～18年度累計）</th></tr> <tr> <td>減税実績額（億円）</td><td>0.06</td><td>0.69</td><td>0.23</td><td>0</td><td>2.56</td><td>3.53</td></tr> </table>							平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成14～18年度累計）	減税実績額（億円）	0.06	0.69	0.23	0	2.56	3.53
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成14～18年度累計）														
減税実績額（億円）	0.06	0.69	0.23	0	2.56	3.53														

	《効果(アウトカム)》 国際メジャー企業等に比し、経営基盤の脆弱な我が国資源開発企業の投資費用の運用負担軽減に大きく寄与するものであり、自主開発比率の向上に貢献するとともに、我が国の天然ウランの安定供給の実現に大きな効果を上げている。 《目標達成状況》 平成18年度にカザフスタンにおいて、新たに我が国事業者による権益が取得されたことにより、天然ウランの供給源多様化及び権益確保ベースでの自主開発比率が向上した。 (参考)指標の推移(単位%) <table><tr><td>対象資源</td><td>指標</td><td>16年度</td><td>17年度</td><td>18年度</td></tr><tr><td>ウラン</td><td>自主開発権益比率 (権益確保量ベース) (注)</td><td>28.5</td><td>24.1</td><td>34.9</td></tr></table> (注)日本が確保した権益について、開発計画ベースでの埋蔵量と生産期間から算出	対象資源	指標	16年度	17年度	18年度	ウラン	自主開発権益比率 (権益確保量ベース) (注)	28.5	24.1	34.9
対象資源	指標	16年度	17年度	18年度							
ウラン	自主開発権益比率 (権益確保量ベース) (注)	28.5	24.1	34.9							
必要性	我が国において原子力の燃料の原料となる天然ウランは、100%海外に依存していることから、海外での我が国企業による探鉱・開発案件への参画は、天然ウランの安定供給確保の観点から極めて重要である。しかしながら、国際メジャー企業等に比し、我が国資源開発企業は経営基盤は脆弱であり、中国、インド等の原子力発電の推進、ウラン二次供給減少の見通し等から、天然ウラン価格は急騰し、天然ウランの需給逼迫が懸念される状況を鑑み、将来の天然ウランの安定供給確保のため、我が国企業によるウラン鉱山探鉱・開発案件への参画を支援することは不可欠である。										
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	電力の安定供給のためには、良質かつ膨大な量の発電用燃料を要するが、電気事業においても将来の燃料資源確保のため、また世界経済の貢献のためにも、海外エネルギー資源開発に積極的に参加する必要がある。このため、非常にリスクの大きい海外事業への円滑な参加及び電気事業の経理の安定化を図るためにも本制度は重要である。(電気事業者)										
今後の方向性	本制度は19年度をもって終了するが、天然ウランの安定供給確保の重要性に鑑み、20年度以降も制度延長。										

個別事業評価書（税制措置）

事業名	【税制措置】	エネルギー需給構造改革投資促進税制による配電多重化設備（税目：法人税・所得税）	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力基盤整備課	事業主管課室長名	電力基盤整備課長 吉野 恭司

概要・目標	《制度概要》 配電経路を多重化する工事であって、配電の設備を地下に収容する工事の施工に伴って取得し、又は建設する管路及び電力ケーブル並びに変圧器等に係る税制優遇措置（取得価格の50％相当額に対し、法人税又は取得税における特別償却率30％または税額控除7％） 《目標》 電力安定供給の確保や新エネルギー設備の導入促進等の観点からの政策誘導による配電多重化設備（東京23区、横浜市、名古屋市、大阪市等各都道府県を中心地区等が告示により指定）の導入距離を増加させる。																																
結果・効果・実績	創設年度：昭和61年度 適用期限：平成19年度 《減税実績の推移》 <table><tr><td></td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>合計（平成～18年度累計）</td></tr><tr><td>減税実績額（億円）</td><td>7.2</td><td>7.1</td><td>7.5</td><td>6.8</td><td>5.8</td><td>34.4</td></tr></table> 《効果（アウトカム）》 <table><tr><td></td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td></tr><tr><td>設備の新規導入量</td><td>123km</td><td>165km</td><td>143km</td><td>125km</td><td>108km</td></tr></table>								平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成～18年度累計）	減税実績額（億円）	7.2	7.1	7.5	6.8	5.8	34.4		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	設備の新規導入量	123km	165km	143km	125km	108km
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成～18年度累計）																											
減税実績額（億円）	7.2	7.1	7.5	6.8	5.8	34.4																											
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度																												
設備の新規導入量	123km	165km	143km	125km	108km																												
必要性	近年の都市化・情報化の急速な進展等を背景としたセキュリティ確保や新エネルギー設備導入促進に当たって、不可欠な系統運用の安定性確保にとって有効である配電多重化の重要性はますます増大。一方、配電多重化は架空線建設に比べて膨大なコストがかかるが、投資そのものは需要に対応するものではないことから、電気事業者に対する効率化が求められている昨今、本税制による支援が必要不可																																

	欠。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	ユーザーである電気事業者からは、かかる直接的な収入増に結びつかない設備投資であるのにもかかわらず、社会的要請の極めて強い事業の円滑な実施にあたって、本件のような税制措置により整備コストの低減が図られる点が、高く評価されている。
今後の方向性	国民生活・産業活動に不可欠な送配電網の維持を可能とする基盤の整備は、電力の安定供給の確保、新エネルギー設備の導入促進、防災対策等の観点から極めて重要であり、引き続き本施策を推進していくことが必要であるため、20年度以降も制度延長。

個別事業評価書（税制措置）

事業名	【税制措置】	エネルギー需給構造改革投資促進税制による四百ボルト級配線設備（税目：法人税・所得税）	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力基盤整備課	事業主管課室長名	電力基盤整備課長 吉野 恭司

概要・目標	《制度概要》 400ボルト及び230ボルトの三相4線式配線方式による電線、変圧器等の取得に係る税制支援措置(取得価格に対し、法人税又は所得税における30%の特別償却又は7%の税額控除) 《目標》 効率的な電力供給を図る観点からの政策誘導による400ボルト級配線設備の導入基数を増加させる。																																
結果・効果・実績	創設年度:昭和61年度 適用期限:平成19年度 《減税実績の推移》 <table><tr><td></td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>合計(平成 ～18年度累計)</td></tr><tr><td>減税実績額(億円)</td><td>2.4</td><td>1.1</td><td>1.0</td><td>1.9</td><td>2.6</td><td>9</td></tr></table> * 各年度の投資実績額に対して、特別償却分として計算。 《効果(アウトカム)》 <table><tr><td></td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td></tr><tr><td>設備の新規導入量</td><td>138基</td><td>118基</td><td>115基</td><td>67基</td><td>87基</td></tr></table> 《目標達成状況》 着実に導入されている。								平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成 ～18年度累計)	減税実績額(億円)	2.4	1.1	1.0	1.9	2.6	9		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	設備の新規導入量	138基	118基	115基	67基	87基
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成 ～18年度累計)																											
減税実績額(億円)	2.4	1.1	1.0	1.9	2.6	9																											
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度																												
設備の新規導入量	138基	118基	115基	67基	87基																												

必要性	本設備は、一般に建設されるビルや工場に対し適応され汎用性が広く、ビルや工場における屋内配線などで、幹線、動力機器などに400V及び230Vを採用することによって配電電流を減少させ、需要家構内配電設備の電力損失を削減させることにより、省エネ率が60%と高いものとなるが、建設費が高くなる等の理由から普及率が低くなっているため、本税制による導入促進のための支援が必要。
事業に対する ユーザーや 有識者の意見	ユーザーである大規模事務所や工場からは、電力の安定供給の確保に貢献する当該設備の導入にあたって、通常の配線設備より高額であるため、税制支援措置により引き続き施策維持が必要との意向がある。
今後の方向性	効率的な電力供給を図る観点からの政策誘導による400ボルト級配線設備の導入は、汎用性が広く、また、本設備が導入されることにより60%と高い省エネ効果が期待できることから、引き続き本施策を推進していくことが必要であるため、20年度以降も制度延長。

個別事業評価書（税制措置）

事業名	【税制措置】	変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例（税目：固定資産税）		
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力市場整備課	事業主管課室長名	電力市場整備課長 片山 啓	

概要・目標	《制度概要》 変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準を、変電施設は当初5年間は3／5、次の5年間は3／4とし、送電施設は当初5年間は1／3、次の5年間は2／3とするもの。 《目標》 電気事業者による送変電施設への投資を促すことで、電気の安定供給を維持しつつ、税制上の特例を認めることで電気料金の値下げに資すること。																																												
結果・効果・実績	開始年度:昭和29年度 《減税実績の推移》 <table><tr><td></td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>合計(平成14～18年度累計)</td></tr><tr><td>減税実績額(億円)</td><td>389</td><td>316</td><td>273</td><td>234</td><td>201</td><td>1,413</td></tr></table> 《効果(アウトカム)》《目標達成状況》 ○過去5年間の取得価額の推移 送電施設 <table><tr><td></td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td></tr><tr><td>電力10社計</td><td>1,550</td><td>1,370</td><td>1,432</td><td>1,448</td><td>1,977</td></tr></table> 変電施設 <table><tr><td></td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td></tr><tr><td>電力10社計</td><td>713</td><td>584</td><td>671</td><td>940</td><td>1,298</td></tr></table>								平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)	減税実績額(億円)	389	316	273	234	201	1,413		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	電力10社計	1,550	1,370	1,432	1,448	1,977		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	電力10社計	713	584	671	940	1,298
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)																																							
減税実績額(億円)	389	316	273	234	201	1,413																																							
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度																																								
電力10社計	1,550	1,370	1,432	1,448	1,977																																								
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度																																								
電力10社計	713	584	671	940	1,298																																								

	○直近の設備投資額の推移 平成17年度は送電設備が 1,978 億円、変電設備が 1,226 億円、平成18年度は送電設備が 2,391 億円、変電設備が 1,373 億円であり、増加傾向。
必要性	社会全体の規制緩和、競争原理導入という大きな流れの中で、平成12年3月より電気事業の自由化が段階的に開始され、現在では電力需要全体の6割超が自由化対象部門となっているが、新規参入者が行う特定規模電気事業は「他の一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行うもの」と規定されている。 これは、規模の経済性に鑑みて、送電施設等のネットワーク部門の形成・維持・運用については、一元的に供給区域内の一般電気事業者が行うことが最も合理的であるため、一般電気事業者が責任をもって行うという趣旨である。 よって、自由化後においてもネットワーク部門に関しては、「公共財」としての性格が強く、自由化の下で電気事業者の経営自主性の範囲が更に拡大したとしても、安定供給の観点から規制がかかり続ける分野である。また、平成17年度より送配電部門については、他の発電及び小売部門の競争を阻害しないように他部門との厳格な会計分離を行っている。 このような実態の中で、電気事業者による送変電施設への投資を促すインセンティブを残しつつ、託送料金の一層の引き下げを行い、自由化を促進させるためには、当該措置を現行のまま存続させることが必要不可欠である。 また、諸外国の事例におけるように、大規模停電等の供給支障が起きた場合の社会的・経済的な損失は非常に大きいため、今後も設備増設や連携線増強等の送電ネットワーク部門における投資増強の重要性は極めて大きい。自由化開始後の設備投資削減のトレンドは限界にきており、今後、自由化競争進展と安定供給の両立という観点から、電気事業者におけるネットワーク部門への投資を政策的に支援することが求められている。また、最近の景気回復基調に伴い、特に大口電力需要が堅調に伸びていることから、この需要増に対応して、発電設備のみならず新たな送・変電設備投資を行い、確実な安定供給に資する必要がある。
事業に対するユーザーや有識者の意見	近年の景気回復に伴う電力需要の伸びに対しては、電気事業者としては電源設備のみならず、ネットワーク設備の新增設を遅滞無く実施していく必要がある。一方、ネットワーク設備については、自由化拡大後も電力の安定供給の面から規制が残されており、公共財としての性格を強めている。電気事業者としては、電力自由化の進展いかに関わらず、今後とも安定供給確保に努めていく必要があり、本措置は引き続き重要と考えている。(平成19年度事業者ヒアリング)
今後の方向性	今後、順調に電力需要は伸びる見通しであり、(参考:電力総需要年平均増加率0.9%*(平成17～28年))、送・変電設備投資も増加する見通しであることから、電力の安定供給を図るため、当該措置を継続する。 *日本電力調査会 第110回需要想定(平成19年3月)

個別事業評価書（税制措置）

事業名	【税制措置】	使用済燃料再処理等準備金（税目：法人税）	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力市場整備課	事業主管課室長名	電力市場整備課長 片山 啓

概要・目標	《制度概要》 使用済燃料の再処理等に必要な費用について、原子炉設置者（電気事業者）が外部の資金管理法人に積み立てる積立額を損金経理の方法により準備金として積み立てたときは損金算入を認める。 《目標》 使用済燃料の再処理等に必要な費用のうち、具体的な計画を有するものについて、発電段階で引当金方式により料金原価に算入し、将来の再処理等に必要な費用を発電時の需要家の料金に反映することにより、世代間の不公平を解消し、電気料金の適正化を図る。																																								
結果・効果・実績	開始年度:昭和58年度 《減税実績の推移》（単位:億円） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計(平成14～18年度累計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引当額※</td><td>3,245</td><td>2,527</td><td>3,364</td><td>10,067</td><td>6,740</td><td>25,944</td></tr> <tr> <td>減税額</td><td>974</td><td>758</td><td>1,009</td><td>3,020</td><td>2,022</td><td>7,783</td></tr> <tr> <td>取崩額※</td><td>1,168</td><td>798</td><td>931</td><td>9,323</td><td>6,684</td><td>18,904</td></tr> <tr> <td>差し引き減税額</td><td>523</td><td>519</td><td>730</td><td>223</td><td>17</td><td>2,112</td></tr> </tbody> </table> ※無税分のみ 《効果(アウトカム)》《目標達成状況》 平成18年度末までに、海外において約7,140t、国内において約1,136tの使用済燃料の再処理が完了。 積み立てた準備金の残高は約3.3兆円、取崩累計額は2.9兆円。							平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)	引当額※	3,245	2,527	3,364	10,067	6,740	25,944	減税額	974	758	1,009	3,020	2,022	7,783	取崩額※	1,168	798	931	9,323	6,684	18,904	差し引き減税額	523	519	730	223	17	2,112
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)																																			
引当額※	3,245	2,527	3,364	10,067	6,740	25,944																																			
減税額	974	758	1,009	3,020	2,022	7,783																																			
取崩額※	1,168	798	931	9,323	6,684	18,904																																			
差し引き減税額	523	519	730	223	17	2,112																																			

必要性	平成17年10月に閣議決定された「原子力政策大綱」において、「我が国においては、核燃料資源を合理的に達成できる限りにおいて有効に利用することを目指して、安全性、核不拡散性、環境適合性を確保するとともに、経済性にも留意しつつ、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本方針とする。……国は、……今後ともこの基本的方針を踏まえて、効果的な研究開発を推進し、所要の経済的措置を整備すべきである。」とされており、国による経済的措置の必要性が明記されている。 バックエンド事業は、①極めて長期の事業であること、②費用が極めて巨額であること、③事業の不確定性が大きいこと、④発電と費用発生の時期が大きく異なること、といった特徴があり、費用発生時の需要家に過去の発電に起因する費用の負担をもとめることは、世代間負担の公平性及びバックエンド事業の円滑な推進という観点から不適切である。 その対応策である本準備金は、将来の使用済燃料の再処理に必要な費用を発電時の需要家の料金から回収し、透明性の観点から外部の資金管理法人に積み立てている(※)ものであり、世代間負担の公平性及び円滑なバックエンド事業の推進のために必要不可欠な措置である。 ※平成17年「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律(平成17年法律第48号)」の制定により、それまで電力会社が内部留保として積み立てていたものを、資金管理法人に積立金として積み立てることが義務付けられた。
事業に対するユーザーや有識者の意見	バックエンド事業は、超長期かつ相当程度の事業リスクを伴うものであり、事業の透明性向上と電気料金の世代間公平を図る観点から、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」の制定により、外部拠出制度が確立されたもの。電気事業者としては、今後とも基幹電源として原子力発電を安定的に運転していく中、非常に重要な措置であると考え。 (平成19年度事業者ヒアリング)
今後の方向性	今後も、上記「原子力政策大綱」にて示された基本方針に基づき、世代間負担の公平性及びバックエンド事業の円滑な推進を図るため、本準備金を継続する。

個別事業評価書（税制措置）

事業名	【税制措置】	原子力発電施設解体準備金（税目：法人税）	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力市場整備課	事業主管課室長名	電力市場整備課長 片山 啓

概要・目標	《制度概要》 原子力発電施設の解体に必要な費用について、原子力発電施設を有する電気事業者が積み立てる額を損金経理の方法により準備金として積み立てたときは損金算入を認める。 《目標》 原子力発電施設の解体に必要な費用について、発電段階で引当金方式により料金原価に算入し、将来の原子力発電施設解体に必要な費用(全額)を、発電時の需要家の料金に反映することにより、世代間の不公平を解消し、電気料金の適正化を図る。																																								
結果・効果・実績	開始年度:平成2年度 《減税実績の推移》（単位:億円） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計(平成14～18年度累計)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引当額※</td><td>522</td><td>71</td><td>269</td><td>748</td><td>497</td><td>2,107</td></tr> <tr> <td>減税額</td><td>157</td><td>21</td><td>81</td><td>224</td><td>149</td><td>632</td></tr> <tr> <td>取崩額※</td><td>8</td><td>11</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>27</td></tr> <tr> <td>差し引き減税額</td><td>154</td><td>17</td><td>78</td><td>224</td><td>149</td><td>622</td></tr> </tbody> </table> ※無税分のみ 《効果(アウトカム)》《目標達成状況》 平成18年度末までに、積み立てた準備金の残高は約1.2兆円(解体費用の総見積額は約2.6兆円)、取崩累計額は32億円(H13年度より、日本原電(株)東海発電所の解体が始まっている。)							平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)	引当額※	522	71	269	748	497	2,107	減税額	157	21	81	224	149	632	取崩額※	8	11	8	0	0	27	差し引き減税額	154	17	78	224	149	622
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計(平成14～18年度累計)																																			
引当額※	522	71	269	748	497	2,107																																			
減税額	157	21	81	224	149	632																																			
取崩額※	8	11	8	0	0	27																																			
差し引き減税額	154	17	78	224	149	622																																			

必要性	わが国における原子力発電は、総発電電力量の1／3を占める基幹電源であり、2030年以降も発電電力量の30～40％程度以上を目指すことが適当であるとされている。また、原子力発電はエネルギーの安定供給及び地球環境対策に引き続き貢献していくことが期待されている。（「原子力政策大綱」平成18年10月閣議決定）こうした基本方針の下、電力自由化の中で総合的に公益性を勘案して、原子力発電所の廃炉費用負担の軽減・平準化を図り、将来の原子力発電所のリプレイスに備えることで、政策目標を充足しつつ、国民経済の発展と安定に寄与することが求められている。 リプレイス時期の集中を緩和するための工夫や廃炉に伴う原子炉の停止後、解体を開始するまでの期間を柔軟化する等の工夫を最大限行ったとしても、初期投資負担と廃炉費用負担が相当程度集中する可能性がある。従って、上述のエネルギーの安定供給を確保し地球環境対策に貢献するためには、将来確実に発生する廃炉費用負担について、国として施策を講じる必要がある。 原子力発電施設の解体費用については、①当該費用が多額であり、発電時点と廃止措置時点との間に相当なタイムラグがあること、②解体が発電を行うことによって生ずる費用であること、③解体費用について合理的な見積りが可能であること、等から、解体時点で費用計上するのではなく、収益・費用対応原則に基づいて発電時点の費用として取り扱うことが世代間負担の公平を図る上で適切であることから、その対応策として本準備金は必要不可欠である。
事業に対するユーザーや有識者の意見	原子力発電施設の解体に係る費用は、電気料金の世代間公平を図る観点から、国の審議会において、引当金処理を行い発電時点において電気料金として回収することが適切であるとされたもの。電気事業者としては、今後とも基幹電源として原子力発電を安定的に運転していく中、非常に重要な措置であると考え。（平成19年度事業者ヒアリング）
今後の方向性	今後も、上記「原子力政策大綱」にて示された基本方針に基づき、世代間負担の公平性及び廃炉費用負担の軽減・平準化を図るため、本準備金を継続する。

個別事業評価書（税制措置）

事業名	【税制措置】	①沖縄電力株式会社の固定資産税の課税標準の軽減措置（税目：固定資産税） ②沖縄電力株式会社の法人事業税の軽減措置（税目：法人事業税） ③沖縄電力株式会社の石油石炭税の免税措置（税目：石油石炭税）	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力市場整備課	事業主管課室長名	電力市場整備課長 片山 啓

概要・目標	《制度概要》 ①沖縄電力株式会社が電気供給業の要に供する償却資産（事務所及び宿舍は除く）の固定資産税の課税標準を2／3とする。 ②沖縄電力株式会社の法人事業税率を1. 1％（通常の税率は、電気供給業は収入金に対して1. 3％）とする。 ③一般電気事業者又は卸電気事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石炭に係る石油石炭税を免除する。 《目標》 沖縄振興特別措置法に基づいて策定された「沖縄振興計画」に基づき、沖縄振興のための電力の安定的かつ適正な供給及び適切な料金水準を確保することにより、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善に資する。																																								
結果・効果・実績	開始年度： ①昭和57年度 ②昭和47年度 ③平成15年度 《減税実績の推移》（単位：百万円） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成14年度</th><th>平成15年度</th><th>平成16年度</th><th>平成17年度</th><th>平成18年度</th><th>合計（平成14～18年度累計）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税額①</td><td>870</td><td>1, 043</td><td>1, 163</td><td>1, 108</td><td>1, 053</td><td>5, 237</td></tr> <tr> <td>減税額②</td><td>242</td><td>245</td><td>248</td><td>259</td><td>268</td><td>1, 262</td></tr> <tr> <td>減税額③</td><td>—</td><td>176</td><td>379</td><td>825</td><td>808</td><td>2, 188</td></tr> <tr> <td>計</td><td>1, 112</td><td>1, 464</td><td>1, 790</td><td>2, 192</td><td>2, 129</td><td>8, 687</td></tr> </tbody> </table>							平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成14～18年度累計）	減税額①	870	1, 043	1, 163	1, 108	1, 053	5, 237	減税額②	242	245	248	259	268	1, 262	減税額③	—	176	379	825	808	2, 188	計	1, 112	1, 464	1, 790	2, 192	2, 129	8, 687
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計（平成14～18年度累計）																																			
減税額①	870	1, 043	1, 163	1, 108	1, 053	5, 237																																			
減税額②	242	245	248	259	268	1, 262																																			
減税額③	—	176	379	825	808	2, 188																																			
計	1, 112	1, 464	1, 790	2, 192	2, 129	8, 687																																			

	《効果(アウトカム)》《目標達成状況》 ・沖縄電力の電気料金改定の推移(単位:%) <table><tr><td></td><td>平成 14 年</td><td>平成 17 年</td><td>平成 18 年</td><td colspan="2">累計改定率(昭和 63 年以降)</td></tr><tr><td>改定率</td><td>△5. 79</td><td>△3. 27</td><td>△3. 24</td><td colspan="2">△39. 98</td></tr></table> ・沖縄電力に係る租税特別措置の料金単価への影響推移 <table><tr><td></td><td>平成 14 年度</td><td>平成 15 年度</td><td>平成 16 年度</td><td>平成 17 年度</td><td>平成 18 年度</td></tr><tr><td>料金単価影響額 (円/kWh)</td><td>0. 16</td><td>0. 20</td><td>0. 25</td><td>0. 30</td><td>0. 29</td></tr></table>						平成 14 年	平成 17 年	平成 18 年	累計改定率(昭和 63 年以降)		改定率	△5. 79	△3. 27	△3. 24	△39. 98			平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	料金単価影響額 (円/kWh)	0. 16	0. 20	0. 25	0. 30	0. 29
	平成 14 年	平成 17 年	平成 18 年	累計改定率(昭和 63 年以降)																									
改定率	△5. 79	△3. 27	△3. 24	△39. 98																									
	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度																								
料金単価影響額 (円/kWh)	0. 16	0. 20	0. 25	0. 30	0. 29																								
必要性	電気事業については「沖縄振興特別措置法」において、「国及び地方公共団体は、電気事業……の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。」と規定されており、また、同法に基づき策定された「沖縄振興計画」(計画期間:平成14～23年度)において、県民が潤いのある生活を享受するとともに、活力みなぎる産業を展開するため、環境の保全に配慮しつつ、エネルギーの安定的かつ適正な供給を図るものとされ、具体的には、「電力、石油、ガス等のエネルギーについては、将来にわたり低いコストで安定供給を図るとともに、地球温暖化など地球環境問題への適切な対応を促進する。」とされている。このため、沖縄県内の電気事業者に税制及び金融上の優遇措置が講じられているところである。 また、沖縄電力(株)については、以下に述べる構造的不利性等の理由により、電力料金は他社平均の約2割程度割高であり、また年間の平均停電回数は他社平均の約4倍程度となっている等、依然として他社並みの経営環境とは良い難い状況にある。 1) 需要規模の矮小性から原子力発電の導入が困難である。 2) 大型水力ダム建設に適した山や河川が存在しない等、水力発電の導入が困難である。 3) 供給区域に多数の離島(東西1000km、南北400km)を抱え、以下の要因からユニバーサルサービスに高コストがかかる。 ・離島だけでも11の系統に分断されるなど設備形成面で非効率を抱えている。 ・また、その規模も極めて零細なものであるため、スケール・メリットが得られず、離島部門は構造的な収支不均衡となっている。 ・離島については100%石油火力で供給していることから、近年の原油価格高騰の影響をダイレクトに受ける。 4) 地域特有の台風・塩害対策に巨額の投資を必要とする。 沖縄振興のための電力の安定的かつ適正な供給の確保には、上記の沖縄特有の諸事情から、設備投資や化石燃料に係る多額の費用が必要であり、現行の措置は必要不可欠のものである。																												

	なお、これら措置に基づく税の軽減額等については、料金原価算定から控除されており、結果として全て県民に還元されているところである。
事業に対するユーザーや有識者の意見	沖縄県における電力供給は、需要規模が小さく、かつ、本土の電力系統と連系されていないため広域融通の枠外にあり、スケール・メリットを享受できないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の構造的不利性を有する。このような状況の中で、税制の助成措置等により、昭和 63 年以降 8 回（暫定含め 11 回、累計改定率 39.98%）の電気料金の引下げを実施し、県経済の発展および県民生活の向上に貢献している。税制の助成措置は、本土並み電気料金水準の確保に向け、極めて重要な支援措置であることから、引き続き制度の存続を希望する。（平成19年度事業者ヒアリング）
今後の方向性	①今後、引き続き設備投資に係る多額の費用が必要であることから、沖縄電力（株）に対する固定資産税の軽減措置を継続する。 ②平成19年度以降、廃止。 ③今後、引き続き供給コストの安い石炭火力が主要な電源であることから、沖縄電力（株）に対する石油石炭税の免税措置を継続する。

個別事業評価書（税制措置）

事業名	【税制措置】	移出又は引取に係る揮発油の特定用途免税措置（発電用燃料）（税目：揮発油税、地方道路税）	
事業主管課室名	電力・ガス事業部 電力市場整備課	事業主管課室長名	電力市場整備課長 片山 啓

概要・目標	《制度概要》 揮発油を発電用ボイラーの燃料として使用する場合、揮発油税及び地方道路税の課税を免除するもの。 《目標》 ・揮発油税等は、原因者負担の考え方の下、道路使用者に揮発油購入を通じて道路整備財源を課す目的税的性格の税であるという本来の趣旨を踏まえ、揮発油を発電用に使用する場合には、課税の公平性の観点から免税することとし、もって課税対象の適正化を図る。 ・発電用燃料として環境負荷の少ないナフサ及びNGL（天然ガス液）といった揮発油の使用を促進することで、公害対策及び地球温暖化対策に資する。
結果・効果・実績	開始年度：昭和47年度 《減税実績の推移》 平成14～18年度において、一般電気事業者における実績はなし
必要性	揮発油税等は、原因者負担の考え方の下、道路使用者に揮発油購入を通じて道路整備財源を課す目的税的性格の税であり、発電用燃料に対して課することは、本来の揮発油税等の趣旨から異なるものである。 また、電気事業者に対する環境問題対応の要望から、電力需要のピーク時などにおいて、環境負荷の少ないナフサ及びNGL（天然ガス液）といった揮発油を使用することが有効であるとされ、昭和43年大気汚染防止法制定以降、規制が強化されている公害対策に加え、地球温暖化対策についても政策上の重要な課題として位置づけられた。

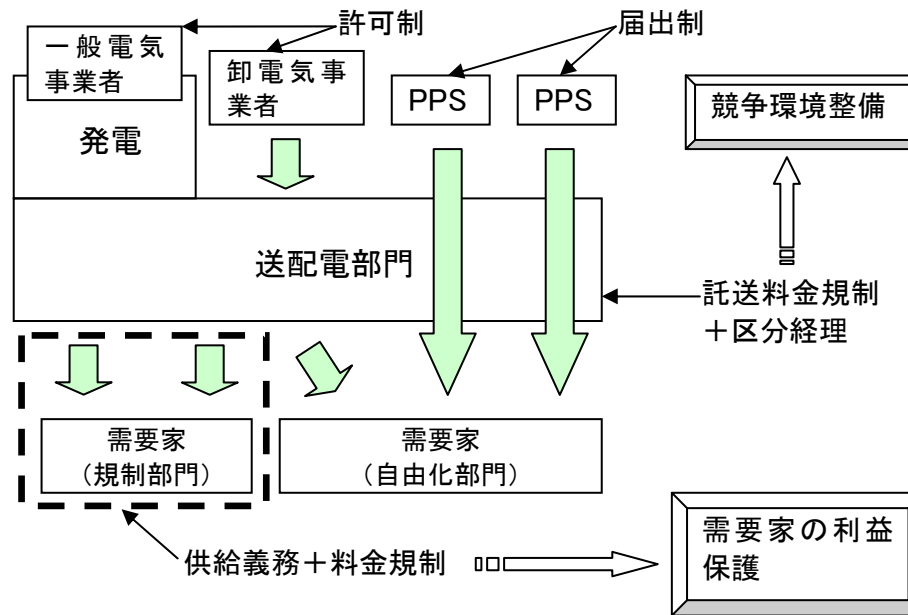
事業に対するユーザーや有識者の意見	揮発油税の用途別免税については、発電用燃料に課税することはその税の趣旨からして適当でない。しかしながら、近年においてはLNG（天然ガス）の利用拡大等により、課税対象となるナフサ及びNGLを発電用として使用していないことから、当該免税措置の必要性は乏しいものと思われる。（平成19年度事業者ヒアリング）
今後の方向性	近年は火力発電燃料として天然ガスを用いることが多くなっており、揮発油の使用は少なくなっていることから、平成14～19年度における実績及び今後の見込みもないため、平成20年度以降、廃止する。

規制影響実績評価書

法律名	電気事業法(電気事業関係)(昭和39年制定)		
規制法主管課室名	電力・ガス事業部 政策課	規制法主管課室長名	電力・ガス事業部 政策課長 後藤 収

法令の目的	電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって電気の利用者の利益を保護し、電気事業の健全な発達を図る。
法令の概要	《規制概要》 電気事業法は、一般の需要に応じて電気を供給する事業者(一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者)を原則許可制とするとともに、特定規模電気事業者による特定規模需要(50kW 以上)への電気の供給については届出制にかからしめている。 規制需要家(50kW 未満)に対する電気の供給については、供給約款を原則認可制とし、例外として料金引き下げ時には届出で済むこととしている。一般電気事業者には規制需要家に対する電気の供給義務を課しており、特定規模需要についても現に特定規模電気事業者等から電気の供給を受けている者を除き、一般電気事業者に供給義務を課している。また、一般電気事業者、卸電気事業者に対しては、供給計画の届出義務を課している。 なお、特定規模需要については自由化対象範囲となっているが、特定規模電気事業者と一般電気事業者の競争条件同一化を図る観点から、託送料金を届出制とし、送配電部門の区分経理を課している。 規制需要家に対する電気料金や特定規模電気事業者に対する託送料金については、総括原価主義を取り、必要な費用に適正利潤を加えて料金を算定することとすることで、電気料金の低減化と必要費用回収を通じた電気の安定供給確保を実現している。 【注】 ○一般電気事業者…一般の需要に応じて電気を供給する事業者で、全国に10社の電力会社がある。 ○卸電気事業者…一般電気事業者に事業用の電気を供給することを目的とし、発電出力の合計が 200 万 kW を超える電気事業者で、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社が該当している他、公営電気事業者などがある。 ○特定電気事業者…特定の供給地点における需要に応じて電気を供給する事業者。 ○特定規模電気事業者…特定規模需要(高压以上の受電で使用規模が 50kW 以上)に対して、主に電力会社の有する送電線を利用し、電気を供給する事業者(通称:PPS)。

【規制効果影響モデル】



(注) PPS・・・特定規模電気事業者(新規参入者)

《規制実績の動向》

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
一般電気事業者	10	10	10	10	10
特定電気事業者	5	6	6	6	5
卸電気事業者	54	54	50	50	49
特定規模電気事業者	10	13	22	23	22

規制実績

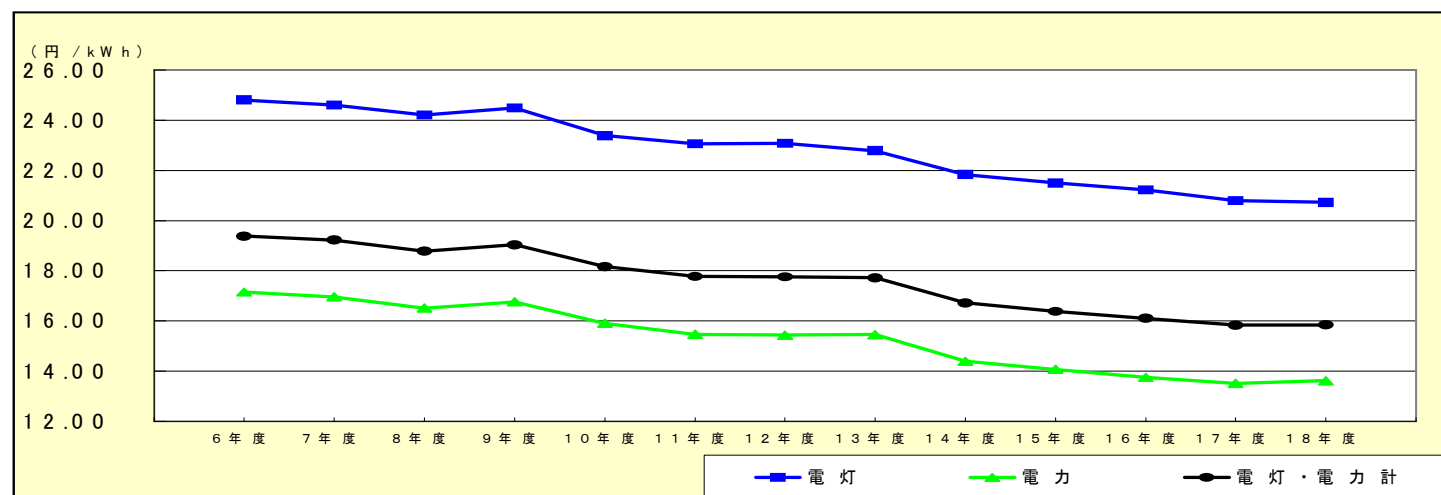
《規制対象市場の動向》

〈平均単価の動向〉

電灯・電力計の料金単価は、平成6年度から平成18年度の間に於いて、年平均2.0%低下し、平成6年度と平成18年度との単純比較では、18%の低下となっている。

過去の電力料金単価の推移

電灯・電力計の料金単価は、平成6年度から平成18年度の間に於いて、年平均1.7%低下し、平成6年度と平成18年度との単純比較では、18.3%の低下となっている。



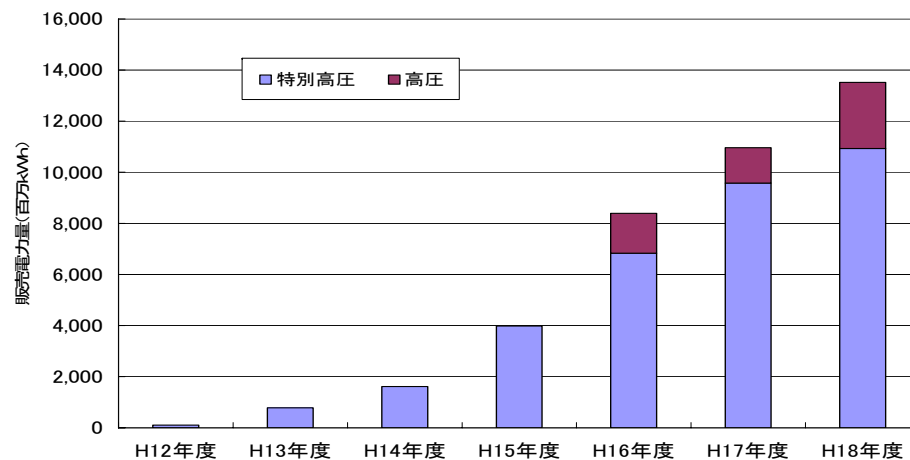
電灯料金は、主に一般家庭部門における電気料金の平均単価。電力料金は、自由化対象需要分を含み、主に工場、オフィス等に対する電気料金の平均単価。平均単価の算定方法は、電灯料収入、電力料収入をそれぞれ電灯、電力の販売電力量(kWh)で除したものである。

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
電灯	24.81	24.60	24.21	24.49	23.38	23.06	23.08	22.79	21.83	21.50	21.22	20.79	20.73
電力	17.15	16.96	16.52	16.77	15.91	15.47	15.44	15.46	14.39	14.07	13.75	13.51	13.62
電灯・電力計	19.38	19.23	18.78	19.03	18.16	17.78	17.76	17.72	16.72	16.39	16.11	15.83	15.84

〈PPSの市場シェアの動向〉

PPSの販売電力量シェアは着実に増加しているが未だ低い水準であり、平成18年度では特定規模需要全体の2.35%となっている。

新規参入者(PPS)の販売電力量推移

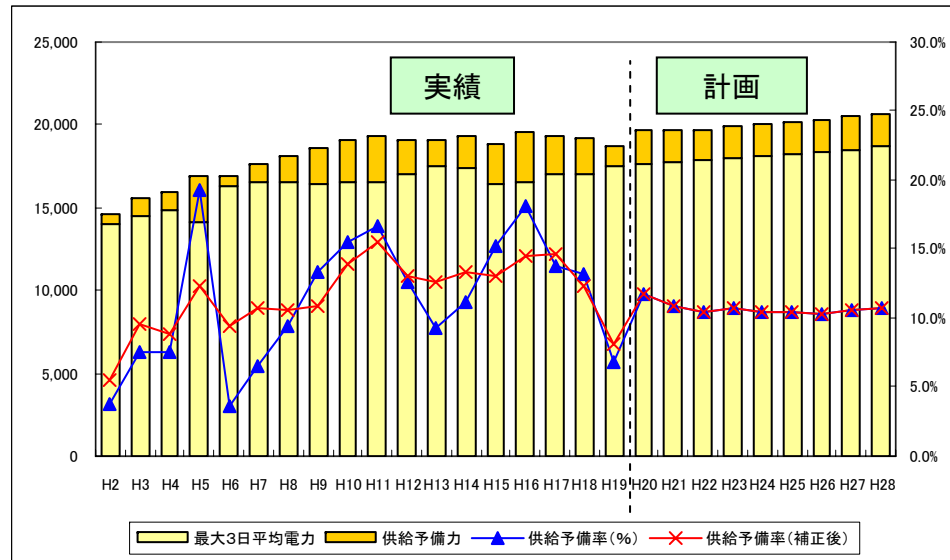


自由化部門におけるPPSのシェア率

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
特別高圧	0.05%	0.37%	0.74%	1.82%	3.00%	4.11%	4.47%
高圧	－	－	－	－	0.50%	0.43%	0.78%
全体	0.05%	0.37%	0.74%	1.82%	1.33%	1.96%	2.35%

〈供給予備力の動向〉

供給計画を前提に計画通りに設備形成が行われるとすれば、向こう10年間に於いて適正な供給予備率が確保される見通し。



現状の評価 (規制による便益)	総合資源エネルギー調査会電気事業分科会に制度改革評価小委員会を置き、平成17年10月から平成18年5月にかけて、平成7年度以来3次にわたる電気事業制度改革について、9回にわたり評価を行った。 (1) 効率化 競争原理を活用した効率化の促進については、自由化分野における電気料金の低下に加え、規制分野においても効率化の効果が均てんされるなど着実に成果を上げていると考えられる。需要家選択肢の確保については、PPSのシェアは未だ小さく、電力間競争はほとんど生じていないが、電力会社間の料金格差が大幅に縮小するなど潜在的な競争圧力が働いていると考えられる。 卸電力市場については、一般電気事業者による長期の相対取引が太宗を占める構造に大きな変化はないが、自由化の進展に伴い、卸電力取引所における取引など、流動性の高い取引が増加しており、自家発電設置者の販売先やPPSの調達先が多様化し始めている。 (2) 安定供給 設備投資額は、経営効率化の効果もあり低下しているが、電力需要が成熟化してくる中でストックベースの設備容量は概ね維持されており、これまでのところ停電時間、周波数、電圧といった指標で見ると、供給信頼度の低下は見られない。また、保安、検査態勢についても、事故率はほぼ横ばいで推移するなど、これまでのところは適切に維持されている。また、今後の設備形成について、供給計画を前提に計画通りに設備形成が行われるとすれば、向こう10年間に於いて適正な供給予備率が確保され、送電線も整備されていくことが確認される。 (3) 環境保全 現行の電気事業制度においては、環境負荷の観点で優れた特性を有する原子力発電や水力発電(揚水発電を除く)に対して、優先給電指令などにより安定稼働を担保することにより、自由化と環境保全を両立させる仕組みとなっている。また、一般電気事業者と卸電気事業者により、CO2排出量の削減に向けた自主行動計画が策定されている。
今後の課題・改善	電気事業分科会において平成19年度中にとりまとめられる基本答申において、小売自由化範囲の拡大の検討結果として、「現時点において、既自由化範囲での需要家選択肢が十分確保されているとは評価できず、小売自由化範囲を拡大するに当たっての前提条件が未だ整っていない。(略)このような中で小売自由化範囲を拡大することは、家庭部門の需要家にメリットがもたらされない可能性があるにとどまらず、現時点においては必然的に生じる移行コストが社会全体の便益を上回るおそれが強いことから望ましくない。(略)現時点において小売自由化範囲の拡大を行うことは適切ではなく、まずは既自由化範囲において、競争環境整備に資する制度改革を実施することが適当である。」との方針が決定される見込み。 さらに、発電・卸電力市場の競争環境整備、同時同量・インバランス制度、託送供給料金制度、安定供給の確保、電力分野の環境適合についての検討結果として、具体的改善策が決定される見込み。 当該基本答申を踏まえて、平成19年度末から平成20年度にかけて制度の詳細設計を検討するとともに、検討結果を着実に実施していく。 また、制度改革の効果について定期的に検証を行うとともに、その結果を踏まえて、改革した制度が期待どおりに機能するよう不断の見

	直しを行う。
関連する閣議決定 や施政方針演説等 における位置付け	○「エネルギー基本計画」(平成19年3月9日閣議決定) 制度改革がもたらした影響に関し、効率化に関しては着実に効果を上げつつあること、安定供給に関しては現時点において供給信頼度が確保され、保安・検査態勢も適切に維持されていること、環境保全の観点から一般電気事業者の自主行動計画が策定されていること等の評価を行っている。また、今後の施策の方向として、電気の安定供給、制度改革に関して新たに課題が顕在化した場合の対応、全面自由化についての検討開始等が示されている。 ○「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定) 「ア 電気事業における自由化範囲の拡大」「イ 卸電力取引所の活性化」「ウ 託送制度等の見直し」「エ 託送部門の一層の中立性、透明性の確保」
ユーザーや 有識者の意見	総合資源エネルギー調査会電気事業分科会制度改革評価小委員会において、事業者プレゼンテーションや需要家ヒアリングを実施したところ、以下のような意見があった。 ・ 自由化分野では、特高業務用需要を中心に競争が促進されている。一般電気事業者においては設備形成、設備運用・保全、業務運営など様々な面から効率化に取り組んでいる。(一般電気事業者) ・ 供給信頼度については、海外諸国に比べ我が国は停電時間が非常に短いという特色がある。(一般電気事業者) ・ これまでの制度改革によって、自由化範囲が段階的に拡大するなど、着実に事業環境の改善が図られていると認識(特定規模電気事業者) ・ 電気事業の制度改革は過渡期の段階であり、さらなる競争環境整備に向けて、インバランス・同時同量制度の見直しやイコールフットINGの確保、広域電力流通の促進等を検討する必要がある。(特定規模電気事業者) ・ 電力会社による定期的値下げやPPSの参入によってコスト削減が実現。PPSと地域の一般電気事業者との競争は進んでいるが、一般電気事業者間の競争は進んでいない。(需要家) ・ 既存電力会社と新規参入業者の競争が生まれ、全体的なサービスが向上するとともにコストの引き下げが実現。ただし、電力会社の託送料金の設定が高く、特別高圧受電の向上のみPPSに切り替えている状況。(需要家)

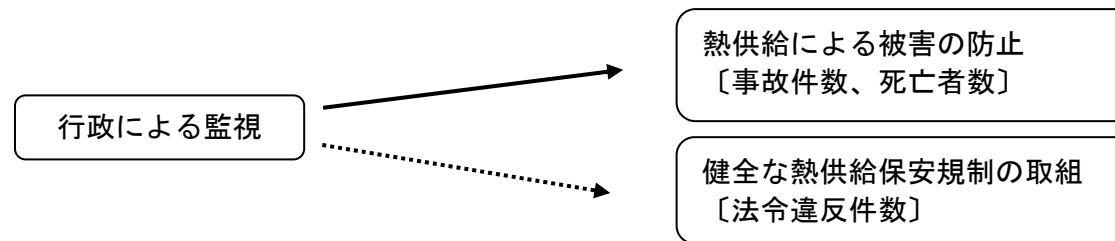
規制影響実績評価書

法律名	熱供給事業法(昭和47年制定)		
規制法主管課室名	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 熱供給産業室 原子力安全・保安院 ガス安全課	規制法主管課室長名	電力・ガス事業部 政策課長 後藤 収 ガス安全課長 安永 裕幸

規制の目的	(1)【事業規制】熱供給を受ける者の利益保護及び熱供給事業の健全な発達 (2)【保安規制】熱供給施設の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保すること		
規制の概要	熱供給事業法は、一般の需要に応じ熱供給を行う事業であって、加熱能力21GJ/h以上の設備を保有し、複数以上の建物に熱供給を行う場合を原則許可制とするとともに、供給義務、料金認可、保安規制等がかかってくる。 (1)【事業規制】 事業者と消費者との関係では、一般に契約締結後は事業者が相対的に強い立場に立つことになり、特に供給を恣意的に停止する場合には、日常生活や社会活動に混乱をひきおこすおそれがあること。また、事業が開始されれば、同一の地域において他の事業者の参入が実質的に不可能となり独占状態になることからみて、十分な資金力、技術的能力を有しない事業者や計画性の乏しい事業者等が事業を開始することは問題となるため、事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによってこれらの点に対処しようとするものである。 事業規制 事業の許可 〔許可数〕 → 行政による監視 〔供給規程変更命令件数〕 〔業務方法の改善命令件数〕 → 熱供給を受ける者の利益保護 ・適正な供給条件〔供給規程の違反件数〕 ・供給義務遵守〔供給義務違反件数〕 業務規制 料金の認可 〔認可数〕 → 熱供給事業の健全な発達 ・適正な事業運営〔事業許可取消件数〕 ・適正な財務状況〔財務指標〕		

(2)【保安規制】

熱供給事業に伴う事故を抑止するため、熱供給事業者が有する熱供給施設の工事、維持及び運用に伴う危険や障害の発生を防ぐ必要がある。



規制実績

1)【事業規制】

〔規制対象市場の動向〕

項目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
許可事業者数	90	89	90	89	87
＜新規参入事業者数＞	＜1＞	＜1＞	＜0＞	＜0＞	＜0＞
許可供給区域数	152	154	154	154	151
従業員数	2,330	2,425	2,402	2,275	2,288
売上高(百万円)	151,420	152,437	157,342	155,363	152,631
熱供給販売量(TJ)	23,164	22,958	24,902	25,072	24,169
料金値下げ実施地区数	32	11	43	8	22
＜実施事業者数＞	＜6＞	＜10＞	＜11＞	＜7＞	＜16＞

〔アウトカム指標の推移〕

項目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
事業許可取消件数	0	0	0	0	0
業務方法の改善命令件数	0	0	0	1	0
供給規程等の違反件数	0	1	0	2	4
供給義務違反件数	0	0	0	0	0
供給規程変更命令件数	0	0	0	0	0

現状の評価
(規制による便益)

(2)【保安規制】

[アウトカム指標の推移]

項目	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
処分件数	0	0	0	0	0
事故件数	6	3	5	10	20
負傷者数	0	0	0	0	0
指示文書等発 出件数	0	1	0	0	0

※ 平成 18 年度の事故件数の増加は、8月に発生した東京地区広域停電によるもの。

※ 事故件数及び負傷者数については、年ベースの数値である。事故の内訳は、次のとおり。

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
施設の損壊	0	0	3	1	8
供給支障	6	3	2	9	12
その他	0	0	0	0	0
合計	6	3	5	10	20

(1)【事業規制】

我が国の熱供給事業は、平成18年度末時点において、許可事業者数87事業者、供給区域数151区域となっている。直近では、景気低迷により地区数の伸びは鈍化しているもの、地球環境問題への対策強化が必要とされる状況にあつて環境性、省エネ性に優れた地域冷暖房の積極的な導入・普及を図ることが期待されている。料金では、個別熱源方式との競合、平成18年に料金認可申請の記載事項の簡素化等を図るため熱供給規程料金算定要領の改正等により、料金値下げを行う地区が増えている。

(2)【保安規制】

熱供給事業による事故は、熱供給事業法に基づく報告対象となるもので毎年数件程度であり、近年低い水準で推移している。また、過去 5 年間に於いて、死亡者・負傷者はともに発生しておらず、指示文書等発出事案もほぼ該当がない。事故の内訳を見ると、全体の事故件数のうち、約 8 割が供給支障事故であり、その原因としては停電によるポンプ停止等の事例が報告されている。なお、平成 18 年には事故件数が増加しているが、これは東京地区広域停電によるものである。

	平成12年の法改正により事後規制体系に移行したが、負傷者を伴う事故は増加しておらず、自主保安を原則とする現行規制体系が概ね有効であると評価することができる。
今後の課題・改善	(1)【事業規制】 料金メニューの多様化等、需要家の要請に応えるべく一層のコスト低減に向けた努力を熱供給事業者に対し促す必要がある。省エネルギー、供給の効率化、エネルギーセキュリティの向上を目指し、高効率システムの採用、未利用エネルギーの利用を含め最適なエネルギー源の組み合わせを促すことにより、需要家メリットの増大を図る。 また、需要家の利益と熱供給事業の健全な発達のため、適切な法執行を行う。 (2)【保安規制】 熱供給による事故は、近年ごく低いレベルで推移しており、この状態を維持、改善するため、今後とも高い保安レベルの維持を図っていく必要がある。また、近年、都市部における開発や環境への配慮を背景として、都市部を中心とした熱供給需要が高まりつつある一方で、コージェネレーションシステム等の活発な技術開発が見られることから、今後も事故防止を図るため、さらなる保安確保に取り組む必要がある。
関連する閣議決定や施政方針演説等における位置付け	平成17年4月に政府が策定した「京都議定書目標達成計画」では、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減対策・施策として、省CO2型の地域・都市構造や社会経済システムの形成において、環境性に優れた地域冷暖房の積極的な導入・普及を図ることが提言されている。 また、平成18年5月にとりまとめられた「新・国家エネルギー戦略」では、「省エネルギーフロントランナー計画」の中で省エネ型都市・地域の構築として、「未利用排熱等を利用した面的なエネルギー融通の推進等中長期的に検討を進める。」とされている。
ユーザーや有識者の意見	

規制影響実績評価書

法律名	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成12年制定)		
規制法主管課室名	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 放射性廃棄物等対策室	規制法主管課室長名	放射性廃棄物等対策室長 渡邊 厚夫

法令の目的	この法律は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるために必要な措置等を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。
法令の概要	高レベル放射性廃棄物の処分を計画的かつ確実に実施するため、平成12年5月に、処分実施主体の設立、処分費用の確保、処分地選定プロセスなどを内容とする「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(最終処分法)が成立。これを踏まえ、同年9月には、基本方針及び最終処分計画が閣議決定され、同年10月に処分実施主体である「原子力発電環境整備機構」(NUMO)が設立された。最終処分計画(平成17年10月改定)では、平成40年代後半を目途として最終処分を開始するとされている。 [処分実施主体] 処分実施主体のNUMOは、民間の発意により設立され、経済産業大臣により認可された法人である。経済産業大臣による監督を受けて、概要調査地区等の選定、最終処分事業の実施、拠出金の徴収などの業務を行う。NUMOが不測の事態により業務困難となった場合には、業務の引継など必要な措置が取られ、それまでの間、経済産業大臣が業務を引き受けることとされている。 [処分費用の確保] 平成32年頃までの原子力発電によって生じる使用済燃料をガラス固化体に換算した量は、約4万本とされ、これらのガラス固化体を処分するために必要な費用は、約3兆円と見積もられている。高レベル放射性廃棄物の発生者である発電用原子炉設置者(電力会社など)は、NUMOに対し、毎年、前年の原子力発電量に見合うガラス固化体の処分費用(平年分)を納付することが義務付けられている(ガラス固化体1本当たりの単価は約3,500万円であり、単価は毎年更新)。処分事業開始前(平成11年以前)の発電分に係る処分費用(過去分)については、15回に分けて分納することとなっている。

	〔資金管理〕 NUMOに納付された拠出金は、資金管理法として経済産業大臣の指定を受けた(財)原子力環境整備促進・資金管理センター(原環センター)が管理・運用を行う。経済産業大臣は、原環センターが透明かつ健全な資金管理業務を行うよう厳正な監督を行う。また、NUMOが処分事業を行うために必要な費用を原環センターから取り戻すためには、経済産業大臣の承認を得なければならない。 〔処分地選定プロセス〕 処分地の選定は、3段階のプロセス(①概要調査地区の選定、②精密調査地区の選定、③最終処分施設建設地の選定)を経ることとなっている。また、各段階における調査や評価に関する事項は、法令において明確に規定されている。NUMOが概要調査地区等を選定しようとするとき、経済産業大臣は、関係都道府県知事・市町村長の意見を聴いてこれを十分に尊重することとなっている。平成14年12月からNUMOは、概要調査地区を選定するための文献調査を行う地区について、全国の市町村を対象に公募を行っている。 また、平成19年6月には本法律が改正され、最終処分事業の対象廃棄物に、再処理施設等から発生するTRU廃棄物(長半減期低発熱放射性廃棄物)のうち比較的放射能濃度が高い廃棄物や代替取得(海外から返還される予定だったTRU廃棄物を少量の高レベル放射性廃棄物に交換して返還を受けること)により返還される廃棄物等が追加された。
規制実績	平成12年10月、処分実施主体のNUMOが、民間の発意により設立され、経済産業大臣により認可。 平成13年2月より、高レベル放射性廃棄物の発生者である発電用原子炉設置者(電力会社など)は、NUMOへ毎年度着実に拠出を行っており、平成19年3月末現在で、拠出残高は、4,999億円となっている。 NUMOは、処分地選定に向けた最初の段階である文献調査を行う地区について、全国の市町村を対象に公募を行っている。現在、文献調査の応募を得て、これを着実に進めるまでには至っていないが、関心を有する地域において、NUMOが理解促進活動を展開している。
現状の評価 (規制による便益)	総合資源エネルギー調査会原子力部会放射性廃棄物小委員会において、平成17年7月から平成18年6月にかけてTRU廃棄物の最終処分事業のあり方等についての審議を行った(計9回)。また、平成19年6月から11月にかけて最終処分事業を推進するための取組の強化策についての審議を行った(計4回)。

	(1) TRU廃棄物の最終処分事業のあり方等について TRU廃棄物の地層処分についての制度的措置は、TRU廃棄物には高レベル廃棄物と同様に地層処分をしなければならないものが含まれており、こうした廃棄物については、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」による高レベル廃棄物の地層処分と同様の制度的措置がなされるべき。この際、高レベル廃棄物とTRU廃棄物の両方について同じ実施主体(NUMO)による処分が可能となる制度とすることが適切。 海外からの返還廃棄物に関連する制度的措置は、我が国の電力会社は、1969年以来、英・仏の再処理事業者に使用済燃料の再処理を委託しており、これに伴って発生する放射性廃棄物については、我が国への返還が必要となっている。このうち、高レベル廃棄物については、既に返還が始まっており、六ヶ所村の貯蔵施設で貯蔵中。一方、今後、返還が予定されているTRU廃棄物について、英国より、放射線の影響が等しくなる量の高レベル廃棄物に交換して返還するとの提案あり。この交換方法については妥当であり、また、交換により輸送回数の減少等のメリットがあると評価できるので、これを踏まえ、国は、受入れ後の処分等のための措置を講じることが適切。 以上のような審議等を踏まえ、平成19年6月に最終処分法等の一部を改正する法案が成立。 (2) 最終処分事業を推進するための取組について 高知県東洋町を始め、最終処分事業に関心を持つ地域は現れているが、文献調査を開始するまでには至っていない。これまで応募が検討された地域での経緯等を顧みると、①事業を自分の問題として捉えるまでの幅広い国民の理解獲得、②正確な情報提供による、最終処分の安全性、処分地選定手続き等に対する地域住民の理解獲得、③国が前面に立った取組、④事業と地域との共生による地域振興の可能性の明確化等が課題。 また、法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。
今後の課題・改善	(1) TRU廃棄物の最終処分事業のあり方等について 今後、整備された枠組に基づき、処分事業を着実に進めていくことが必要。 (2) 最終処分事業を推進するための取組について 最終処分事業を着実に進めるための取組について、広報活動の強化として、①最終処分事業の必要性等に関する国民全般への広報の拡充、②最終処分の安全性・処分地選定手続き・地域振興等に関する地域広報の充実、国が前面に立った取組として、NUMOの公募による方法に加え、地域の意向を十分に尊重した国による文献調査の実施の申入れを追加、都道府県を含めた当該地域における広域的な地域振興構想の提示など、国、NUMOや電気事業者などが連携しながら、最大限努力していくことが必要。

関連する閣議決定 や施政方針演説等 における位置付け	○ 原子力政策大綱(平成17年10月閣議決定) ・ 国は、事業者による地層処分が想定されるTRU廃棄物と高レベル放射性廃棄物を併置処分する場合の相互影響等の評価結果を踏まえ、その妥当性を検討し、その判断を踏まえて、実施主体のあり方や国の関与のあり方等も含めてその実施に必要な措置について検討を行うべきである。 ○ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄)[平成19年6月] ・ 高レベル放射性廃棄物の最終処分地が遅滞無く確実に選定されるよう、最終処分事業等に関する広報活動について早急に検討を行うこと。その際、最終処分地選定に至るスケジュール、手順を明確にし、処分に関する研究を公開するなどして広く国民の理解を得るよう努めること。(衆議院) ・ 特定放射性廃棄物の最終処分事業については、その重要性に鑑み、最終処分地が遅滞なく確実に選定されるよう、最終処分場の安全性や地域振興の効果などについて国民の十分な理解を得るため、国が主導的に取り組むこと。その際、国、原子力発電環境整備機構及び電気事業者等は、情報公開を徹底し透明性を確保すること。また、最終処分の責任を国が負うことを踏まえ、最終処分の具体的在り方について早急に検討すること。(参議院)
ユーザーや 有識者の意見	○原子力委員会高レベル放射性廃棄物処分懇談会報告書(平成10年5月) 法律の制定を含めて今後、関係機関が進めるべき具体的な方策の策定に向けた基本的な考え方や検討をすべき。 ○原子力政策大綱(原子力委員会、平成17年10月) 国は、事業者による地層処分が想定されるTRU廃棄物と高レベル放射性廃棄物を併置処分する場合の相互影響等の評価結果を踏まえ、その妥当性を検討し、その判断を踏まえて、実施主体のあり方や国の関与のあり方等も含めてその実施に必要な措置について検討を行うべきである。 ○総合資源エネルギー調査会原子力部会放射性廃棄物小委員会報告書(平成18年6月) TRU廃棄物の地層処分事業についても、高レベル放射性廃棄物の最終処分法と同様の制度のもと、事業が行われることが適切である。 ○総合資源エネルギー調査会原子力部会放射性廃棄物小委員会報告書中間とりまとめ(平成19年11月) 国は、高レベル放射性廃棄物の最終処分をエネルギー政策の一環として推進していく立場から前面に出ることが求められている。

規制影響実績評価書

法律名	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律(平成17年制定)		
規制法主管課室名	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 放射性廃棄物等対策室	規制法主管課室長名	放射性廃棄物等対策室長 渡邊 厚夫

法令の目的	この法律は、原子力発電における使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、使用済燃料再処理等積立金の積立て及び管理のために必要な措置を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。
法令の概要	核燃料サイクルの根幹をなす再処理事業、及び再処理に伴い発生する放射性廃棄物の処分や再処理施設の解体等の事業(以下、「再処理等事業」)については、極めて長い期間(300 年程度)を要するとともに、その費用については発電コストの一部をなし、電気料金として回収されることとなる等、非常に公共性の高い事業である。また、平成 17 年 3 月には、我が国初の商業用再処理工場である六ヶ所再処理工場において使用済燃料を用いた最終的な試験(アクティブ試験)が開始され、近く本格稼働する見通しとなっている。したがって、再処理等事業に要する将来費用を適正に見積もった上で、その資金を安全かつ確実に、また透明性が担保された形で確保していくことが必要である。 こうした状況を踏まえ、再処理等の事業を適正に実施するための必要な措置等を講じ、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ること等を目的として、平成 17 年 5 月に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(以下、「再処理等積立金法」)が、成立した。 再処理等積立金法は、原子力発電における使用済燃料の再処理等事業を適正に実施するため、実用発電用原子炉設置者、すなわち電力会社に対して、将来の再処理等に要する費用に充てるため、経済産業大臣が指定する資金管理法人へ積立金を積み立てることを義務付けるものであり、主な内容は以下の通りである。 (1)使用済燃料再処理等積立金の資金管理法人への積立ての義務付け

	① 届 出 実用発電用原子炉設置者及び再処理事業者等は、毎年度、再処理等の実施計画等を経済産業大臣に届け出なければならない。 ② 積立額の算定と通知 経済産業大臣は、実用発電用原子炉の運転に伴う使用済燃料の発生状況や再処理施設の再処理能力及び稼働状況、再処理等事業に要する費用など、①で届け出られた事項を基礎として実用発電用原子炉設置者が当該年度に積み立てるべき額の算定を行い、実用発電用原子炉設置者ごとに通知する。 ③ 積立て 実用発電用原子炉設置者は、毎年度、経済産業大臣から②の通知を受けた額を資金管理法人に積み立てることとなります。 ④ 使用済燃料再処理等積立金の資金管理法人からの取戻し 実用発電用原子炉設置者が取戻しを行う際には、取戻しに関する計画を作成し、経済産業大臣の承認を受けた上で、当該計画に従って取戻し、使用する。 (2) 資金管理法人の指定・監督 経済産業大臣は、申請により、全国を通じて一個に限り、営利を目的としない法人を資金管理法人として指定します。資金管理法人は、積立金の管理や取り戻された積立金が確実に再処理等に支出されることの確認の業務を行います。また、経済産業大臣が必要に応じて、資金管理法人に対し監督命令や立入検査等を行うことで、その資金管理業務を監督することとなる。 なお、平成 17 年 10 月に資金管理法人として(財)原子力環境整備促進・資金管理センターが指定された。
規制実績	本制度に基づき、平成17年3月より、再処理等積立金の積立て及び管理が着実に行われているところであり、平成19年12月末現在で、積立金残高は、1兆3,246億円となっている。
現状の評価 (規制による便益)	本法に基づき、再処理等積立金の積立て及び管理を着実にやっている。 なお、法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。
今後の課題・改善	長期間に及びかつ多額な費用を要する原子力発電における使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、本法に基づき、再処理等積立金の積立て及び管理を着実にやっていくことが必要である。

関連する閣議決定 や施政方針演説等 における位置付け	○ エネルギー基本計画(平成16年10月閣議決定) ・ バックエンド事業全般にわたるコスト構造、原子力発電全体の収益性等を分析・評価する場を立ち上げ、その結果を踏まえ、官民の役割分担の在り方、既存の制度との整合性等を整理した上で、平成16年末までに、経済的措置等の具体的な制度及び措置の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずることとする。 ○ 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案に対する附帯決議(抄)〔平成17年4月〕 ・ 巨額の資金の安全・透明な管理という資金管理法の業務の重要性にかんがみ、政府として、資金管理法の指定に関して説明責任を果たすよう務めるとともに、試験管理法に対し十分な指導監督を行うこと。(衆議院) ・ 国策の基本をなすエネルギー政策全般にわたって、その円滑な遂行に遺漏なきを期するために、関係省庁間においてもより緊密な連携を図るとともに、将来に向けて、政策を効果的に遂行する組織・体制の在り方についても検討を進めるものとする。(衆議院)
ユーザーや 有識者の意見	○ 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会中間報告「バックエンド事業に対する制度・措置の在り方について」(平成16年8月) ・ 極めて長期間要し、事業の不確定性もバックエンド事業に係る費用について必要な措置が講じられないままでは、自由化が大きく進展する中で原子力発電に対する投資が必要以上に萎縮してしまう懸念がある。 ・ 真に国民のためとなる新たな電気事業制度の礎となることを期待する。